

決済システムレポート

2006

PAYMENT AND
SETTLEMENT
SYSTEMS
REPORT

日本銀行

2007年7月



BOJ
Reports & Research Papers

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行決済機構局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

目 次

要 旨

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第 1 部 主な決済システムにおける 2006 年中の決済の動向..... | 1 |
| 第 1 章 概況..... | 1 |
| 第 1 節 資金決済の動向 | |
| 第 2 節 証券決済の動向 | |
| 第 2 章 決済リスクへの対応状況..... | 9 |
| 第 1 節 日銀当座預金決済における対応状況 | |
| 第 2 節 民間決済における対応状況 | |
| 第 3 節 当面の課題 | |
| 第 2 部 決済システムの改善に向けた動き..... | 20 |
| 第 1 章 日銀ネットの改善..... | 20 |
| 第 1 節 ネットワークインフラの高度化 | |
| 第 2 節 次世代 RTGS の推進 | |
| 第 2 章 証券決済システムの改善に向けた動き..... | 24 |
| 第 1 節 証券決済制度改革の動向と日本銀行の取組み | |
| 第 2 節 日本銀行の運営する証券決済システムの動向 | |
| 第 3 節 民間証券決済システムの動向 | |
| 第 3 章 業務継続体制の強化に向けた取組み..... | 32 |
| 第 1 節 日本銀行における業務継続体制の充実に向けた取組み | |
| 第 2 節 金融市場、金融機関の業務継続力強化の動き | |
| 第 3 部 小口決済における特徴的な動き..... | 34 |
| － 電子マネーの利用拡大および小口決済のセキュリティ － | |
| 第 1 章 電子マネーの利用拡大..... | 34 |
| 第 1 節 電子マネーの利用拡大を後押しした要因 | |
| 第 2 節 電子マネーの今後の動向を考えるうえでの留意点 | |

| | | |
|--------------------------------|--------------------------------------------|----|
| 第2章 | キャッシュカードやインターネット・バンキングの情報セキュリティ強化に向けた動き... | 44 |
| 第1節 | キャッシュカードの情報セキュリティ | |
| 第2節 | インターネット・バンキングの情報セキュリティ | |
| 第4部 | 日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直し..... | 47 |
| 第1章 | 概要..... | 47 |
| 第2章 | 最近の環境変化..... | 48 |
| 第1節 | 現金事務の営業店からの切離し | |
| 第2節 | 現金事務の警備輸送会社への委託 | |
| 第3章 | 日本銀行サービスの見直しの必要性..... | 49 |
| 第4章 | 日本銀行当座預金・現金供給サービスの具体的な見直し策..... | 50 |
| 第1節 | 取引拠点の柔軟化 | |
| 第2節 | 現金授受事務の担い手の拡大 | |
| 第3節 | 新たな現金受払請求手段の導入 | |
| 第5章 | スケジュール..... | 56 |
| 付属論文..... | | 58 |
| 「OTC デリバティブ取引の約定後の事務処理を巡る動き | | |
| － BIS 支払・決済システム委員会による検討報告書 － 」 | | |
| 資料編..... | | 64 |
| 図表1：わが国決済システムの鳥瞰図..... | | 65 |
| 図表2：わが国決済システムに関する主な動き（年表）..... | | 66 |
| 決済システムに関する参考文献..... | | 72 |
| 統計編..... | | 74 |

■ 要 旨 ■

「決済システムレポート」は、最近のわが国決済システムの動きを概括し、今後の課題を把握することを目的に、2006年3月、創刊号を発刊した。創刊号では各決済システムの決済の仕組みやリスク管理策を網羅的に解説することを一つの狙いとしたが、2回目となる今回は、その後（主として2006年中）の特徴的な動きに焦点をあて、決済を巡る環境変化がどのような新たな課題を提起しているかを探ることに力点を置いている。

I. 主な決済システムにおける2006年中の決済の動向

2006年入り後、わが国の各決済システムが取り扱う決済金額・件数は、量的緩和政策の解除や政策金利の引上げといった金融政策の変更や景気拡大を背景とした各種金融市場における取引増加等から、増加あるいは高水準で推移した。

日本銀行当座預金決済は、2002年をボトムに緩やかな増加傾向にあったが、2006年3月の量的緩和政策の解除以降、国債レポなど市場取引の活発化に伴い、その水準を大きく切り上げてきた。外国為替円決済制度、CLS（円取引分）の取扱金額は、ともに外為取引の拡大を背景に増加基調で推移した。全国銀行内国為替制度の取扱金額は、2003年以降、漸増傾向を辿っている一方、手形交換の動向（東京手形交換所の交換高）をみると、内為制度などに決済方法を変更する動きが続いており、取扱金額は趨勢的に減少している。

国債決済は、国債発行額の増加やレポを含む国債取引の増加により、金額・件数ともに増加を続けた。短期社債（電子CP）決済は、発行および現先取引の活発化を映じて大幅な伸びを記録した。社債等一般債決済は、既発債の一般債振替制度への移行が進む中、増加傾向で推移した。株式決済は、株式市場の活況が一服したことから、前年比やや減少したものの、依然高水準で推移した。この間、日本証券クリアリング機構およびほふりクリアリングの清算対象取引高も、株式決済とほぼ同様の動きとなった。

以上のような決済の増加が各決済システムや金融機関に与えた影響と対応状況についてみると、全体としては、厳格なリスク管理策を維

持しながら、円滑な決済の進捗を達成するなど、決済の増加という環境変化に順応してきた。

もっとも、個別金融機関のレベルでは、決済用資金の調達や決済の進捗管理に工夫が必要となっている。また、民間決済システムでも、リスク管理策の実効性維持や事務処理能力の確保に向けた取り組みが必要となってきた。日本銀行でも、こうした決済を巡る環境変化を踏まえ、円滑な決済を実現していくための仕組みや体制作り継続的に取り組んでいく方針である。

II. 決済システムの改善に向けた動き

(日銀ネットの改善)

日本銀行は、ネットワーク技術の進展や標準化などに積極的に対応する観点から、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）のネットワークインフラの高度化を進めている。2006年11月より、日銀ネットの新端末の利用が開始され、利用先が順調に増加しており、2008年4月頃までに移行が完了する予定である。日銀ネットと金融機関とのコンピュータ接続についても、TCP/IPプロトコルを用いた新たな接続方式への移行が進んでおり、次世代RTGS構想の第1期対応の稼働開始（2008年10月予定）までに移行が完了する予定となっている。

また、日本銀行は、次世代RTGS構想の実現に向け、システム開発等を進めている。2006年度は、流動性節約機能の導入と外為円取引の完全RTGS化する第1期対応について、日銀ネットの仕様等の検討を進め、稼働開始予定日等の具体的なスケジュールを決定・公表した。また、短期金融市場取引活性化研究会や東京銀行協会と連携しつつ次世代RTGS後の市場慣行の検討を進めている。

(証券決済システムの改善に向けた動き)

日本銀行が運営する国債振替決済制度の参加者をみると、外国間参加者の数が一貫して増加している。また、2006年度後半には、2つの国際証券集中保管機関が相次いで外国間参加者として同制度に参加した。

民間証券決済システムの動向をみると、2006年中も証券の完全ペーパーレス化、DVP決済の対象証券拡大、STPの推進に向けた取組みが続けられた。2006年1月には一般債が、2007年1月には上場投資信託を除く投資信託が完全ペーパーレス化された。現在は、上場投資信託、株式等の完全ペーパーレス化に向けた取組みが進められている。DVP化に向けた動きをみると、2006年1月に一般債、2007年1月に投資信託についてDVP決済が実現した。証券決済のSTP化については、証券保管振替機構が提供する約定・決済の照合システムの業務拡充が行われたほか、同システムと他の清算・決済システムとの接続による新サービスの提供が開始された。

(業務継続体制の強化に向けた取組み)

日本銀行は、2006年中、日本橋本店が使用不能となる場合を想定した代替業務拠点の設備および運用体制の整備・拡充を行ったほか、災害等緊急時の業務継続要員の参集体制を強化した。また、コンピュータ・システムのバックアップについても、その対応力の一層の強化に取り組んだ。こうした体制面の整備のほか、各種訓練の実施により運用面の強化にも注力した。

市場参加者の間では、災害その他の危機時にあっても金融市場の機能が確保されるよう、被災時の情報共有体制や市場慣行変更の推奨のあり方など被災時の業務継続力強化に向けた体制整備・運用面の強化が進められている。また、金融機関の業務継続体制についても、近年、着実に整備が進展している。日本銀行としては、市場の業務継続力強化に向けた検討・体制整備に参画し、市場参加者の取組みを積極的に支援するとともに、考査やオフサイト・モニタリング等の場を通じて、金融機関との間で業務継続に関する議論を深め、一層の連携強化に努めている。

Ⅲ. 小口決済における特徴的な動き

(電子マネーの利用拡大)

近年、電子マネーの利用が拡大している。電子マネー保有者側、小売店等の加盟店側の要因、技術進歩による迅速な決済処理等の複数の要因が重なり合って利用拡大を後押ししたとみられる。この先も当面

は、電子マネー発行体の新規参入や利便性の更なる向上等により、電子マネーの利用拡大が続くとみる向きが多い。

将来、電子マネーがどのような成長軌道を辿るのかについては、今後の競争環境や社会・技術環境などに大きく左右される可能性が高く、かなりの幅をもってみる必要がある。今後、発行体同士の競争環境がより厳しくなる中で、電子マネーの各発行体・運営体は、電子マネーの安定性や信頼性を維持し、技術革新に応じてセキュリティを強化するよう努力をしていくことが求められる。

電子マネーが、安心・便利に利用できる状況が維持されるのであれば、将来的にマイクロ・ペイメントとして一定の地歩を築く可能性がある。ただ、その場合であっても、現金選好が際立って高いわが国において、現金需要全体にまで大きな影響を及ぼすかどうかは、現時点では見定め難い。

日本銀行は、電子マネーの持つ潜在成長性と、リスクや課題の双方を念頭に置きつつ、現金等その他の決済手段を含め、小口決済手段が全体として安全で効率的に利用されるよう、必要な働きかけをし、また、日本銀行自身の取組みを行っていきたいと考えている。

(キャッシュカードやインターネット・バンキングの情報セキュリティ強化に向けた動き)

2006年中、キャッシュカードの情報セキュリティを強化する観点から、金融機関では、ICカード化、生体認証を導入する動きが続いた。また、普及率の引上げを図るため、こうした新たなセキュリティ手段間での相互運用性を改善する動きがみられた。

インターネット・バンキング犯罪については、被害件数は漸増傾向にある中、金融機関の間でセキュリティ確保を経営戦略ととらえ、本人認証強化等により差別化を図ろうとする動きがみられている。

IV. 日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直し

金融機関の現金取扱いを巡る環境は、現金事務の営業店からの切離しや現金事務の警備輸送会社への委託の拡がりなど、近年、大きく変化してきている。こうした状況を踏まえて、日本銀行は、2006年7月

に設置した「当座預金・現金供給サービスの見直しに関するタスクフォース」において、これらサービスに関する見直し案を検討してきたが、2007年5月、市中協議を踏まえ、現金供給を始めとする当座預金サービスを、より柔軟に利用可能なよう、「取引拠点の柔軟化」と「現金授受事務の担い手の拡大」を2つの柱とする新たな仕組みを導入することとした。

（取引拠点の柔軟化）

これまで日本銀行は、取引先金融機関に当座預金サービスを提供するに当たっては、当座預金口座を開設する日本銀行本支店の業務区域内に、当該取引先金融機関の「本店または支店」が存在することを求め、これを、日銀小切手の振出しを始めとする各種取引の拠点として扱ってきた。今回、金融機関の拠点が多様になっていることに対応して従来の扱いを見直し、「当座預金口座の開設に当たっては、勘定店の業務区域内に『一定の条件を満たした取引拠点』が存在すれば足りる」とすることとした。

（現金授受事務の担い手の拡大）

これまで日本銀行は、取引先金融機関が勘定店との間で現金を授受しようとする場合、取引先金融機関自身の職員がその事務を行うか、仮に他者に委託する場合でも、原則として「当該取引先金融機関の100%事務子会社」に限る扱いとしていた。日本銀行では、現金輸送事務を警備輸送会社に委託する金融機関が一段と増加していることを踏まえ、現在の取扱いを見直し、「取引先金融機関が、その取引拠点と勘定店との間の現金授受事務を委託できる者の範囲を、『一定の条件を満たした警備輸送会社等』にまで拡大する」こととした。これにより、例えば、取引先金融機関と資本関係のない警備輸送会社等の職員が、単独で、当該取引先金融機関が振出した日銀小切手を勘定店に搬送・呈示し、現金を持ち帰ることが可能となる。

第1部 主な決済システムにおける2006年中の決済の動向

第1章 概況

2006年入り後、わが国の各決済システム（資料編・図表1を参照）が取り扱う決済金額・件数は、量的緩和政策の解除や政策金利の引上げといった金融政策の変更や景気拡大を背景とした各種金融市場における取引増加等から、増加あるいは高水準で推移した。

以下、本章では、日本銀行が運営する日本銀行当座預金決済（以下、「日銀当座預金決済」という）および国債決済と、民間の資金・証券決済システムにおける決済動向を概観する¹。

第1節 資金決済の動向

1. 日銀当座預金決済

日銀当座預金決済は、金融機関間で行われる資金取引の決済や、国債等証券取引の代金決済、民間時点ネット決済システムの最終尻の決済などに利用されている。同決済は、日本銀行が運営する日本銀行金融ネットワークシステム（以下、「日銀ネット」という）によって処理されている。

日銀当座預金決済は、2002年をボトムに緩やかな増加傾向にあったが、2006年3月の量的緩和政策の解除以降、国債レポなど市場取引の活発化に伴い、その水準を大きく切り上げてきた。2006年中の決済金額は前年比+15.8%の102兆円、決済件数は同+3.4%の2.2万件と、大幅な伸びを記録した²。また、2007年入り後も、決済金額については3月に、2001年1月の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下、「RTGS」という）への変更後の既往ピーク（188兆円）を記録したほか、決済件数も1月の投資信託の証券資金同時受渡（Delivery versus Payment、以下、「DVP」という）の開始もあって大きな伸びを示すなど、増勢が続いている（図表1-1、後掲BOX1-1参照）。

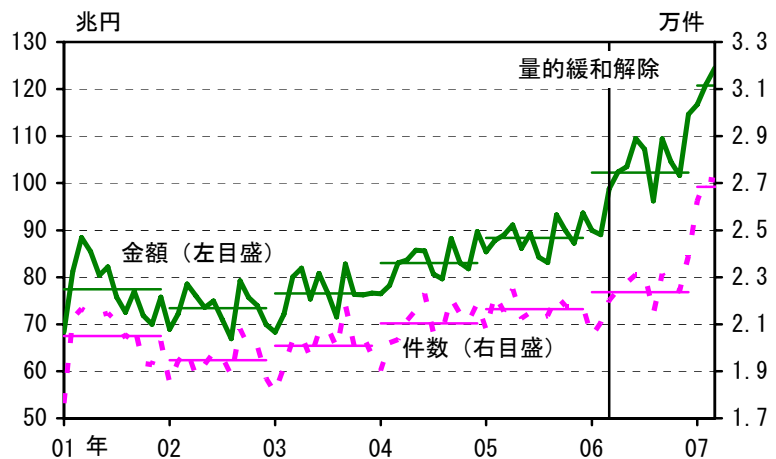
¹ 各決済制度に関する詳細な解説、および1990年代以降の長期的な決済金額・件数の推移については、日本銀行「決済システムレポート2005」（2006年3月）を参照。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

² 本文および図表中の計数は、特に断りのない限り、1営業日平均、片道ベース（振替であれば、入金か引落しのいずれか）。なお、2007年中の計数は、2007年1～3月の実績に基づく。

図表 1-1 日銀当座預金
決済の推移

(注) 折れ線グラフは各月の1営業日平均、水平線は期間中の1営業日平均を表す。以下同じ。

(出所) 日本銀行

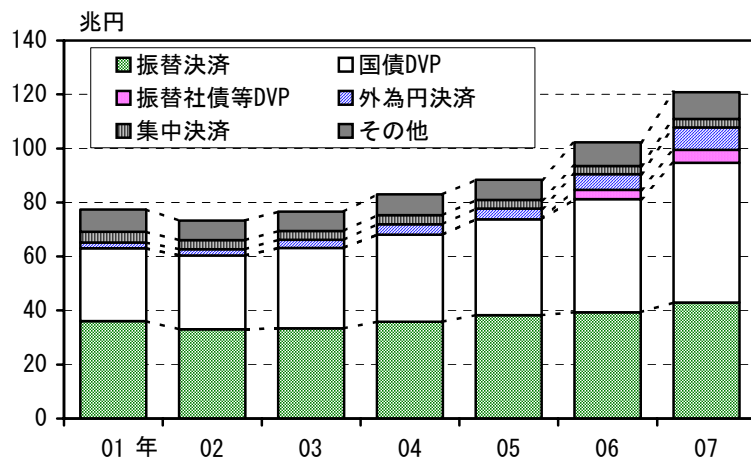


2006年中の決済金額の内訳をみると、国債決済に連動する資金決済（国債DVP）の寄与（前年比寄与度+7.4%）が顕著なほか、コール取引等の資金決済（振替決済）、外国為替円決済制度（以下、「外為円制度」という）のもとでの資金決済（外為円決済）、振替社債等（電子CP、社債等）取引に関する資金決済（振替社債等DVP）の寄与（それぞれ同+3.3%、+2.0%、+3.6%）が目立つ（図表 1-2）。

図表 1-2 日銀当座預金
決済の内訳

(注) 「振替決済」は主にコール取引の資金決済、「国債DVP」は国債DVPに伴う代金決済、「振替社債等DVP」は振替社債等DVPに伴う代金決済、「外為円決済」は外為円制度のもとでの資金決済、「集中決済」は民間資金決済システム（除く外為円制度）の最終尻の決済、「その他」は金融機関と日本銀行との資金決済等を表す。

(出所) 日本銀行



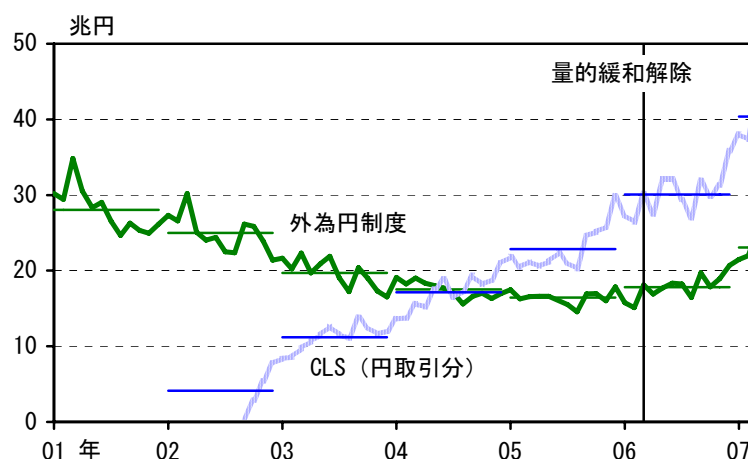
2. 民間資金決済

外為取引に関する円決済は、主に、東京銀行協会（以下、「東銀協」という）が運営する外為円制度と、ドル/円取引などの2通貨取引を対象とするクロスボーダーの多通貨決済システムであるCLS(Continuous Linked Settlement)を通じて行われている。

外為円制度、CLS（円取引分）の取扱金額は、ともに外為取引の拡大を背景に増加基調で推移し、2006年中は、外為円制度の取扱金額が前年比+8.6%の18兆円、CLSが同+31.7%の30兆円となった。外為円制度は、2002年以降、CLSへの対象取引の移行が続く中、減少傾向を辿ってきたが、こうした移行がほぼ一巡したことに加え、外為円制度の対象であるユーロ円取引が活発化したこともあり、5年振りに増加した。2007年入り後は、両決済システムともに一段と増勢を強めている（図表1-3）。

図表 1-3 外為決済の推移

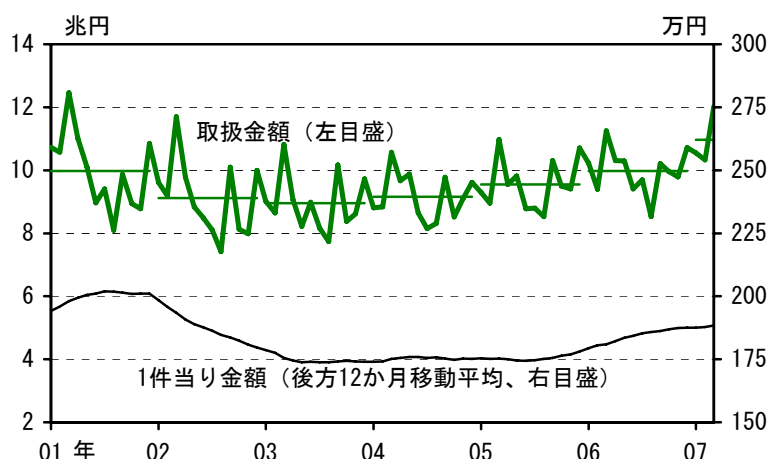
（出所）東銀協、CLS



全国銀行内国為替制度（以下、「内為制度」という）は、振込、送金など国内の為替取引のため、参加者間の為替通知の授受および資金決済を集中的に行う制度であり、東銀協が運営する全銀システムによって処理されている。内為制度の取扱金額は、2003年以降、漸増傾向を辿っている。また、2005年以降は、1件当たり金額が緩やかに増加するなど、大口取引が増加している様子が窺われる（図表1-4）。

図表 1-4 内為決済の推移

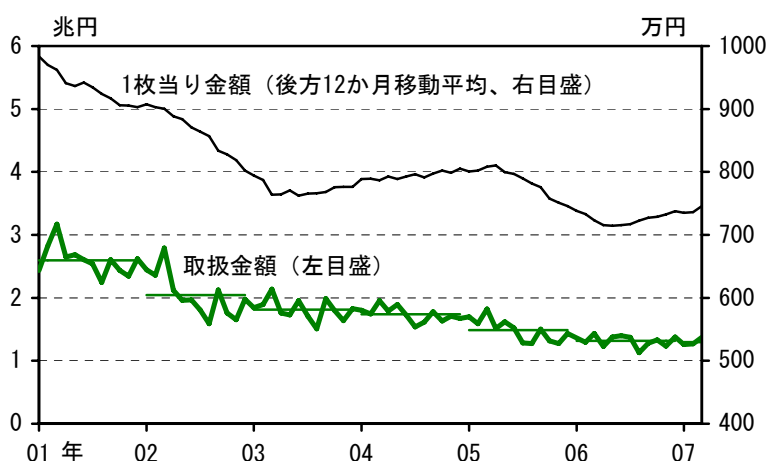
(出所) 東銀協



手形交換制度について、全国の手形交換の約 7 割を取り扱う東京手形交換所の動向をみると、取扱金額は趨勢的に減少している(図表 1-5)。これは、企業等において、印紙税負担や手形・小切手の管理・受渡負担を軽減するため、内為制度などに決済方法を変更する動きが続いていることによる。

図表 1-5 手形交換高(東京手形交換所)の推移

(出所) 東銀協



第 2 節 証券決済の動向

1. 国債決済

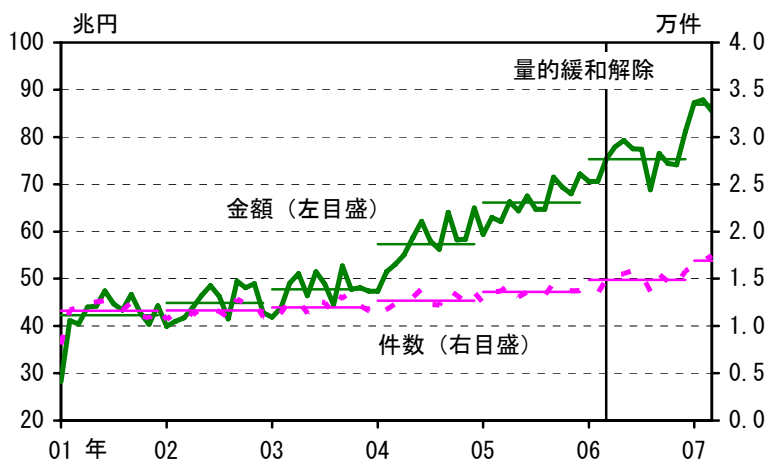
国債決済(日銀ネットにおける国債の振込口座振替・移転登録)は、国債発行額の増加やレポを含む国債取引の増加により、金額・件数ともに増加を続けた。2005年5月から日本国債清算機関(以下、「JGBCC」

という) が清算業務を開始したことで、国債決済の増加ペースは幾分緩和されたものの、2006年中の決済金額(額面ベース)は前年比+13.9%の75兆円、決済件数は同+9.3%の1.5万件と、既往ピークを記録した。2007年入り後は、金額・件数ともに一段と増勢を強めている(図表1-6)。

図表 1-6 国債決済の推移

(注) 国債決済は、振込口座振替と移転登録の合計を表す。金額は額面ベース。

(出所) 日本銀行

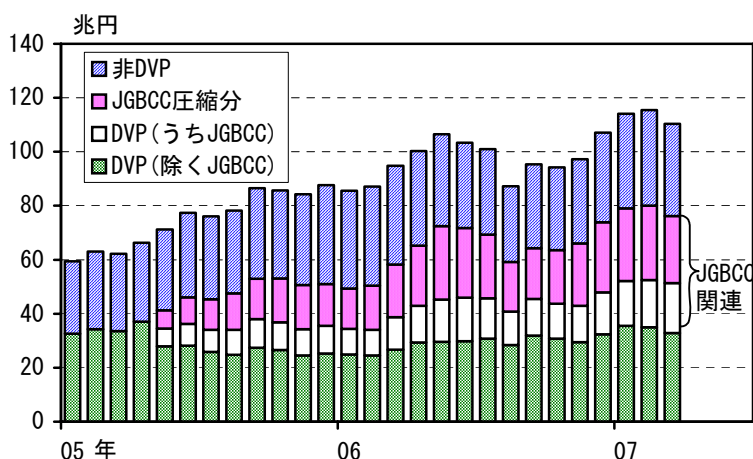


なお、国債取引全体に占めるJGBCCの清算対象取引高の割合(額面金額ベース)³は、2006年中は31%と、前年から7%ポイント拡大しており、仮にJGBCCが清算業務を行っていなければ、2006年中の国債決済金額は前年比+20.4%の90兆円となっていた計算になる(図表1-7)。

図表 1-7 国債決済の内訳

(注) 「DVP(うちJGBCC)」はJGBCCを相手方とする国債DVP、「DVP(除くJGBCC)」はそれ以外の国債DVPを表す。また、「JGBCC圧縮分」はJGBCCの清算対象取引高と清算後決済高の差額を表す。いずれも額面ベース。

(出所) JGBCC、日本銀行



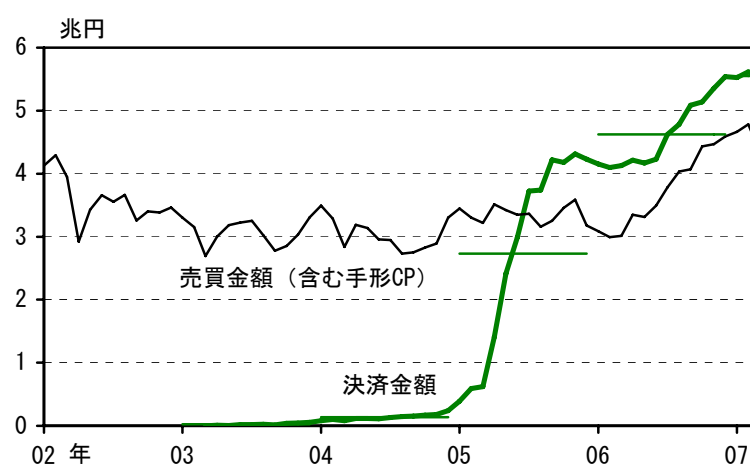
³ JGBCCを相手方としない国債決済と、JGBCCの清算対象取引高の合計を国債取引全体と単純にみなして試算。

2. 民間証券決済

短期社債決済（証券保管振替機構（以下、「JASDEC」という）における電子CPの振替）は、手形CPからの移行により大幅増となった2005年に続き、発行および現先取引の活発化を映じて大幅な伸びを記録した。2006年中の決済金額（額面ベース）は前年比+67.9%の4.6兆円、決済件数は同+62.6%の953件となった。2007年入り後も、伸び率は鈍化しているものの、増加傾向が続いている（図表1-8）。

図表 1-8 短期社債決済の推移

（出所）JASDEC、日本証券業協会

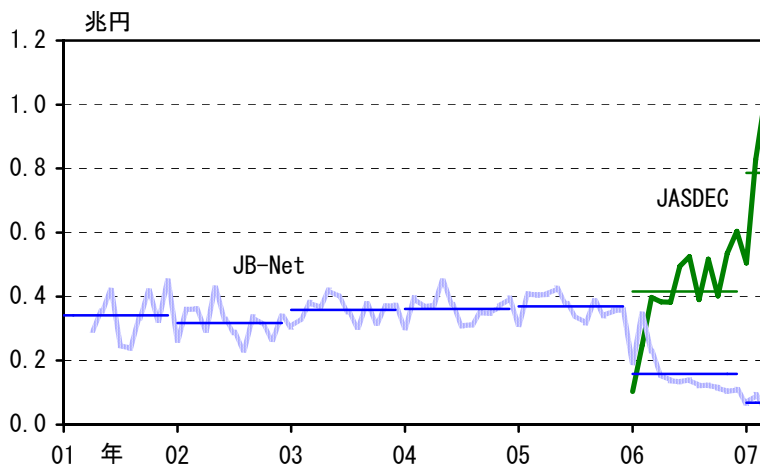


一般債決済（JASDECにおける一般債（社債、地方債、政府保証債、円建外債等）の振替。2006年1月から開始）は、2008年1月の登録社債等に関する税制優遇措置の廃止を控え、既発債の一般債振替制度への移行が進む中、増加傾向で推移した。2006年中の決済金額（額面ベース）は0.4兆円、決済件数は746件となった。2007年入り後も、金額・件数ともに増加傾向が続いている（図表1-9）。

こうした中、1997年以降、社債等登録制度のもとで登録機関と証券会社等を結ぶオンライン・ネットワーク（JB-Net）を運営してきた債券決済ネットワークは、一般債振替制度への移行処理の完了に伴い、2007年4月27日をもって業務を終了のうえ、解散した（第2部第2章第3節1.(1)を参照）。

図表 1-9 一般債決済の
推移

(出所) JASDEC、JB-Net



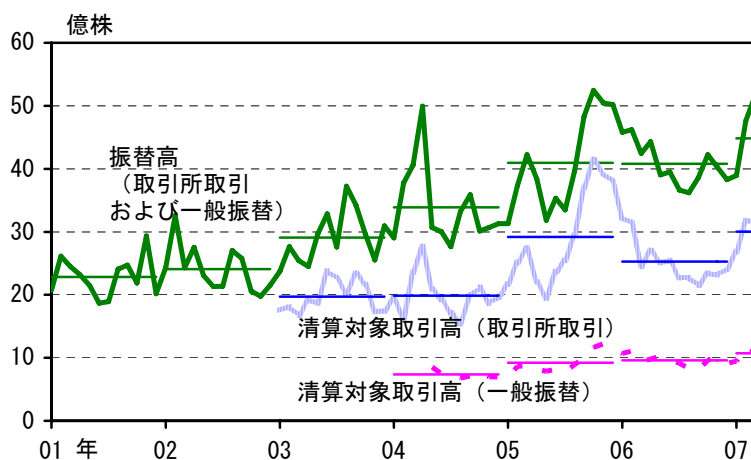
2006 年中の株式決済（JASDEC における株式の振替）は、株式市場の活況が一服したことから、前年比やや減少したものの、依然高水準で推移し、決済件数は 41 億株（前年比▲0.7%）となった。2007 年入り後は、再び増勢が強まっている。（図表 1-10）。

この間、6 つの証券取引所（東京、大阪、札幌、名古屋、福岡、ジャスダック）取引の清算業務（取引所取引分）を行っている日本証券クリアリング機構（以下、「JSCC」という）と、取引所取引以外の取引の清算業務（一般振替分）を行っているほふりクリアリング（以下、「JDCC」という）の清算対象取引高も、株式決済とほぼ同様の動きとなった。

図表 1-10 株式決済の推移

(注)「振替高」のうち、取引所取引分は、渡し方から JSCC および JSCC から受け方への振替株数、一般振替分は、渡し方から受け方（DVP であれば JDCC）への振替株数を計上。

(出所) JASDEC、JSCC、JDCC



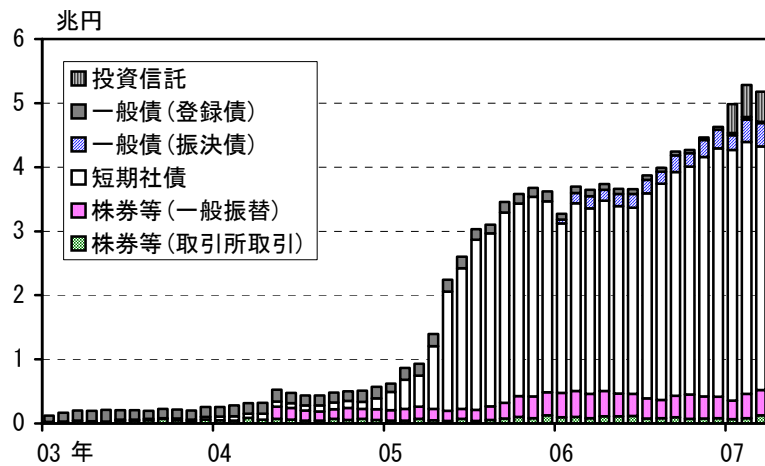
【BOX 1-1】証券決済のDVP

国債決済は、1994年に日本銀行が日銀ネットでの資金決済と国債決済を連動させることによりDVPを実現している。2006年中の国債DVP決済金額は、前年比+18.5%の42兆円となった。

国債以外の証券についても、証券決済制度改革のもと、日銀ネット（資金決済）と民間証券決済システムの連動により、DVP対象取引が順次拡大している（第2部第2章第3節2.を参照）。2006年中の証券（除く国債）DVP決済金額は、短期社債分を主因に増加した（図表B1-1-1）。また、振替社債等（短期社債、一般債、投資信託）DVP決済件数は、2007年入り後、投資信託のDVP開始に伴い、大きな伸びを示した（図表B1-1-2）。

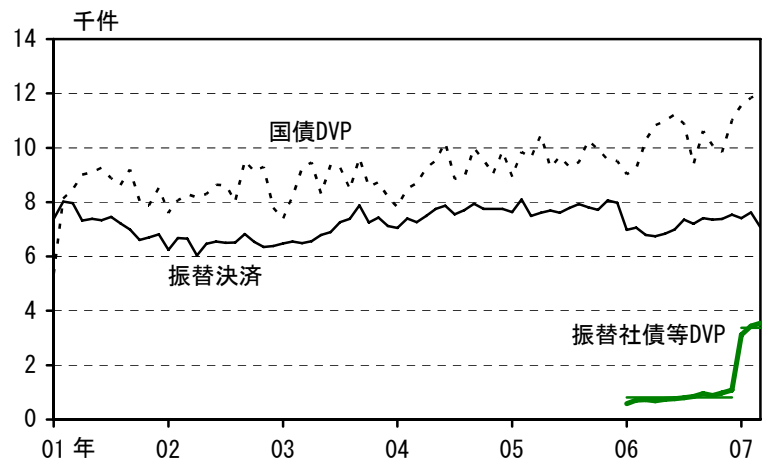
図表 B1-1-1 証券（除く国債）DVPの推移

（出所）JSCC、JDCC、JASDEC、JB-Net



図表 B1-1-2 振替社債等DVPの推移

（出所）日本銀行



第2章 決済リスクへの対応状況

本章では、第1章でみた決済の増加が各決済システムのリスク管理の枠組みや運営に与えた影響と対応状況について点検していく。

第1節 日銀当座預金決済における対応状況

1. 決済進捗の管理

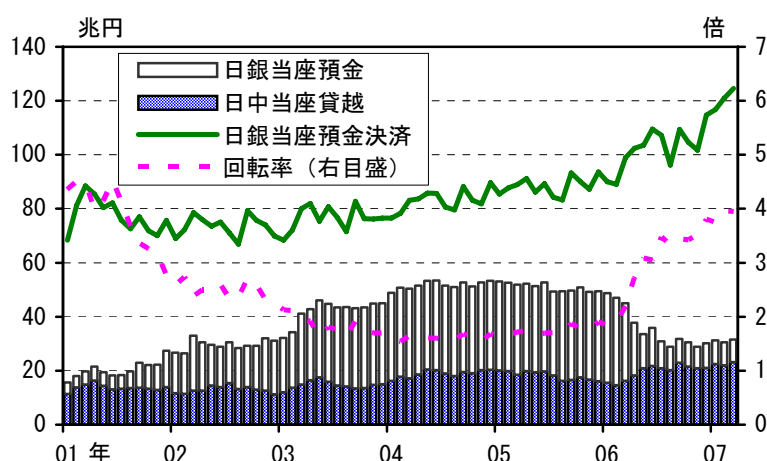
日銀当座預金決済に利用される決済用資金には、金融機関の手持ちの日銀当座預金のほか、日本銀行が提供する日中当座貸越がある。日銀当座預金は、量的緩和政策のもと、その残高の目標値が順次引き上げられ、2004年1月から2006年3月までの間は30兆円を上回る水準となっていた。この間、日中当座貸越は20兆円程度で推移し、決済用資金は、ピーク時には50兆円を超える水準に達した。量的緩和政策の解除後は、一転して日銀当座預金の水準が切り下げられたことで、決済用資金は、30兆円程度まで減少した。

こうした決済用資金の減少と並行して、日銀当座預金決済金額が増加した結果、決済用資金の回転率(=決済金額/決済用資金)は、量的緩和政策の解除直後に大きく上昇し、その後も緩やかながら上昇を続けている(図表1-11)。RTGSのもとでは、回転率が高くなるほど、決済用資金の確保や決済進捗の管理などについて、各金融機関のよりきめ細かな対応が求められることとなる。

図表 1-11 決済金額と
決済用資金の関係

(注)「日銀当座預金」は積み期間中の1営業日平均、「日中当座貸越」は利用額の日中ピークの1営業日平均、「回転率」は日銀当座預金決済と決済用資金(日銀当座預金と日中当座貸越の合計)との比を表す。

(出所) 日本銀行

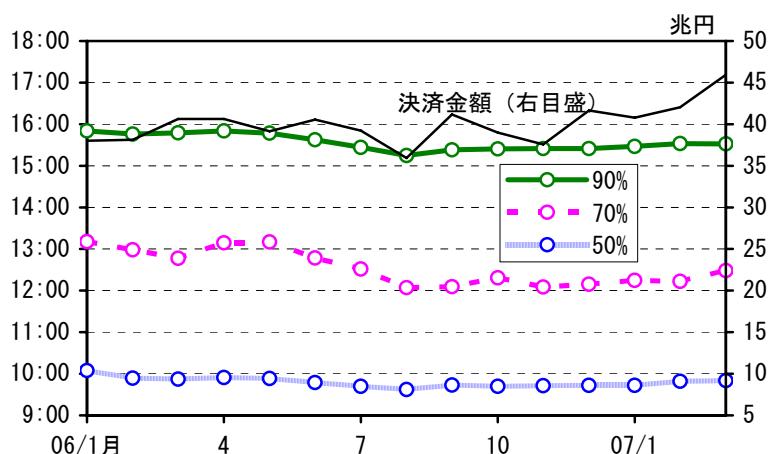


こうした中、コール取引等の資金決済（振替決済）の進捗状況をみると、取引・決済のタイミングに関する市場慣行が基本的に遵守されており⁴、決済用資金の回転率が大きく上昇している環境下にあっても、始業直後に短期集中的に決済するパターンが維持されている（図表 1-12）。

図表 1-12 振替決済の決済進捗

（注）1 日の振替決済金額を 100 としたときの累積決済率を表す。

（出所）日本銀行



一方、国債取引に関する決済（国債 DVP）では、国債決済が急増した 2006 年夏にかけて、参加者のオペレーションが決済の増加に追いつかず、全体的に決済が後ずれする傾向がみられた。もともと、夏場以降は、遅延の主因だった参加者のオペレーションに改善がみられたことから、決済が後ずれする傾向には歯止めがかかっている。

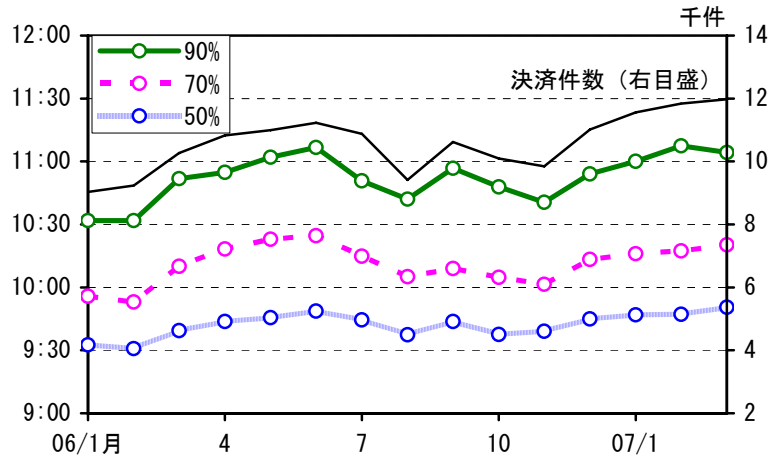
このように、日銀当座預金決済では、決済用資金の回転率が上昇するもともども、金融機関による日中の決済進捗の管理は適切に行われており、全体としてみれば、引き続き円滑な決済を実現している。

⁴ 9:00 以降遅くとも 10:00 までの返金や、約定後 1 時間以内の資金放出など。こうした市場慣行により、振替資金を受け取るタイミングの不確実性が管理されている。

図表 1-13 国債 DVP の決済
進捗

(注) 1 日の国債 DVP 件数を
100 としたときの累積決済
率を表す。

(出所) 日本銀行

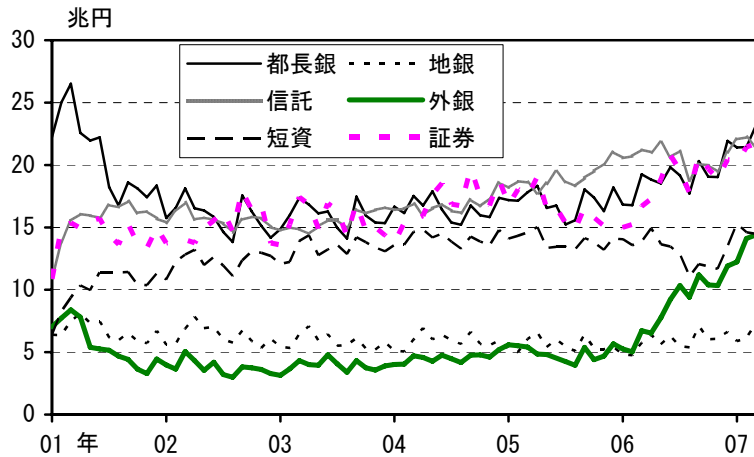


2. 金融機関・業態別にみた決済の動向

日銀当座預金決済では、全体としてみれば、引き続き円滑な決済を実現している。しかし、この間に市場参加者が多様化し、決済のネットワーク構造が変化してきた結果、決済金額の増加が顕著な外国銀行等では（図表 1-14）、担保制約もあって資金調達負担がより明確に意識されるようになってきている。

図表 1-14 業態別の日銀
当座預金決済

(出所) 日本銀行



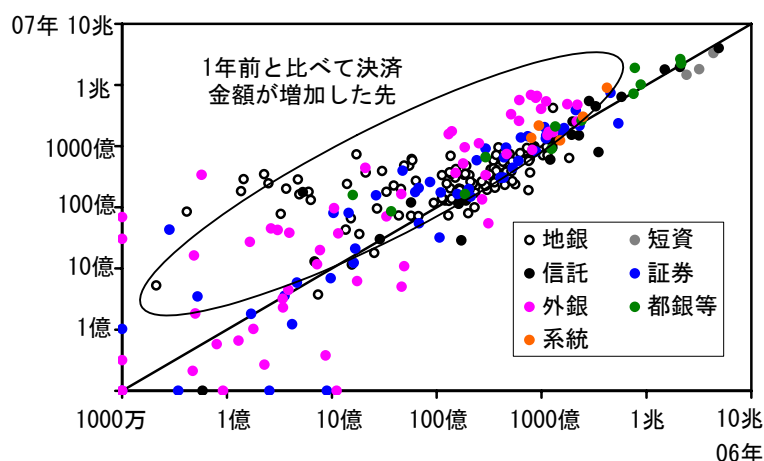
すなわち、金融機関別に、2006 年初と 2007 年初の振替決済金額を比較すると、この 1 年の間に決済金額が増加した先は数多くみられる（図表 1-15 中の 45 度線の上側の点）。その中でも、外国銀行や証券会社の先数の増加が目立つ。このような先では、従来よりも、RTGS のために必要となる決済用資金が増加しており、日中当座貸越の利用額

が大きく拡大してきた（図表 1-16 中の棒グラフ）。また、限界的ではあるが、外国銀行を中心に、始業直後に集中するコールマネー返金のための資金調達負担を軽減するため、標準物よりも返済時限を遅らせたコール取引や、外為円制度で決済が行われるユーロ円取引での資金調達を増やす動きがみられる。

図表 1-15 振替決済の分布

（注）振替決済を対象に、06年1月（横軸）と07年1月（縦軸）について、金融機関ごとの決済金額を算出。45度線の上側に位置する金融機関は、1年前と比べて決済金額が増加した先を表す。

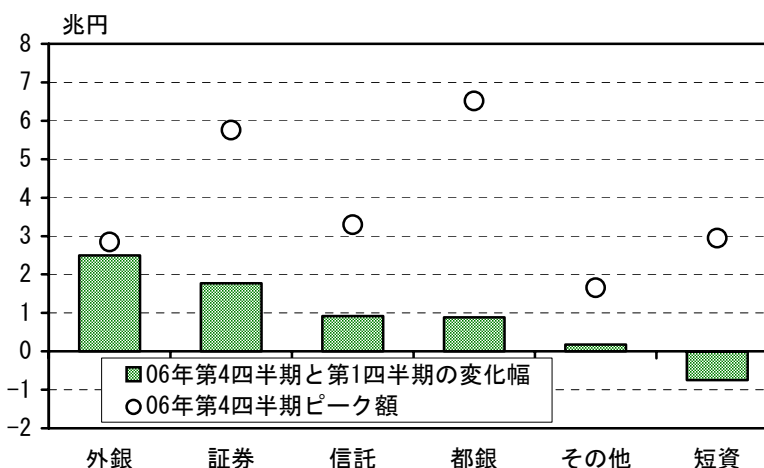
（出所）日本銀行



図表 1-16 業態別の日中当座貸越の利用状況

（注）棒グラフは、プラスの場合、この間に日中当座貸越の利用額が増加したことを、○印は、各営業日のピーク時利用額の期間中平均値を表す。

（出所）日本銀行



第2節 民間決済における対応状況

1. 決済リスクの管理

外為円制度は、指図交換の受払戻を一括して決済する時点ネット決済と、指図交換の都度、日銀当座預金決済として即座に決済する RTGS

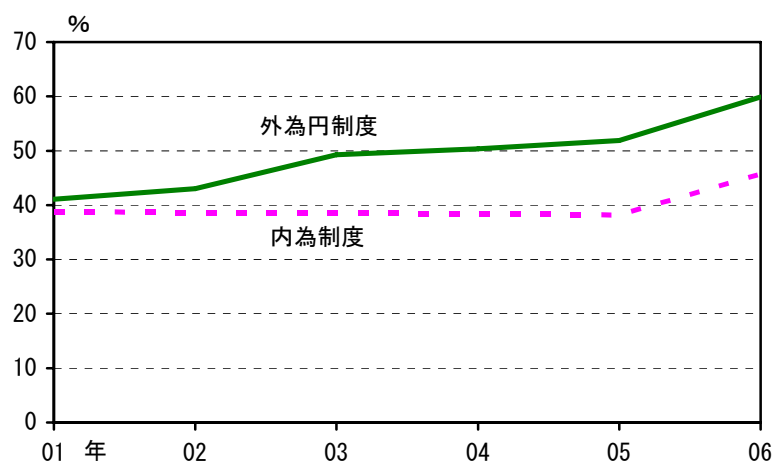
の、2つの決済方式を兼ね備えているが、基本的には、資金調達負担の少ない時点ネット決済が大部分（2006年中の取扱金額の73%）を占めている。また、内為制度は、時点ネット決済のみによって処理を行っている。

これらの時点ネット決済は、参加者のうち1先でも決済不履行に陥ると、その時点で予定されていた全ての参加者の全ての決済を実行できなくなるというリスクを内包している。そのため、両制度では、時点ネット決済のもとでの参加者の決済不履行に備え、決済エクスポージャーを一定範囲に限定する、仕向超過限度額を設定している。各参加者は、当該限度額の範囲内で指図の授受を行っており、万が一、不払いが発生した場合には、予め選定されている流動性供給銀行が、流動性供給コミットメント額の範囲内で所要の流動性を供給し、当日中に決済を完了する仕組み（流動性供給スキーム）を用意している⁵。

両制度では、これまで金融機関の合併・統合や外国銀行から大手金融機関への決済委託の増加を背景に、一部の参加者に取扱いが集中する傾向が強まってきている（図表 1-17）。こうした中、取扱金額が増加するにつれ、取扱いが集中している先を中心に仕向超過限度額に抵触し、指図を一時的に送信できないケース（送信遅延）が増えている。

図表 1-17 上位3行の
取扱金額シェア

（出所）東銀協



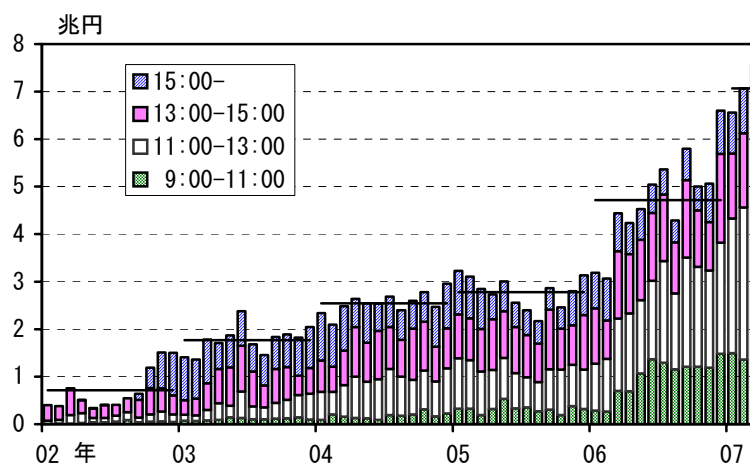
⁵ 外為円制度および内為制度のリスク管理策の詳細は、前掲脚注1の日本銀行「決済システムレポート 2005」（2006年3月）を参照。

参加者の仕向超過限度額を引き上げる場合には、引上げ額に見合う追加担保の差入れを行う必要があるほか、これに伴って流動性供給銀行も流動性供給コミットメント額を引き上げる必要が生じ得る（流動性供給スキームの課題については、BOX1-2を参照）。担保・資金制約の両面から限度額の恒常的な引上げは難しいため、仕向超過限度額に抵触する参加者の間では、以下のとおり、追加的な資金調達負担を負うことで、時点ネット決済での送信遅延を緩和しようとする動きが広がっている。

外為円制度では、大幅な仕向超過先となる参加者は、限度額管理の対象外となるRTGSを利用することで、時点ネット決済の仕向超過額が限度額に抵触しないように調整しており、時点ネット決済の送信遅延は幾らか緩和されている⁶。RTGSは、時点ネット決済よりも資金調達負担が嵩むため、従来、時点ネット決済の入力締切時刻（13:45）に間に合わなかった場合やCLSの受払戻決済（基本的に15:00～18:00）など、限界的に利用されるに止まっていたが、上位行への取扱いが一段と集中した2006年入り後には、その利用額は著増した（図表1-18）。

図表 1-18 時間帯別の外為円制度 RTGS

（出所）日本銀行



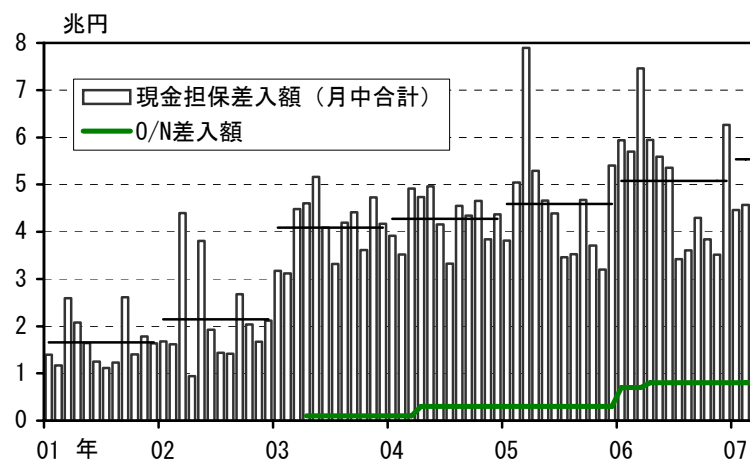
⁶ 外為円制度におけるネット決済指図の送信率（2006年12月の11時時点）は、金額ベースが34%、件数ベースが70%となっている。外為円制度が定めている目標送信率が金額ベース65%、件数ベース55%であることを踏まえれば、参加者には、特に金額ベースで指図送信を一段と前倒しすることが求められる。

内為制度は、前述のとおり時点ネット決済のみでの処理となっており、全ての取引を仕向超過限度額の範囲内に収める必要がある。このため、限度額に抵触する可能性のある参加者は、日中に現金担保⁷を差し入れ、限度額を一時的に引き上げることで、送信遅延を緩和しようとする動きをみせている。更に、取扱いがピークとなる月末決済日には、決済日の前日から当日にかけて現金担保を差し入れる対応がとられている。この結果、決済日の前日までに指図の授受を行う先日付取引や、決済日当日の早朝から指図の授受を行う取引が仕向超過限度額に抵触する頻度は抑制されている。こうした現金担保の差入れは年々増加する傾向にある（図表 1-19）。

図表 1-19 内為制度の現金担保差入れ

（注）水平線は期間中の月中平均を表す。「O/N 差入額」は、「現金担保差入額」のうち、決済日の前日から決済日当日まで差し入れられた分を表す。

（出所）東銀協



このように、外為円制度、内為制度では、一部の参加者が追加的な資金調達負担を負うことで、時点ネット決済に関する厳格なリスク管理策を維持しつつ、制度全体として円滑な決済進捗を実現しようとしている。

⁷ 現金担保を差し入れる場合は、証券担保と異なり、当該担保を不払い時の流動性としてそのまま利用できるため、流動性供給コミットメント額の引上げは不要とされている。

【BOX 1-2】 流動性供給スキーム

各民間決済システムにおける金融機関等の流動性供給コミットメント額を単純に合計すると、約 4 兆円に上る（図表 B1-2-1）。仮に、これらの流動性供給スキームが全て同時に発動されたとすると（実際には各決済システムの決済時刻が異なるため、同時に発動されることはない）、マクロ的には、流動性供給銀行の日銀当座預金残高とほぼ同額の資金が必要となる。流動性供給銀行の中には、自身の日銀当座預金残高を上回る流動性供給を約束している先も少なくなく、市場からの機動的な資金調達や日本銀行からの補完貸付などによる追加資金なくしてはスキームが成立しない状況となっている。

図表 B1-2-1 流動性供給コミットメント

| 流動性供給銀行 | 流動性供給コミットメント額（06年度） | | | | | 日銀当座預金残高（07年初） |
|---------|---------------------|--------|-------|-------|--------|----------------|
| | 外為円制度 | 内為制度 | CLS | その他 | 合計 | |
| 銀行 | 7,746 | 23,065 | 2,000 | 4,890 | 37,701 | 36,943 |
| その他 | 254 | 2,316 | 0 | 970 | 3,540 | 2,208 |
| 合計 | 8,000 | 25,381 | 2,000 | 5,860 | 41,241 | 39,151 |

（注）単位は億円。

（出所）東銀協、CLS、東京金融先物取引所、JDCC、JSCC、JGBCC

このため、今後、流動性供給銀行では、緊急時の資金調達のフェージビリティをより確実にしていく必要があるほか、各決済システムにおいても、エクスポージャーを削減することで、流動性供給コミットメント額自体を縮小するような取組みが求められる。現在、日本銀行が進めている次世代 RTGS 構想では、外為円制度の完全 RTGS 化と、内為制度における大口取引の RTGS 化を標榜している（第 2 部第 1 章第 2 節を参照）。これが実現すれば、外為円制度については流動性供給コミットメント自体が不要となるほか、内為制度においても、仕向超過額の増加につながり易い大口取引が時点ネット決済の対象から外れる結果、流動性供給コミットメント額の大幅削減が可能となる見込みである。

2. 事務処理システム面の対応状況

2006 年中は、決済の増加に伴い、処理時間の確保や事務処理能力の引上げを迫られる資金決済・証券決済システムがみられた。

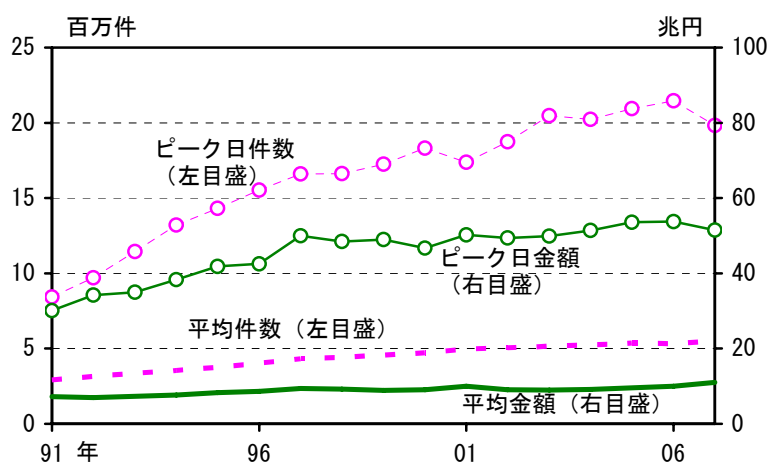
内為制度では、商慣習もあって、内為決済の月末日への集中が強まっており、繁忙日と通常日の取扱量の乖離が拡大する傾向にある（図

表 1-20)。また、日中でも、始業後の 2～3 時間に取引が集中する傾向がみられ、内為決済を処理する全銀システムの処理能力に対する負荷が高まっている。このため、全銀システムでは、2006 年 5 月から、月末日の稼働開始時刻を従来の 8:30 から 7:30 に 1 時間繰り上げることで、始業直後に集中している指図の送信を分散・平準化し、こうした負荷を緩和している。また、1 営業日当りの取扱件数の増加に対応するため、2007 年中にもファイル容量の拡張を予定している。

図表 1-20 全銀システムの
ピーク日取扱量

(注)「平均件数」「平均金額」は送信日(全銀システムが指図を受け付けた日)ベース、「ピーク日件数」「ピーク日金額」は決済日(最終尻の決済を行った日)ベース。

(出所) 東銀協

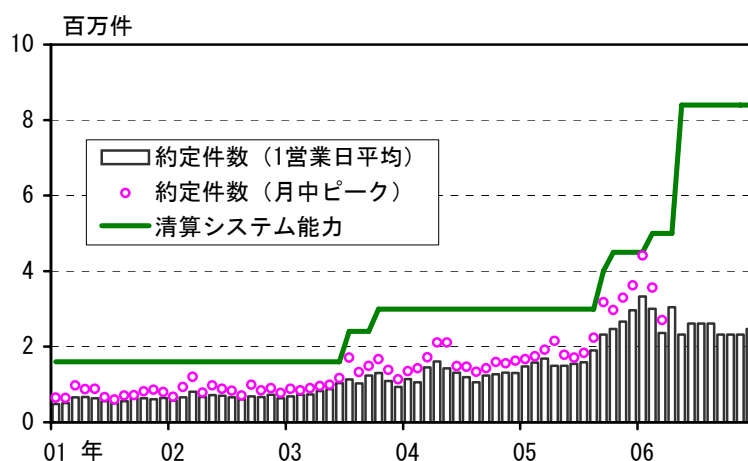


一方、証券決済では、東京証券取引所の取引が活況となる中、2005 年後半に株式の売買注文・約定件数が急増した際、その清算業務を受け持つ JSCC 側のシステム増強が間に合わず、2006 年 1 月 18 日には処理能力を上回るおそれが生じたため、14:40 以降の売買を停止した。その後も同 4 月 21 日までの間、後場の取引開始時刻を繰り下げて、取引時間を 30 分短縮する措置をとった。同 5 月には、清算システムの処理能力が大幅に引き上げられたため、現在は十分な余力が確保されている(図表 1-21)。

図表 1-21 東京証券取引所の約定状況と清算システム能力

(注) 06年4月以降の「約定件数(月中ピーク)」は非公表。

(出所) 東京証券取引所



第3節 当面の課題

第2節でみたように、日銀当座預金決済では、各金融機関による日中の決済進捗の管理が適切に行われており、全体として、引き続き円滑な決済を実現している。また、各民間決済システムでも、厳格なリスク管理策を維持しながら、円滑な決済進捗を達成するなど、これまでのところ、全体としてみれば、決済の増加という環境変化に順応してきている。もっとも、各金融機関のレベルでは、決済用資金の調達や決済進捗の管理には、量的緩和期とは違った工夫が必要となってきた。また、民間決済システムでは、決済の増加に伴い、処理能力の確保に向けた運用やシステム対応が必要となってきた。

日本銀行は、このような決済のための資金調達負担、決済リスク管理負担、事務・システム処理負担が増大するといった環境変化や、将来予想される取引・決済状況の変化を踏まえ、以下のような円滑な決済を実現していくための仕組みや体制作りを継続的に取り組んでいく考えである。また、金融機関や決済システム運営者に対し、リスク管理能力や事務・システム処理能力の強化を働きかけていく方針である。

1. 決済のための資金調達負担の観点

日本銀行は、日銀当座預金決済に関する資金調達負担を抑制しながら、金融機関間で決済用資金を効率的に繰り回す仕組みとして、次世代 RTGS 構想で掲げた流動性節約機能の導入を推進していく考えである。これにより、決済用資金の回転率が一段と高まったとしても、円

滑な決済が実現することが期待できる。

決済用資金を効率的に繰り返し回すためには、決済段階だけではなく、取引段階である短期金融市場の機能向上に向けた取組みも不可欠である。こうした観点から、日本銀行は、短期金融市場の活性化を通じて、市場の厚みを確保する取組みを支援していく考えである。

2. 決済リスク管理負担の観点

前述のとおり、次世代 RTGS 構想では、外為円制度および内為制度で処理されている大口取引を RTGS 化することで、両制度における仕向超過限度額の削減、ひいては流動性供給コミットメント額の削減を展望している。この措置により、外為円制度の限度額管理は不要となるほか、内為制度の限度額は大幅に削減される見込みである。

もっとも、流動性供給コミットメント額が削減されても、各流動性供給銀行の役割の重要性には変わりはない。日本銀行は、各流動性供給銀行が緊急時の資金調達のフェージビリティを確保し、流動性供給スキームの実効性が保たれるよう、今後も働きかけを行っていく考えである。

3. 事務・システム処理負担の観点

金融市場取引の更なる活性化のほか、次世代 RTGS 構想や証券 DVP が進展することで、日銀当座預金決済が今後一段と増加することが見込まれている。決済量の増加に確実に対応するため、日銀当座預金決済や国債決済を扱う日銀ネットでは、必要な処理能力が確保できているか絶えず確認を行い、所要の対応を図っていく方針である。同様に、全銀システムなどの民間決済システムについても、取扱いの増加等を踏まえ、十分な処理能力を確保しておくことが求められる。

第2部 決済システムの改善に向けた動き

第1章 日銀ネットの改善

第1節 ネットワークインフラの高度化

日本銀行は、ネットワーク技術の進展や標準化などに積極的に対応する観点から、日銀ネットのネットワークインフラの高度化を進めている⁸。

1. 日銀ネット新端末の利用開始

2006年11月より、日銀ネットの新端末の利用が可能となった⁹。新端末では、操作性の向上、導入期間の短縮、調達費用の軽減等を企図し、従来の専用端末に代えて、汎用のパソコンを使用している。また、端末からの取付け・取外しが容易な端末認証装置（USBトークン）を活用して利用先を特定し認証する仕組みを採用している。このため、端末認証装置を差し替えることで、他の端末あるいは予め通信回線を敷設しておいた他店舗の端末を活用した業務継続が可能となっており、障害・災害時における業務継続体制の一段の整備にも資するものといえる。

2007年3月末現在、日銀ネットの利用先金融機関等約420法人のうち、約260法人が新端末の利用を開始しており、2008年4月頃までに全ての先について新端末への移行が完了する予定である。

2. TCP/IP プロトコルによるコンピュータ接続への移行状況

2005年以降、日銀ネットと金融機関とのコンピュータ接続¹⁰については、従来の全銀協プロトコル¹¹を用いたコンピュータ接続に代わるものとして、新たに標準技術であるTCP/IPプロトコル¹²を用いたコン

⁸ 「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について」（2002年1月）、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について ― 関係者のご意見・ご提案を踏まえて ―」（同年3月）を参照。いずれも日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

⁹ 「次期日銀ネット端末」の利用開始について」（2006年10月）。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

¹⁰ 日本銀行センターと利用先コンピュータセンターを回線接続することにより、端末装置を介さずに直接データの送受信を可能とする接続方式。

¹¹ 日本独自の通信手段である全銀協標準通信プロトコル。

¹² Transmission Control Protocol/Internet Protocolの略。現在国際標準として広く利用されているインターネットの標準通信プロトコル。

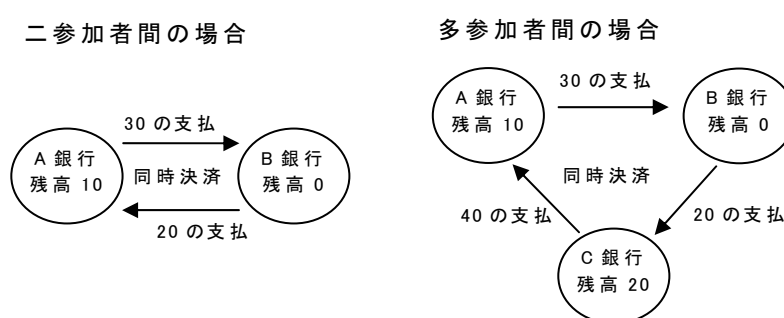
コンピュータ接続の利用も可能としている。2007年3月末時点では、既にコンピュータ接続を利用する金融機関45先のうち約8割に当たる35先が新方式の利用を開始しており（うち5先は新規にコンピュータ接続の利用を開始）、残る先についても、後述する次世代RTGS構想の第1期対応の稼働開始（2008年10月予定）までにTCP/IPプロトコルを用いたコンピュータ接続への移行が完了する予定である。

こうしたネットワークインフラにおける標準技術の採用は、利用可能なハードウェアおよびソフトウェアの選択肢を拡げ、日銀ネットと利用先システム間の親和性向上や接続費用の削減といった効果をもたらすことが期待される。

第2節 次世代RTGSの推進

日本銀行は、①日銀当座預金上のRTGS処理に流動性節約機能を導入すること（図表2-1）、②現在、民間決済システムを通じて時点ネット決済で処理されている大口資金取引についても、流動性節約機能を備えた日銀当座預金上でRTGS処理できるようにすること（図表2-2）、の2点を内容とする次世代RTGS構想の実現に向け、システム開発等を進めている。

図表 2-1 流動性節約機能による決済の例



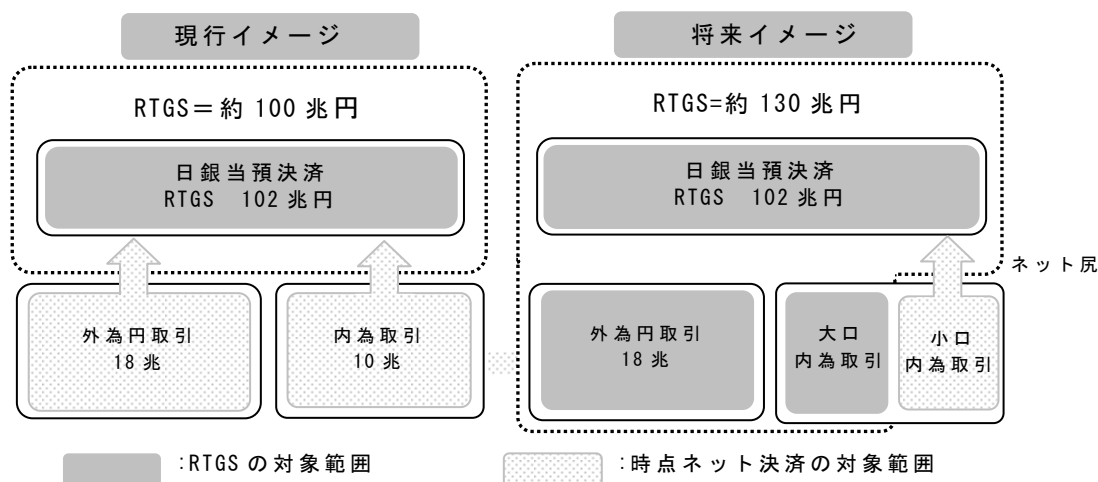
二参加者間の決済可能な組合せの探索は、新規支払指図の投入の都度、多参加者間は一定時刻に行う。上の例では、支払指図を単独で決済しようとした場合は残高不足となるが、受取予定資金も含めると決済が可能となることがわかる。

次世代RTGSがもたらす効果は、単なる流動性の節約や時点ネット決済に内在するシステミック・リスクの削減に止まらず、すくみの解消、

日中エクスポージャーの削減、流動性ショックへの耐性向上、大口資金の（日銀当座預金での）一体処理による資金繰りの効率化など多岐にわたる。これらの効果が十分に発揮されれば、決済に要する流動性の節減を図りつつ（効率性の向上）、日中エクスポージャーの削減（安全性の改善）を同時に達成することができる¹³。

図表 2-2 RTGS の対象範囲拡大のイメージ

計数は 2006 年中の 1 営業日平均の決済金額



次世代 RTGS では、関係者の負担やリスクを考慮し、2 段階での対応を予定しており、2006 年度は、主に第 1 期対応（流動性節約機能の導入と外為円取引の完全 RTGS 化）に関する日銀ネットの仕様や、次世代 RTGS 後の市場慣行の検討を中心に作業が進展した。第 2 期対応（大口内為取引の RTGS 化）は、2007 年度中に予備検討を開始する予定である。

日本銀行は、2006 年 12 月に日銀ネットの仕様等を公表するとともに、2007 年 1 月にはコンピュータ接続に関する仕様書（暫定版）を開示した。また、2006 年 6 月から刊行を始めた「次世代 RTGS プロジェクト通信」を通じて、プロジェクトのスケジュール、新機能の活用や運用上の留意点、仕様に対する意見交換の結果、市場慣行の検討状況等の情報提供を続けており、2007 年 3 月には、稼働開始予定日（2008 年 10 月）や総合運転試験等について具体的なスケジュールを公表した。

¹³ 「日本銀行当座預金決済の新展開 ― 次世代 RTGS 構想の実現に向けて ―」（2006 年 9 月）を参照。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

この間、短期金融市場取引活性化研究会（以下、「短取研」という）や東銀協では、日銀ネットの仕様等の確認と並行して、次世代RTGSのもとでの市場慣行の検討を進めた¹⁴。

短取研では、市場取引に関する市場参加者行動のあり方について検討を行い、2007年3月には「次世代RTGS後の市場慣行（暫定版）」を取りまとめた。同資料は、①広範な参加者が「日銀当座勘定（同時決済口）」¹⁵を通じて、市場取引を含めた幅広い大口資金の決済を行うことが望ましい、②市場取引を迅速かつ優先的に決済することが望ましい、③指図投入前には、必要な流動性を予め用意しておくことが適当である、という基本的な考え方に沿って、具体的な対応を取りまとめている。

また、東銀協では、外為円取引の取扱いについて、2006年10月の中間取りまとめで、外為円取引の決済方法（CLS関連取引を除き、日銀当座勘定（同時決済口）で決済を行う）、入力締切時刻や優先度指定機能の適用ルール等を策定し、その後、決済の円滑な進捗を実現するため、現行の紳士協定¹⁶に準じた申合せを検討してきた。

日本銀行としては、取引先金融機関や民間決済システムの運営主体など関係者との緊密な連携のもと、引き続き次世代RTGS構想の推進に注力していく方針である。

¹⁴ 「次世代RTGSプロジェクト通信（第3号）」を参照。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

¹⁵ 従来の当座勘定や、国債DVP同時担保受払機能を提供する当座勘定（同時担保受払時決済口）とは別に新設する流動性節約機能専用の口座。

¹⁶ 午前11時までに1日の外為円取引のネット決済支払指図の取扱量のうち件数の65%、金額の55%を送信する。

第2章 証券決済システムの改善に向けた動き

第1節 証券決済制度改革の動向と日本銀行の取組み

わが国の証券決済制度については、近年、①統一的な証券法制の整備、②STP化（Straight Through Processing、決済プロセスの電子一貫処理）、③DVPの実現、といった課題に取り組むかたちで、改革が進められてきている。

こうした改革の動きの中で、日本銀行は、関係機関（日本証券業協会、法制審議会等）の各種会合への参加等を通じて、証券決済制度改革の議論・検討に参画するとともに、日本銀行自らが運営する国債の決済システムについて、業務・システムの両面でその安全性・効率性を向上させる取組みを続けている。また、電子CP、一般債および投資信託の決済のDVP化、STP化に際しては、日銀ネットと民間の運営する証券決済システムを接続させることにより、資金決済の側面から、証券決済制度改革の実現・推進を支援している。

第2節 日本銀行の運営する証券決済システムの動向

日本銀行は、完全ペーパーレス化された国債（振替国債）の決済制度として、国債振替決済制度を運営している¹⁷。

国債振替決済制度の参加者の参加形態には、「参加者」（日本銀行に直接口座を開設する口座管理機関）、「間接参加者」（参加者等から口座の開設を受ける口座管理機関）および「外国間接参加者」（外国において口座管理機関としての業務を行う間接参加者）がある¹⁸。同制度の

¹⁷ 日本銀行は、国債の決済制度として、国債登録制度も運営しているが、2001年1月に、登録国債に関する税制優遇措置が廃止され、振替国債のみに同措置が認められていること等を受けて、登録国債から振替国債への移行が進み、登録国債の占めるウエイトは極めて小さくなっている（2006年末の無記名国債発行残高に占める登録国債の割合は0.1%未満）。

¹⁸ 外国間接参加者という参加形態は、2001年度の税制改正により、海外における金融機関等の営業所または事務所を通じて寄託された振替国債のうち非居住者または外国法人が保有するものについて、一定要件のもとで、利子所得にかかる非課税措置（源泉徴収免除）が認められることとなったのに伴い導入された（租税特別措置法5条の2参照）。当該非課税措置は、外国間接参加者として日本銀行の承認を受けているものであって、日本橋税務署の承認を受けた「適格外国仲介業者」（グローバル・カストディアン等の海外金融機関等）に開設した振替口座により国債を保有している場合について認められる。なお、2005年4月からは、当該非課税措置の適用を受けるにあたって必要となる諸手続が簡素化されている。例えば、非居住者等が適格外国仲介業者から振替記載等を受ける場合における適格外国仲介業者から国内の国債振替決済制度参加者への通知手続が簡素化されてい

参加者数をみると、金融機関の合併等の動きを受けて、参加者、間接参加者の数は減少傾向にあるが、外国間接参加者の数は、一貫して増加している（図表 2-3）¹⁹。2006 年度中には、新たに 14 先の外国間接参加者が承認された。

2006 年度後半には、国際証券集中保管機関（International Central Securities Depository、以下、「ICSD」という）であるクリアストリーム（Clearstream Banking SA。ルクセンブルグ所在の ICSD）およびユーロクリア（Euroclear Bank。ベルギー所在の ICSD）が相次いで外国間接参加者として同制度に参加した。ICSD は、ユーロ債やその他国際的に流通する証券の決済を行う機関であり、全世界の主要な金融機関がクロスボーダーの証券決済等のために両 ICSD を利用している。ICSD が国債振替決済制度に参加し、日本国債の取扱いを開始したことにより、非居住者による国債保有の増加や国債のクロスボーダー決済の活発化が期待される。

図表 2-3 国債振替決済制度の参加者数の推移（年度末）

| | 2001 年度 | 2002 年度 | 2003 年度 | 2004 年度 | 2005 年度 | 2006 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 参加者 | 379 | 361 | 349 | 338 | 330 | 329 |
| 間接参加者 | 1,717 | 1,123 | 1,081 | 1,064 | 1,059 | 1,054 |
| 外国間接参加者 | 42 | 54 | 67 | 93 | 112 | 126 |

（出所）日本銀行

第 3 節 民間証券決済システムの動向

1. 証券の完全ペーパーレス化に向けた取組み

わが国の証券の完全ペーパーレス化は、「社債等の振替に関する法律」（以下、「社債等振替法」という）および同法を改正した「社債、株式等の振替に関する法律」（未施行。以下、「社債・株式等振替法」という）等のもとで順次進められており、2003 年の国債、電子 CP に続

る（詳細は財務省のホームページ＜<http://www.mof.go.jp/>＞を参照）。

¹⁹ 日本銀行は、2005 年 7 月、国債振替決済制度の外国間接参加者の承認申請に関する申請書類について、記載内容の明確化や簡素化を行い、参加承認手続の効率化を図っている（詳細は日本銀行ホームページ＜<http://www.boj.or.jp/>＞を参照）。

き、2006年1月には一般債が、また、2007年1月には投資信託（ただし、上場投資信託を除く）が完全ペーパーレス化された²⁰。現在は、証券保管振替機構、市場関係者、関係機関等によって、上場投資信託、株式等の完全ペーパーレス化に向けた取組みが進められている。

（１）一般債

一般債（社債、地方債、政府保証債、円建外債等）については、2006年1月から、証券保管振替機構を振替機関とする一般債振替制度が開始された。

同制度は、当初、新発債のみを対象としていたが、2006年4月以降、既発債（既発行の現物債および登録債）について、順次、同制度（振替債）への移行が進んでいる²¹。既発債の多くを占める登録債については、2007年4月までに大部分の銘柄の移行が完了しており、これを受けて、社債等登録制度のもとで登録機関（銀行等）と証券会社等を結ぶオンライン・ネットワーク（JB-Net）を運営してきた債券決済ネットワークは、2007年4月27日をもって業務を終了のうえ、解散した²²。

（２）投資信託受益権

投資信託受益権については、2004年9月に証券保管振替機構を振替機関とする投資信託振替制度の基本スキームを取りまとめた「投資信託振替制度要綱」が公表され、実務面・システム面の検討を経て、2007年1月に投資信託振替制度が開始された。また、同制度の開始に合わせて、既発行の投信受益証券の大部分が同制度に移行している。

社債等振替法に基づき運営される投資信託振替制度は、国債振替決

²⁰ 国債については日本銀行が、また、電子CP、一般債および投資信託については証券保管振替機構が、社債等振替法に基づく振替機関として振替制度の運営を行っている。

²¹ 既発債の一般債振替制度への移行手続には、①現物債について、社債権者が口座管理機関に移行手続きを授権し、口座管理機関が現物債を日本証券決済または日本証券代りに事前に預託する「事前預託方式」、②登録債について、社債権者が口座管理機関経由で登録機関に対し、移行手続きを包括委任する「一括移行方式」、③現物債または登録債について、社債権者が各口座管理機関に対して個別に移行の同意を行う「個別移行方式」がある。

²² 社債等振替法の施行により、社債等登録法は、振替決済制度の本格的な運用の開始が可能となったと判断されるとき（「社債等振替法の施行日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日」）に廃止される。なお、社債等登録法の廃止時点において残存している登録債については、引き続き同法が適用される。

済制度や一般債振替制度と同様、権利者（投資家）が口座管理機関（証券会社・銀行等）に口座を開設し、口座管理機関が振替機関または他の口座管理機関に口座を開設することで、口座簿上の振替により権利移転を行う制度であり、直接口座管理機関の下に間接口座管理機関が連なる多層構造となっている。

同制度の適用対象は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく国内の契約型投信であり、一般的な株式投信・公社債投信、MMF・MRF・中国ファンド等、国内投信の大部分がこれに含まれる²³。ただし、契約型投資信託のうち、上場投資信託（いわゆるETF）は、現在、株券等と同様、株券等保管振替制度において取り扱われていることから、2008年1月に別途完全ペーパーレス化が図られることとなっている。また、会社型投信（J-REIT等）は、証券保管振替機構の株式等振替制度（2009年1月開始予定。後述）において取り扱われることが予定されている。

（3）株式等

株券および新株予約権付社債（以下、「株式等」という）は、1991年以来、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づき、証券保管振替機構が運営する株券等保管振替制度のもとで、制度参加者を通じた現物株券の証券保管振替機構への寄託と、同機構の振替口座簿上の振替による株式等の決済が行われている（不動化による株券のペーパーレス化）²⁴。

このように、券面の不動化に止まっている株式等も、社債・株式等振替法の施行（2009年6月までの政令で定める日）までに完全ペーパーレス化（株式等振替制度）を実現するべく、2005年から証券保管振替機構、市場関係者、関係機関等により、実務的な検討が開始されている。2006年3月には、同制度の基本スキームを取りまとめた「株券等の電子化に係る制度要綱」が、同5月には、「株式等振替システム システム概説書」が公表され、2009年1月の株式等振替制度の開始を目指して、引き続き検討が進められている。

²³ なお、制度開始当初は、委託者非指図型投資信託は対象外とされている。

²⁴ 同制度は、多層構造のブックエントリー・システムである点で社債等振替法に基づく一般債振替制度等と類似しているが、一般債振替制度等とは異なり現物株券が存在するため、証券の完全ペーパーレス化（無券面化）ではなく「不動化」に該当する。

なお、社債・株式等振替法の施行により、上場企業の株券は、強制的に無券面化され、株券は無効となる。この際、株券等保管振替制度を利用して証券保管振替機構に預託されている株券は、自動的に株式等振替制度に移行するが、証券保管振替機構に預託されていない株券については、株主としての権利行使に支障が生じる可能性がある²⁵。このため、日本証券業協会および証券保管振替機構では、市中に多くの現物株券が残存し²⁶、特にいわゆるタンス株（個人株主が独自に保管している株券）については、証券保管振替機構の預託を推進する必要性が高いことを踏まえ、現物株券の証券保管振替機構への預託を早期かつ着実に促進するべく、説明会の開催、マスコミを通じた広告、上場企業の株主へのパンフレットの送付等の広範かつ大規模な広報活動を行っている²⁷。日本銀行も、関係機関とともに、こうした広報活動を支援している。

2. 証券決済のDVP化に向けた取組み

証券の決済リスク削減を図る観点からは、完全ペーパーレス化とともに、元本の取りはぐれリスクの削減を狙いとしたDVP化が重要である²⁸。

²⁵ 証券保管振替機構に預託されていない株券についても、株主名簿上の株主の名義で発行会社が自動的に口座（「特別口座」）を開設するかたちで株式等振替制度に移行する。しかし、株式を売却するためには、別途、証券会社等に取引口座を開設し、特別口座からの振替を行う必要があるほか、株主名簿上の名義書換を行っていない場合には、特別口座からの振替のために名義人の協力を要するほか、名義人が株式を処分する等により、株主の権利を失う可能性もある。

²⁶ 例えば、日本証券業協会・証券決済制度改革推進センターの調査によれば、2006年3月末時点で、証券保管振替機構に預託されていない現物株券は、856億株あり、そのうち188億株は、個人株主が独自に保管しているタンス株であるとされる。詳細は、日本証券業協会・証券決済制度改革推進センター「株券の保管状況に関するアンケート調査結果（2006年10月）」を参照（同センターのホームページ<<http://www.kessaicenter.com/>>に掲載）。

²⁷ 例えば、日本証券業協会・証券決済制度改革推進センターでは、上場企業の協力を得て、2006年および2007年中の株主総会決議通知等に同封するかたちで、株券電子化に関する注意点を説明したパンフレットを配付している（日本証券業協会・証券決済制度改革推進センター作成のパンフレットは同センターのホームページ<<http://www.kessaicenter.com/>>に掲載）。

²⁸ DVP決済にはいくつかのモデルがあり、BIS支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems、以下、「BIS・CPSS」という）の報告書「証券決済システムにおけるDVPについて（Delivery versus Payment in Securities Settlement Systems）」（1992年9月）は、証券と資金の決済をグロス（取引1件毎）で行うか、ネットで行うかに基づき、これを、①グロス＝グロス型（証券の受渡しと資金の受払いを1件毎に同時に条件付けて行う方式）、②グロス＝ネット型（証券の受渡しを1件毎に行う一方、資金の受払いは差引計算した結果（ネット額）だけを一時点で取りまとめて行う方式）、③ネット＝ネット型（証券の受渡し、資金の受払いとも差引計算した結果（ネット額）だけを一時点で

わが国においては、1994年の国債決済のDVP化を嚆矢として、その後DVP決済の対象証券が順次拡充されてきている（図表2-4）。

図表 2-4 DVP 化の流れ

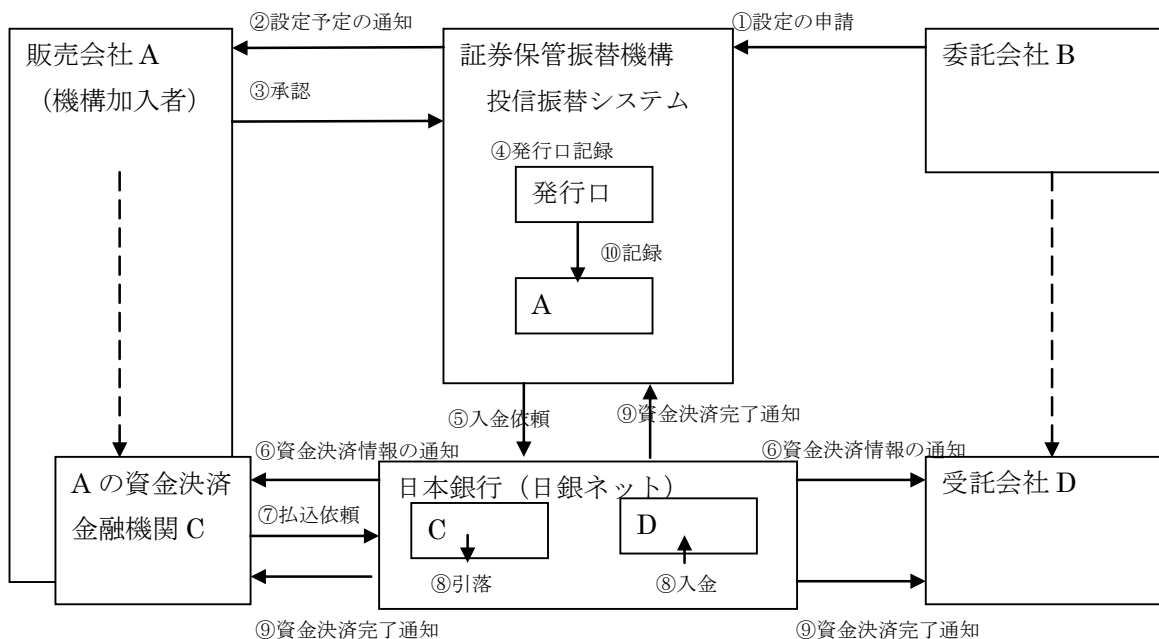
| | 証券 | DVP のモデル | 証券決済機関 | 資金決済機関 |
|-------|-----------|---------------------|----------|--------------|
| 1994年 | 国債 | グロス＝グロス | 日本銀行 | 日本銀行 |
| 1998年 | 一般債（登録債） | グロス＝ネット （3時同時処理） | 各登録機関 | 日本銀行 |
| 2001年 | 株式（取引所取引） | ネット＝ネット | 証券保管振替機構 | 日本銀行 民間銀行 |
| 2003年 | 電子CP | グロス＝グロス | 証券保管振替機構 | 日本銀行 |
| 2004年 | 株式（一般振替） | グロス＝ネット | 証券保管振替機構 | 日本銀行 |
| 2006年 | 一般債（振替債） | グロス＝グロス | 証券保管振替機構 | 日本銀行 |
| 2007年 | 投資信託 | グロス＝グロス | 証券保管振替機構 | 日本銀行 |

上記のとおり、一般債については、2006年1月の一般債振替制度の運用開始に合わせて、証券保管振替機構のシステムと日銀ネットを接続することにより、グロス＝グロス型のDVP決済が実現した（一般債のDVP決済の仕組みについては、「決済システムレポート2005」62～63頁を参照）。

また、2007年1月には、投資信託のDVP決済が開始された。投資信託振替制度のもとでは、投資信託の設定・解約に関する約定情報が、証券保管振替機構の投信振替システムにおいて照合されたうえで、投資信託の決済および資金決済がなされるが、その際に、投信振替システムと日銀ネットを連動させることにより、投資信託の設定・解約についてDVP決済を実現した。DVP決済の方式は、国債や一般債と同様、証券の振替と資金の振替を1件毎に紐付けて決済するグロス＝グロス型のDVP決済（RTGS決済）となっている。日銀ネットでは、日銀ネットのコンピュータ接続を利用して、証券保管振替機構から日本銀行に対して入金依頼が行われ、日本銀行が資金決済データを資金の払い方に送信し、払い方が日本銀行に払込依頼を行うことで、日本銀行が入金・引落を実行し、資金決済完了通知を証券保管振替機構に送信する仕組みとなっている（図表2-5）。

取りまとめて行う方式）の3つのモデルに分類している。わが国の証券決済についても、各証券にかかる取引慣行、取引実態等を踏まえていずれかのモデルが採用されている。

図表 2-5 DVP 決済の仕組み



投資信託の完全ペーパーレス化および DVP 決済の実現は、投資信託決済の安全性・効率性の向上に資するものといえる。日本銀行は、投資信託振替制度の円滑な実施を支援する観点から、証券保管振替機構と市場参加者等による同制度の基本スキームの策定段階から積極的に議論に参画するとともに、同制度のもとで DVP 決済を実現するためのスキームの策定、同機構の投信振替システムと日銀ネットの接続に関するシステム面の検討、所要のシステム開発を行ってきた。

なお、登録一般債については、1998 年から、JB-Net と日銀ネットを接続することにより DVP 決済（社債等 DVP）が行われてきたが²⁹、債券決済ネットワークの業務終了（2007 年 4 月 27 日）に伴い、日本銀行は、社債等 DVP の取扱いを終了している。

3. 証券決済の STP 化に向けた取組み

証券決済の STP 化は、約定や決済の照合システムの業務範囲の拡大や、照合システムと他の清算・決済システムとのリンク（連動処理）

²⁹ 社債等 DVP においては、JB-Net が一般債の受渡しに伴う資金情報を日本銀行に送信することにより、登録機関における移転登録と日銀当座預金における入金・引落しの同時履行を実現してきた。

を中心に進展している。

証券保管振替機構の決済照合システムは、機関投資家取引および業者間取引にかかる取引関係者間（機関投資家、証券会社、信託銀行等）の約定または決済にかかる情報について電子的に照合を行うものであり、2001年9月にサービスを開始して以来、順次、対象証券や業務を拡充してきている³⁰。同システムは、2006年1月からの一般債振替制度開始に合わせて、一般債および電子CPにおける約定・決済照合機能の提供を開始したことにより、国内すべての商品を取扱うこととなった。また、2006年10月には、決済照合システムと米国のOmgeo社³¹の提供する照合インフラであるOasys Globalを接続することにより、国内の機関投資家取引にかかる新サービスの提供が開始されている³²。

なお、証券保管振替機構では、照合機能の対象となっていない取引形態についてのサービス提供を検討しており、2007年10月からは、株式貸借取引にかかる約定照合機能の提供を開始することが決定されている。

³⁰ 対象証券は、当初の株券に加えて、CB（2002年2月）、投信（2003年5月）、国債（2003年5月）、電子CPおよび一般債（2006年1月）に拡大してきている。また、同システムは、2004年5月から、株券の一般振替にかかる清算業務・DVP決済についてほふりクリアリングのシステムとシステム連動を行うとともに、2005年5月からは、国債店頭取引の清算業務・DVP決済についてJGBCCの清算システムとシステム連動を開始している。

³¹ Omgeo社は、DTCC（The Depository Trust & Clearing Corporation。米国の証券決済機関）とThomson Financialの合弁会社（出資比率は各50%）として2001年5月に設立され、現在、世界42ヶ国の6,200社以上の市場参加者に対して、電子約定確認等のソリューションを提供している。

³² 新サービスの開始により、国内取引については、運用会社（投信会社等）の運用指図データがOasys Globalから決済照合システムに自動送信されるため、既にクロスボーダー取引においてOasys Globalを利用している運用会社においては、シングル・プラットフォームの利用による国内取引処理業務のSTP化が可能となる。また、信託銀行等の受託会社は、従来、運用指図をファックス等で受け取り、自社システム（または手作業）で約定照合を行っていたが、新サービスの開始により、決済照合システムを通じて約定照合済みの運用指図データを受信することが可能となるため、信託財産運用指図書がペーパーレス化されるとともに、フェイル取引の削減、投信基準価格計算の精度向上といったメリットが期待できる。

第3章 業務継続体制の強化に向けた取組み

第1節 日本銀行における業務継続体制の充実にに向けた取組み

日本銀行は、地震・風水害等の自然災害、システム障害等の技術的災害、大規模テロ等の人的災害など多様な災害の発生時等においても、業務への影響を最小限に止め日本銀行の責務を円滑に遂行するという観点から、業務継続体制の充実にに向けた取組みを行っている³³。

2006年中には、日本橋本店が使用不能の際においても、優先度が高くかつ緊要性の高い業務が継続できるよう、代替業務拠点の設備および運用体制の整備・拡充を行った。また、災害等緊急時にも業務を行うために必要な要員を徒歩圏内に確保できるよう、業務継続要員の参集体制を強化した。大阪に設置している日銀ネット等のコンピュータ・システムのバックアップについても、その対応力の一層の強化に取り組んだ。

体制面の整備のほか、運用面の強化にも注力した。災害発生時等に設置する災害対策本部の運営訓練、代替業務拠点における業務継続の訓練、本店が甚大な被災を受けた場合に大阪で本部機能・本部業務を代替して実施する訓練等、業務継続のための各種訓練を実施した。また、日銀ネットのシステム障害を想定したバックアップシステムへの切替えや取引先のコンピュータ接続の切替えの訓練については、取引先金融機関等の幅広い参加のもとで実施した。このほか、政府との間でも緊急時における連絡体制を確認する訓練を実施した。

第2節 金融市場、金融機関の業務継続力強化の動き

災害その他の危機時にあっても金融・経済活動が極力中断されることなく円滑に維持されるためには、決済システムの安定的な運行とともに、市場参加者間のネットワークを維持して必要な市場取引が行えるようにするなど、金融市場の機能が確保されることが重要である。短期金融市場、証券市場および外国為替市場において、それぞれの市場の参加者により、被災時の情報共有体制や被災状況等に応じて推奨

³³ 日本銀行は、2005年9月に政府中央防災会議が公表した首都直下地震対策大綱において、経済中枢機能を担う首都中枢機関として位置付けられ、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにすること等が求められている。

される市場慣行の変更（取引・決済方法の変更等）の内容やその決定にかかる協議・連絡のあり方など、被災時の業務継続力強化に向けた体制整備・運用面の強化が進められている。日本銀行も市場取引の円滑、決済システムの効率性・安全性の確保等の観点から、これらの体制整備・運用面の強化に参画し、各市場での取組みを積極的に支援している。

また、金融機関の業務継続体制をみると、近年、多くの先が被災後早期に回復すべき重要業務の特定やバックアップ施設（コンピュータ・センターやオフィス）の確保、定期的な訓練の実施などを進めてきており、整備は着実に進展しているように窺われる。

ただ、重要業務に関する復旧目標時間の設定や要員等の確保、訓練内容の充実など、残された課題は少なくない。日本銀行は、金融システム全体としての対応力を強化する観点から、業務継続体制について、考査やオフサイト・モニタリング等の場を通じて金融機関との間で議論を深め、一層の連携強化に努めている。

第3部 小口決済における特徴的な動き

－ 電子マネーの利用拡大および小口決済のセキュリティ －

近年の小口決済分野における特徴的な動きとして、電子マネーの利用が急速に進んでいることが挙げられる。そこで、第3部では、小売店等の対面で用いられる電子マネーを中心に、利用拡大の背景にある諸要因を整理し、今後の展望および留意点に言及する。また、最近の小口決済の情報セキュリティ強化に向けた取組み状況、具体的には、偽造キャッシュカードによる不正な現金引出しによる被害者の保護を巡る動向や、インターネット・バンキング犯罪への対応状況について概観する。

第1章 電子マネーの利用拡大

電子的な小口決済手段には今日さまざまなものが存在するが（図表3-1）、最近特に注目を集めているのは、ここ数年、利用が急速に拡大している電子マネーである。

図表 3-1 各種の電子的小口決済手段

| | 「電子マネー」 | | | クレジットカード | | | デビットカード | |
|--------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------|------------------------------------------|--------------------|---------------------|-------------|----------|
| | センター管理型 | ストアド・バリュー型 | | 携帯 電話 | カード (非接触) | カード (接触) | カード (接触) | 携帯 電話 |
| 利用媒体 | ID/パスワード | カード (非接触) | 携帯 電話 | | | | | |
| わが国におけるサービス例 | ちよコム WEBMONEY BITCASH NETCASH | Edy Suica PASMO nanaco WAON | Edy Suica nanaco | iD QUICPay Smartplus Visa Touch | 各種 クレジット カード | J-Debit Visaデビット | 現状 該当なし | |

おサイフケータイ

ポストペイ式「電子マネー」

わが国で「電子マネー」と一般に呼ばれているのは、利用する前にあらかじめ入金（チャージ）を行うプリペイド方式の電子的決済手段である³⁴。これは更に、ストアド・バリュー型とセンター管理型の2

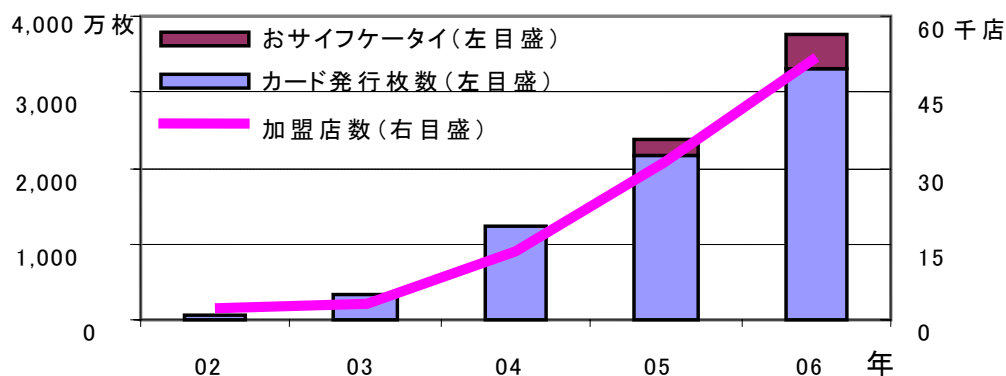
³⁴ 最近では、ポストペイ（事後払い）方式であるクレジットカードの中にも、非接触型ICチップを採用し、署名等を要さない迅速な決済を実現するタイプが現れている。プリペイド方式の電子マネーとこのような決済処理スピードの類似性に着目して、これらのクレジットカードはポストペイ式「電子マネー」と呼ばれることがある。

種類に大別される。ストアド・バリュー型は、カードや携帯電話などの媒体に埋め込まれたICチップ上に金銭的価値を記録し、分散管理する。一方、センター管理型は、こうした媒体を持たず、典型的には電子マネースキーム運営者のコンピュータ・サーバー上で金銭的価値を記録し、中央管理するものである。

これらの電子マネーは、いずれも、ここ数年、保有者数・加入者数が毎年倍増ペースで増大している。特にストアド・バリュー型の電子マネーは、首都圏を中心に、コンビニエンスストア、家電量販店、飲食店、キオスク、スーパーなど多くの場所で、対面取引（Point of Sale <POS>）用の小口決済手段として利用が広がっており（図表 3-2）、こうした利用拡大を受けて、電子マネー発行体の新規参入も相次いでいる。

そこで以下では、ストアド・バリュー型の電子マネーを中心に、その利用拡大の背景や今後の留意点等について概観する。なお、以下では、特に断らないかぎり、ストアド・バリュー型電子マネーを、単に「電子マネー」と呼ぶことにする³⁵。

図表3-2 電子マネーのカード発行枚数・加盟店数



（注）EdyおよびSuicaの発行枚数・加盟店数。加盟店数には、自販機を含む。
（出所）ビットワレット、JR東日本の公表資料に基づき日本銀行にて作成。

³⁵ センター管理型の電子マネーも、近年、インターネット上の通信販売やデジタル・コンテンツ購入、オンラインゲーム利用などの決済を対象に利用が増加しており、規模の大きなものでは、数百万人が利用し、数千のインターネットサイトでの利用が可能とされている。

第1節 電子マネーの利用拡大を後押しした要因

近年の電子マネーの利用拡大の背景をみると、消費者等の電子マネー一保有者側、小売店等の電子マネーが利用できる加盟店側の双方についていくつかの要因を指摘することができる。また、そうした双方の要因が互いに互いを強め合う循環が働いてきた可能性がある。

まず、電子マネー保有者側の要因をみると、迅速な決済処理による利便性や、加盟店の拡がりによる汎用性向上への期待が指摘できる。また、定期券や携帯電話など既に幅広い利用者が存在し、日常生活において頻繁に利用される既存の「生活インフラ」を電子マネーの媒体として併用していることが、普及初期段階の利用拡大に弾みを与えている。例えば、非接触型 IC チップが内蔵された携帯電話が電子マネーの利用媒体となるサービス（「おサイフケータイ」）や、近年拡大している各種の特典ポイント・サービスやマイレージ・プログラムとの連携は、電子マネーの普及を後押しする要因として挙げられる。

次に、加盟店側の事情をみると、電子マネー導入による集客効果、客単価引上げへの期待が電子マネー取扱い意欲を高める要因として挙げられる。例えば、電子マネーの導入に積極的なコンビニ各社では、都市中心部に立地する店舗や、通勤・通学時間帯においてレジに長く並ぶことを敬遠する客を取り込むうえで、電子マネーによる決済時間短縮が効果的であると考えている³⁶。また、電子マネー利用客の方が通常の客よりも客単価が高いという見方もある³⁷。このほか、家電量販店の中には、消費者のニーズに合わせた多様な決済手段を取り揃えることで、他店との差別化を図っている先もみられる。更に、現金ハンドリングコスト削減への将来的な期待も窺える³⁸。

以上の諸要因に加え、情報通信分野における技術進歩が果たしている役割も注目される。90年代半ばに広く関心を集めた電子マネーは、店頭等での決済処理に時間がかかることや、バリューをチャージする手間が面倒であったという点が普及のネックとなった面がある。今回は、非接触型ICの採用による迅速な決済処理、同ICや読取端末の製造

³⁶ コンビニ業界からヒアリングでは、レジにおける電子マネーでの支払いに要する時間は、現金の場合と比べて、平均して2割程度少ないとの紹介例があった。

³⁷ コンビニ業界からのヒアリングでは、電子マネー利用者による購買単価は、現金利用者と比べて15%程度高い傾向にあるとの紹介例があった。

³⁸ コンビニや家電量販店からのヒアリングでは、電子マネー取扱いによる現金ハンドリングコストの削減効果は、今のところ顕現していないとの見方が大勢を占めた。

コスト低下、通信インフラの拡がりによるチャージ方法の多様化・簡便性向上などが前回との相違点として指摘できる。このほか、時期的なタイミングの良さも好材料となった可能性がある。例えば、鉄道改札システムの更新や、小売店等のPOS端末の更新と併せて電子マネーが導入される例がみられるが、こうした例では、電子マネー導入のための設備コストがトータルでのシステム更新コストの中に吸収されることで初期コストの負担が軽減されているとみることもできる。また、低金利環境の下、電子マネー保有者・加盟店によって電子マネー利用に伴う機会費用³⁹があまり意識されなかったことも利用拡大に幾ばくか有利な影響を及ぼした可能性がある。

第2節 電子マネーの今後の動向を考えるうえでの留意点

上述のとおり、わが国の電子マネーの利用は、いくつかの要因が重なり合うことにより、近年急拡大を遂げてきたが、電子マネーの発行体の間では、この先も当面は、①複数スキーム間での相互利用やカード読取端末の共有化⁴⁰、②電子マネー機能を有した携帯電話の普及が進むもとで、更に利用が広がっていくとの見方が多い。2007年春に複数の企業が電子マネーの発行に相次いで新規参入したのも、今後の市場の更なる拡大を睨んだ動きとあってよい。

将来、電子マネーがどのような成長軌道を辿るのかについては、今後の競争環境や社会・技術環境などに大きく左右される可能性が高く、かなりの幅をもってみる必要がある。発行体同士の競争環境がより厳しくなる（従って収益環境もより厳しくなる）中で、電子マネーの各発行体・運営体は、電子マネーの安定性や信頼性を維持し、技術革新に応じてセキュリティを強化するよう取り組むことが求められる。

更に、現金やクレジットカードなど、その他の小口決済手段との競争もある。わが国は他国に比べ、現金選好が際立って高いという特徴がある。今後電子マネーが貨幣需要の一部を代替することは考えられるが、紙幣の利用にまで大きな影響を及ぼすかどうかは、現時点では

³⁹ 電子マネー保有者は事前入金した資金の運用機会を、加盟店は電子マネーの受け取り後、発行体から資金回収するまでの運用機会を喪失することとなる。

⁴⁰ 複数の異なるスキームの電子マネーの処理が可能な読取端末の導入が進んでおり、各電子マネーは顧客獲得面では競争しつつも、サービスの基本インフラ部分では標準化が進むかたちとなっている。

見定め難い。電子マネーの持つ潜在成長性と、リスクや課題の双方を念頭に置きつつ、今後の利用状況を見守っていくべきであろう。

電子マネーの今後を占ううえで検討を要する点は、このほかにも種々有り得るが、以下では、電子マネーの安定性・信頼性と、わが国の小口決済手段の中における電子マネーの位置付けの2つに絞って、留意すべきポイントをごく簡単に整理する。

1. 電子マネーの決済手段としての安定性・信頼性

電子マネーが将来にわたって安定性・信頼性を維持できるかどうかについては、いくつかの留意点やリスクが存在する⁴¹。

電子マネーを含む電子的決済手段は、取扱いボリュームが相応の規模に達しないと、決済ビジネス単体として採算を確保するのが難しいという特徴を持っている（BOX3-1参照）。相当規模の取扱いボリュームを確保するには、国内市場における支配的なシェアの獲得、海外市場の開拓といった方法が考えられるが、前者については、既に発行体の新規参入が相次いでおり、電子マネー間の競争が今後より激しさを増す方向にある。一方、後者については、ICカード等に関するわが国独自の仕様が、国際間の相互運用性を確保するうえで課題となる可能性がある。こうした環境のもと、わが国の電子マネーの各発行体・運営体は、今後も長期にわたって安定的にサービスを提供できるよう努力をしていくことが求められる⁴²。

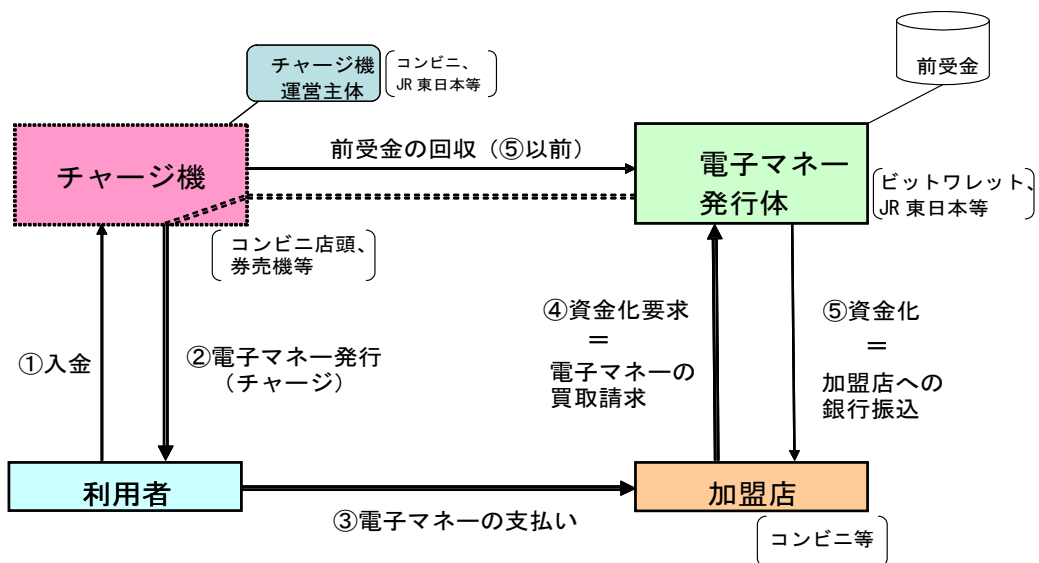
⁴¹ こうした電子マネーを含む新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題については、金融審議会・金融分科会「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ」において議論され、2006年4月、「座長メモ」として取りまとめられている（金融庁ホームページ〈<http://www.fsa.go.jp/>〉を参照）。

⁴² 電子マネービジネス単体での収益性は高くなくても、発行体と加盟店が同一・同グループである「自家発行型」の場合等では、電子マネー発行による顧客囲い込み、支払履歴を利用した商品開発・マーケティングの新たなツール獲得といった本業へのシナジーを期待して電子マネービジネスに参入するケースもある。

【BOX 3-1】電子マネーの基本スキーム

以下、ストアド・バリュー型電子マネーを例に、電子マネーの基本スキームを概説する。まず、電子マネーの保有者は、小売店等にあるチャージ機で入金し、加盟店での支払いに利用する。電子マネーによる支払いを受けた加盟店は、電子マネーを資金化するため、電子マネーの発行体に対して電子マネーの買取請求を行う。電子マネー発行体は事前にチャージされた前受金を回収・運用し、その後、加盟店との契約で予め定められた期日に加盟店の銀行口座への振込み等により資金決済を行う。

電子マネー発行体の主な収入は、加盟店手数料と事前に入金された前受金の運用益である。一方、主たる支出は、固定費用（センター設備・運営費用、加盟店獲得・端末設置費用等）と手数料支出（電子マネー発行委託手数料、加盟店への資金振込手数料）などである。一般に、サービス提供のためのインフラ整備の固定費用が嵩む一方、個々の電子マネー決済を処理するための限界費用は僅かとなるコスト構造となっている。このため、発行体が電子マネー・ビジネスを単体で採算に乗せるには、相当な規模の取扱ボリュームを確保する必要がある。



電子マネーが安定的に提供されるためには、電子マネーの発行体による前受金の厳格な管理、加盟店との安全で確実な資金決済、システムの信頼性確保、システム障害等に備えた業務継続体制の整備などが求められる。また、厳しい競争の結果、発行体が事業からの撤退を余儀なくされるといった事態が生じる場合においても、電子マネー保有者の保護が図られるような仕組みを整備・強化しておくことが必要で

ある⁴³。

電子マネーの信頼性を維持するうえでは、情報セキュリティ面での適切な対応、具体的には、電子マネー偽造等の不正利用や電子マネー保有者の個人情報の漏洩に対して有効な防止策が講じられる必要がある。現在の電子マネーの情報セキュリティ技術は、現状の利用上限金額との対比でみて相応のものであるとしても、今後の技術進歩を受けて偽造犯罪の手口が高度化したり、利用上限金額の引上げにより偽造インセンティブが高まるようなことがあれば、それに応じて、セキュリティ水準の引上げに向けた取組みが必要になる。また、電子マネーの支払履歴を他のビジネスに活用するような場合には、当然のことながら、個人情報の適切な管理が求められる。

2. 小口決済手段の中での電子マネーの位置付け

わが国における対面取引用決済手段の利用状況を他の主要国と比較すると（図表 3-3）、現金選好の度合いが際立って高いという特徴がある。電子マネーは、主要国の中では利用が進んでいる国となっているが、その金額はまだ僅少である（BOX3-2 参照）。

図表 3-3 主要国の対面取引用決済手段の利用状況

| | 現金 | | クレジット カード | デビット カード | 電子マネー |
|-----------|---------------------------------|--------------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| | 現金流通高 (万円/人 ⁽¹⁾) | ATM 引出額 (万円/件) | 年間利用金額 (万円/人) | 年間利用金額 (万円/人) | 年間利用金額 (万円/人) |
| フランス | 25.8 ⁽²⁾ | 0.9 | 56.8 | | 0.01 |
| ドイツ | 25.8 ⁽²⁾ | 2.1 | n.a. | 26.2 | 0.01 |
| 日本 | 65.6 | 5.6⁽³⁾ | 25.2 | 0.6 | 0.12⁽⁵⁾ |
| 英国 | 14.3 | 1.3 | 36.5 | 68.3 | n.a. |
| 米国 | 31.5 | 0.9 ⁽⁴⁾ | 66.0 | 32.3 | neg. |

(注) 計数は 2005 年中。(1)人口 1 人当たり銀行券・貨幣発行高、(2)ユーロ圏全体の計数、(3)他行カード払いのみ（自前カード払いを除く）、(4)2003 年中、(5)非接触 IC 電子マネー決済市場規模予測（2006 年度）。

(出所) BIS, “Statistics on Payment and Settlement Systems in Selected Countries (Figures for 2005)”

⁴³ 前払式証票の規制等に関する法（「プリカ法」）は、前払式証票の発行事業者に対して、基準日における未使用残高の 2 分の 1 以上の供託等を義務付けており、法制により前受金の保全を通じた一定の保有者保護が図られている。プリペイド方式の電子マネーが同法の適用を受ける一方、証票等に当たるものがないサーバー管理型の電子マネーは、現行、同法の適用を受けないこととなっている。

【BOX 3-2】 電子マネーと現金利用との関係

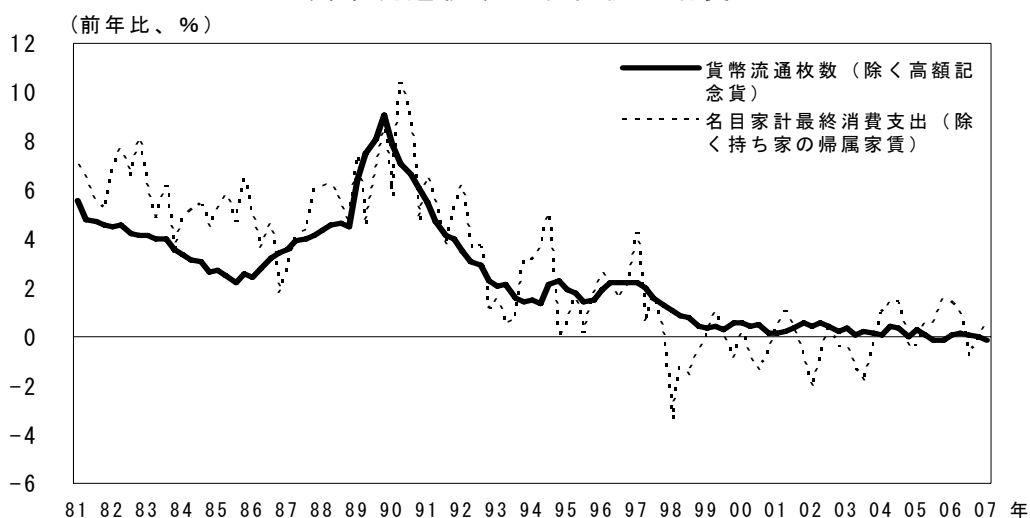
電子マネーの1回当たりの利用金額は、現状、千円未満といわれており、金額帯としては、貨幣とは競合するが紙幣とは直接競合しない関係にあるといえる。

貨幣との関係についても、電子マネーとしてチャージされている資金残高（電子マネー発行高）は、今のところ貨幣流通高の数%程度に止まっており（注）、このことは電子マネーの貨幣への影響がなお限定的であることを示唆している。

なお、貨幣流通高の動きをみると、90年代入り後、伸び率は低下傾向にある（下図参照）が、これは基本的には名目個人消費の動きを映じたものであるとみられる。

（注） 06年末の貨幣流通高（高額記念貨を除くベース）は3.5兆円である一方、同時点での主な電子マネーの発行残高は1千億円を超えない規模であるとみられる（なお、銀行券発行高は、79.8兆円）。

貨幣流通枚数と名目個人消費



こうした各国における小口決済手段の利用状況に関する特徴は、各国の小口決済手段を取り巻く社会環境や歴史的経緯に由来する面が少なくない。

例えば米国のケースをみると（図表 3-4）、「小切手社会」という言葉で象徴されるように、同国が従来小口決済手段として多用してきたのは小切手である。しかしながら、近年、その様相は大きく変わりつつある。小切手の利用は年々減少する一方、デビットカードの利用が急

速に拡大している。しかも、デビットカードの平均的な利用金額は年々低下する傾向にあり、スーパーマーケット等での日常の買い物に多用されるようになってきているのが、最近の特徴といえる。ちなみに、米国連邦準備制度の調査によれば⁴⁴、各決済手段の1回当たりの利用金額は、小切手が約1,000ドル、クレジットカードが約90ドルであるのに対し、デビットカードは約40ドルとされている。

図表 3-4 米国における非現金支払手段の利用件数（単位：億件、％）

| | 2000年 | 2003年 | 増加率 | |
|-----------|-------|-------|------|------|
| | | | シェア | (注) |
| 小切手 | 419 | 366 | 45.2 | -4.3 |
| 電子的決済手段 | 305 | 443 | 54.8 | 13.2 |
| デビットカード | 83 | 156 | 19.3 | 23.5 |
| クレジットカード | 156 | 190 | 23.5 | 6.7 |
| ACHによる支払い | 61 | 89 | 11.0 | 13.4 |
| その他 | 5 | 8 | 1.0 | 15.4 |

（注）2000年から2003年までの年率換算した増加率。

（出所）米国連邦準備制度

これに対してわが国の場合、小切手が消費者の間で利用されることはほとんどなく（従って、米国のようにデビットカードが小切手を代替して急増するという現象もみられない⁴⁵）、従来小口決済手段として利用されてきたのはもっぱら現金である。これには、わが国の治安のよさ、偽造券の少なさ⁴⁶が少なからず影響していると考えられる。また、こうした強い現金選好を受けて、ATMや自販機が広く普及しているのも、わが国の特徴である⁴⁷。

⁴⁴ The Federal Reserve Board, “Trend in the Use of Payment Instruments in the United States”, Federal Reserve Bulletin, 2005, Issue Springを参照。

⁴⁵ わが国の場合、クレジットカードがデビットカード的に利用されていることが多い（金利の支払いが発生するリボルビング払いの割合が少なく、カードでの支払金額が定期的に金融機関の預金口座から自動的に引き落とされる）という点も、デビットカードの利用が進まない一因となっている。

⁴⁶ 日米欧の2005年中の偽造発生状況を金額ベース（円換算額）で見ると、米ドル125.2億円、ユーロ44.4億円に対して、日本円は0.7億円に止まっている（各公表資料から日本銀行にて算出）。件数ベースでは、ユーロ56万5千件に対し、日本円1万2千件となっている（件数ベースの米ドル計数は公表されていない）。

⁴⁷ 人口千人当たりの自販機設置台数は、米国26台、独15台、英（飲料・食品のみの台数）7台に対して、日本は44台。なお、人口一人当たりの自販機による年間販売金額は、米国1.7万円、日本5.5万円となっている。いずれも、日本自動販売機工業会の資料に基づき日本銀行にて算出。

わが国における決済手段別の1回当たりの利用金額をみると、クレジットカードが1.1万円程度⁴⁸、電子マネーが上述のとおり千円未満といわれている。比較的高額の支払いに利用されるクレジットカードと、超小口の支払い（マイクロ・ペイメント）に利用される電子マネーの間に、大きな中間領域があり、そこでは今日なお、現金があまたの小売店舗やATM、自販機等の広範なネットワークに支えられて（またそれらを支えつつ）多用されている⁴⁹というのが、わが国の小口決済の状況ということができる。

将来を展望すると、電子マネーが、その安全性・信頼性にかかる各種リスクに適切に対応し、安心・便利に利用できる状況が維持されるのであれば、電子マネーはマイクロ・ペイメントとして一定の地歩を築く可能性がある。もっとも、その場合であっても、電子マネーが現金に取って代わるとするのはやや極端な見方であると考えられる。今後電子マネーが貨幣需要の一部を代替することは考えられるが、紙幣の利用にまで大きな影響を及ぼすかどうかは、現時点では見定め難い。他国比際立って高い現金選好を勘案すると、電子マネーが小口決済手段の中で一定のシェアを確保する一方、現金も引き続き重要な役割を担うものと考えておくことが妥当である。

日本銀行は、電子マネーの持つ潜在成長性と、成長を阻害し得るリスクや留意点の双方を念頭におきつつ、その他の決済手段を含め、小口決済手段が全体として安全で効率的に利用されるよう、必要な働きかけをし、また、日本銀行自身の取組みを行っていきたいと考えている。

⁴⁸ BIS, “Statistics on Payment and Settlement Systems in Selected Countries (Figures for 2005)”を参照（同計数は、日本クレジット産業協会の公表計数に基づき日本銀行にて算出したもの）。

⁴⁹ 現金の発行・流通高には、市中で活発に流通することなく貯蔵されているものが少なからず含まれている可能性がある。決済手段としての現金の役割をみる際にはこうした点に留意が必要である。例えば、2004年11月から発行された新しい銀行券（1万円、5千円、千円）の発行高は、2006年度末時点においても、新旧券合計の約75%に止まっている。もっとも、このような可能性を考慮しても、他国対比でのわが国の現金選好の高さに変わりはない。

第2章 キャッシュカードやインターネット・バンキングの情報セキュリティ強化に向けた動き

第1節 キャッシュカードの情報セキュリティ

偽造キャッシュカードによる不正な現金引出しによる被害者を救済する目的で制定された「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（以下、「預金者保護法」という）（2005年8月制定、2006年2月施行）の施行から1年が経過した。

金融庁の取りまとめによると（図表3-5）、金融機関は、同法の施行前を含めた多くの被害について補償に応じており、補償率は件数ベースで98.2%（施行後は100%）となっている。なお、2006年度の平均被害額は90万円と、2003年度の312万円をピークに、2004年度以降は減少傾向にある。この間、金融機関はATMまわりの暗証番号漏洩対策や、顧客に対する注意喚起といった地道な対応に加え、キャッシュカードのICカード化、ATMにおける生体認証の導入、キャッシュカードの1日当たり利用限度額の引下げ等の対策を行っている。

図表 3-5 偽造キャッシュカードによる預金等払戻し（被害発生状況）

（単位：上段：件、中段：百万円、下段：万円）

| | 02年度 | 03年度 | 04年度 | 05年度 | 06年度 |
|-------|------|------|-------|------|------|
| 件数 | 8 | 106 | 469 | 897 | 531 |
| 金額 | 19 | 331 | 1,064 | 974 | 477 |
| 平均被害額 | 245 | 312 | 226 | 108 | 90 |

（出所）金融庁

もともと、ICキャッシュカードや生体認証は自行のATMでしか利用できない場合がほとんどであるため、利用者に利便性の低下をもたらすということもあって、その普及率はカードベースで1.2%程度（金融庁「偽造キャッシュカードに対する金融機関の取り組み状況」（2005年12月末））と依然として低い水準に止まっている。これに関しては、2006年3月、全銀協が「全銀協ICキャッシュカード標準仕様」を改定し、ATMと金融機関ホスト間の通信電文に、提示されたキャッシュカードの種類（磁気ストライプ／ICカード／生体認証付き）に関する情報を載せられるようにしたほか、生体認証機能の実装方式等に関する標準を定めたため、セキュリティを高めると他行のATM等が使えなくなる

という相互運用性の問題は徐々に解消する方向にある⁵⁰。

第2節 インターネット・バンキングの情報セキュリティ

インターネット・バンキング犯罪に関しては、預金者保護法の対象になっていないこともあり、その被害の補償率は69.3%に留まっている（金融庁取りまとめ）。2006年度の平均被害額は、104万円と、利用限度額引下げ等の効果から2005年度に比べ半減しているものの、被害件数は98件と漸増傾向にある（図表3-6）。

図表 3-6 インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）

（単位：上段：件、中段：百万円、下段：万円）

| | 05 年度 | | | | 06 年度 | | | | | |
|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-----|----|
| | 4-6 月 | 7-9 月 | 10-12 月 | 1-3 月 | 4-6 月 | 7-9 月 | 10-12 月 | 1-3 月 | | |
| 件数 | 49 | 3 | 16 | 19 | 11 | 98 | 10 | 25 | 27 | 36 |
| 金額 | 105 | 5 | 23 | 64 | 12 | 102 | 30 | 16 | 29 | 25 |
| 平均被害額 | 214 | 168 | 148 | 338 | 110 | 104 | 302 | 66 | 110 | 72 |

（出所）金融庁

金融庁は、ATMシステムおよびインターネット・バンキングの情報セキュリティ対策について、「情報セキュリティに関する研究会」を開催し（2006年3月から6月にかけて計3回）、そこでの議論を踏まえ、「主要行等および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を一部改正した（2007年1月23日発表）。同指針においてはインターネット・バンキングの本人認証に関して、「個々の認証方式の各種犯罪手口に対する強度を検証したうえで、取引のリスクに見合った適切な認証方式を選択しているか」、とのセキュリティ確保上の主な着眼点が示されている⁵¹。こうした中、金融機関は、セキュリティの確保を経営戦略

⁵⁰ 統合ATMスイッチングサービスでは、2007年5月に「全銀協ICキャッシュカード標準仕様」に則った電文フォーマットの改定作業を実施した。この結果、各行のシステム対応により、「他行のATMを利用した取引ではキャッシュカードの種類が判別できず、事実上、磁気ストライプカード扱いとなる」という状況が改善可能となった。また、生体認証についても、同種の生体認証方式を実装する金融機関間でのATMの相互利用や、1枚のICキャッシュカードに複数の生体認証方式を実装することも可能となっている。

⁵¹ 2006年7月公表の日銀レビュー「インターネット・バンキングの安全性を巡る現状と課題」（日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>に掲載）は、「二要素認証の採用を含む本人認証の強化」や「不正取引監視等の導入」、「利用者啓蒙の一段の促進」に関する提言を行っている。

の一部ととらえ、ワンタイムパスワード⁵²導入による本人認証強化等のセキュリティ強化策により他行との差別化を図ろうとする動きがみられる。

以上のとおり、2006年中は、キャッシュカードについて、預金者保護法の施行を受けてICカード化、生体認証を導入する動きが続いた。また、そうした新たなセキュリティ手段の普及率の引上げを図るため、相互運用性を改善する動きも進展した。また、インターネット・バンキング犯罪への対応についても、本人認証強化等の動きがみられた。

日本銀行としても、先端セキュリティ技術の研究や、専門家との情報交換、金融機関等との日常の対話や考査の場面などを通じて、金融界全体としての情報セキュリティ強化の取組みを引き続き支援していく考えである⁵³。

⁵² ワンタイムパスワードは使い捨てパスワードとも呼ばれ、本人認証の都度、有効なパスワードが変化するもの。仮にある取引においてパスワードを入力する場面を見られたり、盗聴されたりしたとしても、次回有効なパスワードを推測することが出来ないため、第三者による成りすましが困難となる。

⁵³ 日本銀行金融研究所は、2007年3月、第9回情報セキュリティ・シンポジウム「リテール・バンキングのセキュリティ」を開催し、生体認証とICカードに関する技術の安全性を巡る最新の研究結果を報告するとともに、金融業界が今後これらの技術をリテール・バンキングにおいて有効に活用していくための留意点や検討課題について整理した。

第4部 日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直し

第1章 概要

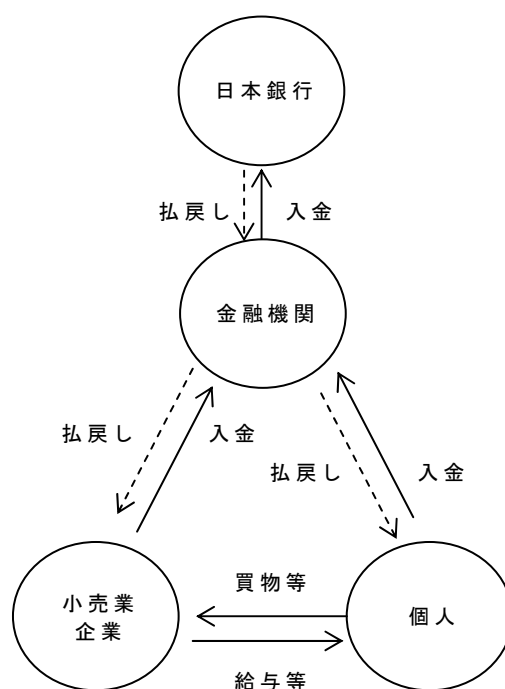
第3部でみたように、小口決済分野では、電子マネーの利用拡大といった変化が起きている。一方、わが国では、現金が小口決済手段に占める割合は、主要国の中でも際立って高いことが特徴となっており、電子マネーの登場によっても、当面、わが国では、現金は引き続き重要な小口決済手段であり続けるものと思われる。

現金は、日本銀行から金融機関を経由して個人や企業の手に入り、さまざまな目的に利用された後、再び金融機関を経由して日本銀行に還流するというかたちで市中を流通している（図表4-1）。この中で、金融機関の現金取り扱いを巡る環境が、近年、大きく変化してきている。

こうした環境変化を踏まえて、日本銀行では、2006年7月に設置した「当座預金・現金供給サービスの見直しに関するタスクフォース」において、これらサービスに関する見直し案をまとめ、本年3月初から1か月間、市中協議に付したうえで、実施に移すこととした⁵⁴。

以下では、まず、金融機関における現金の取扱い等に関する環境変化について簡単に紹介したあと、こうした変化を踏まえた日本銀行の既存サービスの見直しの必要性とその内容について説明する。

図表4-1 現金流通の基本的な構造



⁵⁴ 市中協議の内容については、「日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて」（2007年3月2日）を参照。また、制度の最終的な姿、寄せられた意見とそれに対する日本銀行の考え方等については、「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策—関係者のご意見を踏まえて—」（2007年5月25日）を参照。いずれも、日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>）に掲載。

第2章 最近の環境変化

第1節 現金事務の営業店からの切離し

これまで、金融機関における各種の現金事務は、「支店」を中心とする各地の営業店において、その職員が自ら行うことが一般的だった。しかしながら、近年多くの金融機関では、事務効率化・リストラを進める観点から店舗戦略の見直しを行なっており、「支店」の数はここ数年一貫して減少傾向を辿っている。

一方、これに代わるかたちで、人員・業務面でより軽量化された「出張所」や、スーパー・コンビニ等に設置された無人型の「店舗外ATM」が、現金の最終需要者（国民）に対する現金の供給経路として大きな役割を果たすようになってきている⁵⁵。また、金融機関では、各種の現金事務を、支店とは別の場所に設置した事務センター等で集中的に処理する傾向を強めている。以上の傾向は、程度の差はあれ、大手金融機関だけでなく、地域金融機関においても共通にみられる。

更に、協同組織金融機関の中央機関でも、このところ、地方の支店を統廃合する動きがみられる。このため、各中央機関では、自らの現金需要を満たすだけでなく、支店廃止地域・無店舗地域においても、引き続き、傘下の系統金融機関に対して安定的・効率的に現金を供給していくことが重要な課題となっている。

第2節 現金事務の警備輸送会社への委託

最近では、現金事務を営業店から切り離すだけでなく、金融機関以外の第三者、特に警備輸送会社に委託する動きが拡大している。この背景には、①上述した金融機関自身の事務効率化要請に加え、②一段と多様化する顧客ニーズ（例えば、店舗外ATMにおける24時間・365日対応の必要性）、③防犯警備意識の高まり等があるとみられる。

また、警備輸送会社の側で、現金事務の処理能力を引き上げる先が

⁵⁵ ①2006年3月末における全国銀行ベースの国内本支店数は12,082(5年前比 ▲1,616)。②主なコンビニエンスストア等における2006年のATM設置台数は22,915(同 +17,209。一部のスーパー等を除き、ほとんどのケースでは、店舗1か店に1台のATMを設置している)。なお、①は全国銀行協会のホームページに掲載、②はコンビニエンスストアおよびATM運営会社のホームページ等に基づき日本銀行にて作成。

増えてきたという事情も指摘できる。警備輸送会社への事務委託は、特に、現金の「輸送」の分野について広く行われているが、最近では、警備輸送会社の事務処理能力向上を背景として、大手金融機関を中心に、現金の「精査」についても警備輸送業者に委ね、自ら再精査を行うことを省略する動きが始まっている。以上のようなケースにおいて、金融機関では、その事務子会社の業務を警備輸送会社の管理・監督に特化するなどして、実務を担う警備輸送会社との役割分担を図っている。

第3章 日本銀行サービスの見直しの必要性

日本銀行は、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」⁵⁶に基づいて選定された金融機関等（以下、「取引先金融機関」という）との間で当座預金取引を行なっている。また、こうした取引先金融機関に対し、日本銀行の本支店に開設された当座預金口座を通じて、現金の払戻し・入金、他の取引先金融機関との間の資金の振替、手形交換戻の決済などの「当座預金サービス」を提供している⁵⁷。

これまで日本銀行は、取引先金融機関の店舗配置の状況や事務体制の実情に鑑み、日本銀行本支店による当座預金サービスの提供先を、当該本支店の業務区域内⁵⁸に存在する金融機関の「本店または支店」に限定してきた。また、取引先金融機関が日本銀行本支店との間で現金を授受する場合には、原則として「金融機関本人またはその100%事務子会社」の職員が行うことを求めてきた。

しかしながら、最近では、上述のとおり、取引先金融機関における営業店舗網の見直し等に伴い、現に地域内に現金ニーズが存在するにもかかわらず、当該地域に当該金融機関の「本店または支店」が存在しないケースが生じている。また、現金輸送事務については、金融機関から警備輸送会社に外部委託する事例が一段と増加している。

⁵⁶ 日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

⁵⁷ 本稿では、「当座預金サービス」のうち、現金の払戻し・入金を「現金供給サービス」と呼んでいる。

⁵⁸ 日本銀行の本支店がそれぞれ地理的に管轄する業務区域は、「日本銀行組織規程」（日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>に掲載）第39条および別紙において定められている。

こうした現状を踏まえ、日本銀行では、「現金を円滑に供給する」という役割を引き続き十分に果たしていくために、現金供給を始めとする当座預金サービスを、より柔軟に利用できる仕組みを導入することとした。具体的には、以下で述べる「取引拠点の柔軟化」、「現金授受事務の担い手の拡大」の2つの施策である。

このほか、現在日本銀行では、取引先金融機関が日本銀行本支店に対して現金の払戻しを求める場合には、「日銀小切手」⁵⁹を振出し、当該本支店の窓口に表示することを求めている。こうした事情の下において、現金事務を別の場所にある地域の現金集配拠点（事務子会社の事務センター、警備輸送会社の現金センター等）で実施している場合、日本銀行から現金の払戻しを受けようとする際には、現金集配拠点を発した現金輸送車が、日銀小切手入手するために、日銀小切手の振出権限がある本支店に一旦立ち寄る必要がある。

このため、金融機関によっては、現金輸送車が現金集配拠点と日本銀行の間を直接結ぶ場合に比べて、現行の取扱いが不便になっている事例が出てきている⁶⁰。こうした状況を踏まえ、日本銀行としては、以下で述べるとおり、日銀小切手等に代わる「新たな現金受払請求手段」のあり方についても今後の検討課題として取り組んでいきたいと考えている。

第4章 日本銀行当座預金・現金供給サービスの具体的な見直し策

第1節 取引拠点の柔軟化

上述のとおり、これまで日本銀行は、取引先金融機関に当座預金サービスを提供するに当たっては、当座預金口座を開設する日本銀行本支店（以下、「勘定店」という）の業務区域内に、当該取引先金融機関の「本店または支店」が存在することを求め、これを、日銀小切手の振出しを始めとする各種取引の拠点として扱ってきた（図表4-2）。

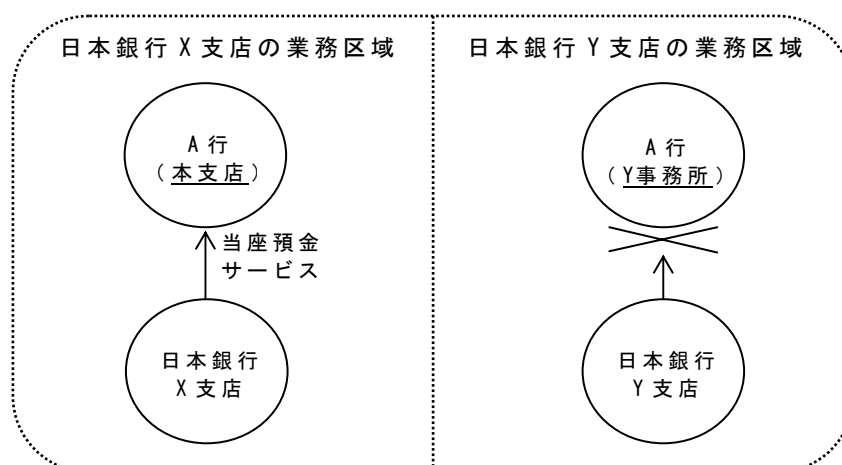
⁵⁹ 日銀小切手とは、日本銀行を支払人として振出される小切手をいう。日本銀行との当座預金取引の基本契約である「当座勘定規定」（日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>に掲載）第4条では、原則として、「取引先は、当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用するものとする」としている。

⁶⁰ 現在、日本銀行本支店の現金供給サービスを利用する取引先金融機関の「本店または支店」のうち、約2割が、日本銀行取引にかかる現金集配拠点を、当該「本店または支店」とは別の場所に設置している。

日本銀行では、こうした取扱いを見直し、「当座預金口座の開設に当たっては、勘定店の業務区域内に『一定の条件を満たした取引拠点』が存在すれば足りる」とすることとした。「取引拠点」は、「一定の条件」⁶¹を満たさなければならないが、取引先金融機関の「本店または支店」である必要はない。

従来の「本支店」以外に新たに認める拠点としては、2つの類型がある。1つは「①取引先金融機関自身の『本店または支店』以外の施設」であり、もう1つは「②取引先金融機関の代理人である別法人の施設」である。

図表 4-2 これまでの取扱い



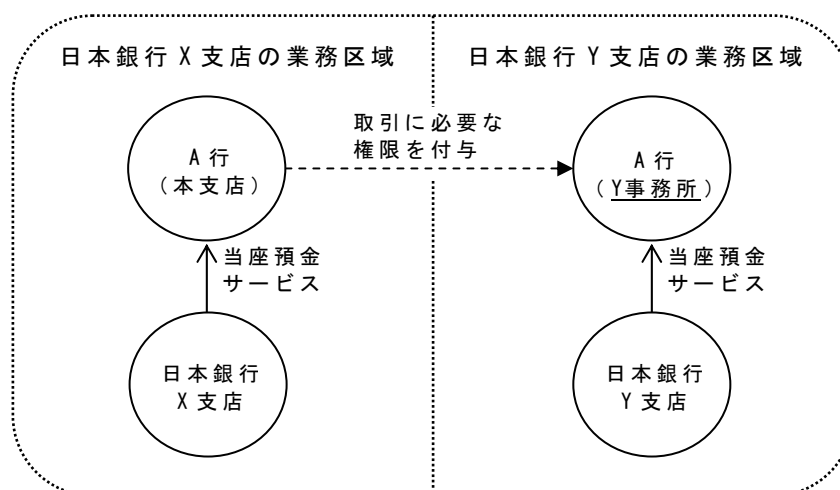
① 取引先金融機関自身の「本店または支店」以外の施設

制度見直し後は、勘定店の業務区域内に取引先金融機関の「本店または支店」が配置されていなくても、それに代わる施設が存在すれば、これを取引拠点とし、当該勘定店に当座預金口座を開設することを可能とした。すなわち、勘定店の業務区域内に取引先金融機関の事務所、出張所、事務センターなど（以下、「事務所等」という）が存在し、これが「一定の条件」を満たせば、その形態・名称にかかわらず、当該勘定店に当座預金口座を開設し、現金供給を中心とする当座預金サービスを提供しようとするものである。事務所等は、通常、他の「本店

⁶¹ 「一定の条件」については、2007年5月25日公表の「日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準（取引の拠点にかかる基準）」を参照。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

または支店」(いわゆる母店)に従属し、他者との取引権限も制限されていることが多いと思われるが、当座預金口座の開設に当たっては、当該母店を通じて、事務所等に対し、勘定店との取引に必要な権限が付与されることを想定している(図表 4-3)。

図表 4-3 事務所を利用した取引の形態



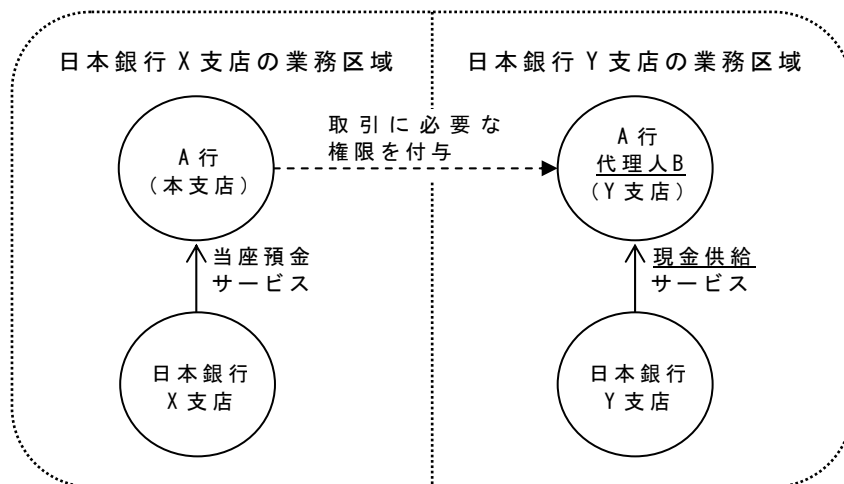
② 取引先金融機関の代理人である別法人の施設

また、勘定店の業務区域内に取引先金融機関自身の「本店または支店」が配置されていなくても、代わって、取引先金融機関の代理人の施設が存在すれば、これを当該取引先金融機関の取引拠点とし、当該勘定店に当座預金口座を開設することを可能とした。この場合、取引先金融機関は、まず、別法人を当座預金取引に関する代理人に選任する。そのうえで、「一定の条件」を満たした当該代理人の施設(以下、「代理人施設」という)を勘定店管下の取引拠点として指定し、勘定店との取引に必要な権限を付与することになる。

日本銀行との関係では、当座預金取引の相手方はあくまで本人である取引先金融機関であり(このため、勘定店に開設する当座預金口座は、本人である取引先金融機関のものとなる)、代理人施設の職員が行った行為の責任は当該取引先金融機関に帰属することになる。代理人施設が利用できるサービスは、ニーズの実態を踏まえ、現金供給サービスに限ることとした。具体的には、代理人施設の職員が、日銀小切手等の書面を利用して当座預金の払戻し・入金を行い、現金を授受する。その際、本人金融機関には、代理人施設の現金需要に応じて、勘

定店口座への資金の振替・逆引を行なうことになる（図表 4-4）。

図表 4-4 代理人を利用した取引の形態



なお、当面は、ニーズの実態を勘案し、以下の 2 つの組み合わせについて、本制度の利用を認めることとしている（図表 4-5）。

図表 4-5 本人と代理人の組み合わせ

| 本人 | 代理人 |
|----------------|---------------------------------------------------|
| 取引先金融機関 | 取引先金融機関から現金事務を受託する子会社（当該取引先金融機関の出資比率 50% 超の会社に限る） |
| 協同組織金融機関の中央機関* | 傘下の系統金融機関（非当座預金取引先に限る） |

* 信金中央金庫、全国信用共同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫

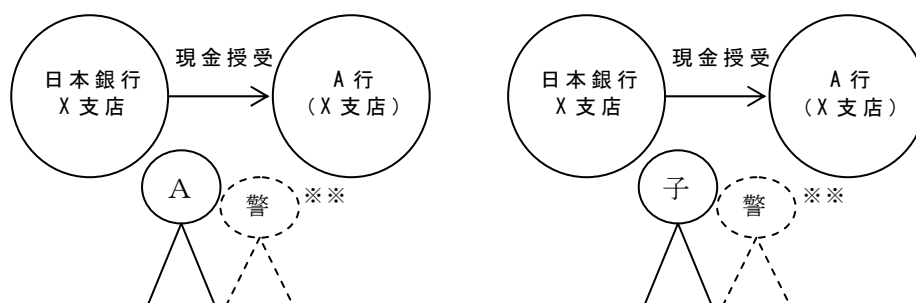
第 2 節 現金授受事務の担い手の拡大

これまで日本銀行は、取引先金融機関が勘定店との間で現金を授受しようとする場合、取引先金融機関自身の職員がその事務を行うか、仮に他者に委託する場合でも、原則として「当該取引先金融機関の 100% 事務子会社」に限る扱いとしていた（図表 4-6）。

図表 4-6 これまでの取扱い

①取引先金融機関が自ら授受

②100%事務子会社への委託



※ ①においてはA行X支店の職員、②においてはA行の100%子会社の職員。
 ※※ 警備輸送会社等の職員が、取引先金融機関等の職員に同行することは可。

日本銀行では、現金輸送事務を警備輸送会社に委託する金融機関が一段と増加していることを踏まえ、現在の取扱いを見直し、「取引先金融機関が、その取引拠点と勘定店との間の現金授受事務を委託できる者の範囲を、『一定の条件を満たした警備輸送会社等』にまで拡大することとした⁶²。

これにより、例えば、取引先金融機関と資本関係のない警備輸送会社等の職員が、単独で、当該取引先金融機関が振出した日銀小切手を勘定店に搬送・呈示し、現金を持ち帰ることが可能となる（取引拠点の職員が、その都度勘定店に出向くことは不要となる）。委託できる者の範囲は、警備輸送会社を含め、以下の5つの類型とする（図表4-7）。このうち、「現金事務を行う会社」については、これまで、原則として「取引先金融機関自身の100%事務子会社」だけが委託先として認められていた。新制度のもとでは、金融機関と事務委託会社の関係が多様化しつつあることを踏まえ、委託可能先の範囲を、「取引先金融機関や持株会社の出資比率50%超の子会社」にまで拡大することとした（以下の類型イ、またはニ、に該当）。

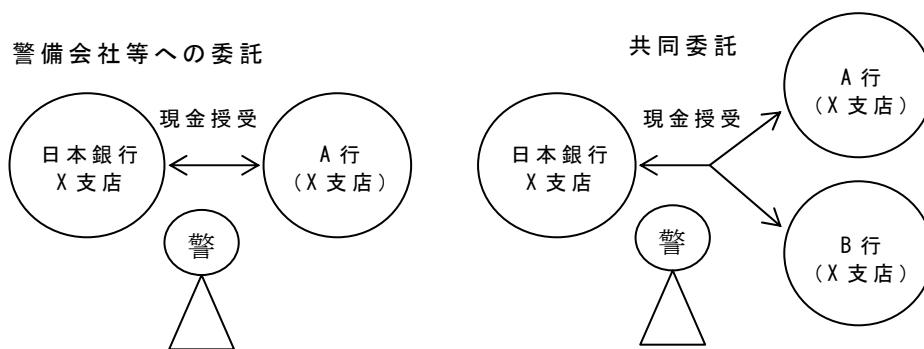
⁶² 新制度を利用する際の「一定の条件」については、2007年5月25日公表の「日本銀行戸田分館における現金授受事務の委託に関する基準」を参照。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

図表 4-7 委託先の類型

- イ． 取引先金融機関の子会社または取引先金融機関の持株会社の子会社のうち、現金事務を行う会社
- ロ． 取引先金融機関が協同組織金融機関の中央機関である場合には、その傘下の系統金融機関
- ハ． 他の取引先金融機関
- ニ． 他の取引先金融機関の子会社または他の取引先金融機関の持株会社の子会社のうち、現金事務を行う会社
- ホ． 警備業法上の所要の認定を受けた警備輸送会社

なお、複数の金融機関が委託元となり、共同で、現金授受事務を同一の者（上記類型のいずれかに該当する者）に委託することも認めることとした（共同委託）。これは、例えば、同一の警備輸送会社の現金輸送車が、複数の銀行の日銀小切手を勘定店に搬送し、当該複数銀行分の現金を持ち帰るような形態である（図表 4-8）。

図表 4-8 新たに可能となった委託の形態



※ 警備輸送会社だけでなく、上記 5 類型に該当する者への委託が可能。

第 3 節 新たな現金受払請求手段の導入

前述のとおり日銀小切手については、その作成・管理負担のほか、金融機関内の小切手振出部署と日本銀行への持込・呈示部署の間の搬

送負担などが指摘されている。このため、日本銀行では、日銀小切手等に代わり、オンラインを前提とした新たな現金受払請求手段（当座預金の引落等を指図する手段）を導入することにつき、検討を進めている。日銀小切手等を利用しない現金の受払は、既に日本銀行発券センター（埼玉県戸田市に所在。以下、「戸田分館」という）において実現しており、戸田分館を利用する取引先金融機関は、日銀小切手や当座勘定入金票に代えて、日銀ネット端末からのオンライン入力・送信により、現金の受払請求を行なっている。戸田分館以外の日本橋本店や地方の日本銀行支店において新たな方法を導入するとすれば、同分館と類似の仕組みを導入していくことが、今後の検討の出発点になるものと思われる。

第5章 スケジュール

上記の各施策については、取引先金融機関および日本銀行内部での相応の体制整備等が必要となり得るものもあることから、以下のとおり、段階的に進めることとしている（図表 4-9）。

まず、「取引拠点の柔軟化」については、6月11日から利用申し込みを受け付け、7月1日から、一部取引先について新制度の利用が実現している。「現金授受事務の担い手の拡大」については、まずは戸田分館取引分から先行して、上記と同様、6月11日から、新制度の利用申し込みを受け付け、本年夏頃からの実現を予定している。本件を戸田分館から先行させるのは、同分館では、既に現金受払請求のオンライン化が実現し、現金受領者の確認手続や警備面での対策が十分に整備されており、仮に外部委託先が単独で来行するようになったとしても、日本銀行側の事務手順等に関して追加検討すべき事項が相対的に少ないためである。なお、戸田分館以外の日本橋本店と各地の支店については、本施策への期待が強いことに鑑み、日本銀行内での所要の準備が整い次第、新制度の利用を開始したいと考えている。

日銀小切手等に代わる「新たな現金受払請求手段の導入」については、関係者の業務体制に与える影響や日本銀行に生じるコスト負担等も踏まえながら、本制度導入の是非および実施する場合の制度設計について、極力早期に結論を得るよう検討を進めていきたい。ただし、本施策については、各地の日本銀行本支店や金融機関の事務処理体制

の変更につながる可能性が高いだけに、実現するとしても相応の期間を要するものと思われる。

図表 4-9 本見直し策に関する経緯・スケジュール

| | 1. 取引拠点の柔軟化 | 2. 現金授受事務の担い手の拡大 | 3. 新たな現金受払請求手段の導入 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2007年 3月2日 | 「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直しについて」 (市中協議ペーパー)を公表 | | |
| 4月2日 | ↓ 18先からご意見を頂きました | | |
| 5月25日 | ↓ 「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策」 および新制度の利用に関する「基準」等を公表 | | |
| 6月11日 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申込受付 開始</div> <div style="text-align: center;">↓ 審査</div> | (戸田分館) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申込受付 開始</div> <div style="text-align: center;">↓ 審査</div> | (日本橋本店) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">具体的な 検討</div> |
| その後 | <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;">利用開始</div> 7月頃から、一部取引先が利用開始 | <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;">利用開始</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">追加準備</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">新制度 を開始</div> |

付 属 論 文

OTC デリバティブ取引の約定後の事務処理を巡る動き

— BIS 支払・決済システム委員会による検討報告書 —

決済機構局 決済企画担当
白神猛・小林亜紀子

欧米市場では、近年 OTC デリバティブ市場が急速に拡大する中、取引の増加ペースにバックオフィスの事務処理が追いつかない事態が深刻化した。こうした状況がもたらすリスク管理上の問題を踏まえた業界での取組みに関係当局の働きかけが加わり、事務処理体制の改善やリスク管理体制の整備に向けた動きが強まっている。具体的な改善策として、約定、転売、解約といった取引の流れ全体を通じて、迅速で正確なエクスポージャーの把握を可能とする体制構築に向けた取組みがなされている。また、担保によるエクスポージャー管理に加え、清算機関やプライム・ブローカーの利用が拡大するなどリスク管理またはエクスポージャー圧縮に関する新たな仕組みの利用が増える中、その利用に伴って生じ得るリスクを市場参加者が適切に理解・管理することが重要になっている。

はじめに

近年、欧米を中心にデリバティブの相対取引（OTC デリバティブ取引）が増加している。国際決済銀行（BIS）の調査によれば、グローバル市場における OTC デリバティブ取引の想定元本残高は過去 3 年間で倍増しており、特にクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）やコモディティ関連商品の成長が著しい（図表 1）。本邦金融機関の取引残高は、現状、グローバル・ベースの約 5%に止まっている。近年 CDS が伸びているが、金利・外為関連に比べ規模は僅少である。

【図表 1】 OTC デリバティブ取引残高（想定元本）

| グローバル・ベース | | （単位：十億米ドル） | | | |
|-----------|---------|------------|---------|---------|--|
| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | |
| 外為関連 | 24,475 | 29,289 | 31,364 | 40,179 | |
| 金利関連 | 141,991 | 190,502 | 211,970 | 291,987 | |
| エネルギー関連 | 3,787 | 4,385 | 5,793 | 7,485 | |
| コモディティ関連 | 1,406 | 1,443 | 5,434 | 6,938 | |
| CDS | -- | 6,396 | 13,908 | 28,838 | |

| 本邦金融機関 | | （単位：十億米ドル） | | | |
|----------|--------|------------|--------|--------|--|
| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | |
| 外為関連 | 1,822 | 2,331 | 2,254 | 2,861 | |
| 金利関連 | 12,742 | 14,428 | 14,160 | 15,818 | |
| エネルギー関連 | 6 | 4 | 15 | 24 | |
| コモディティ関連 | 11 | 15 | 22 | 29 | |
| CDS | 24 | 45 | 98 | 183 | |

（注）12 月末。本邦金融機関については、報告対象金融機関間の取引の二重計上を調整していない。

（出所）BIS、日本銀行。

この間、欧米市場においては、クレジット・デリバティブ取引の増加ペースにバックオフィスの事務処理が追いつかず、約定確認が未了となっている取引が積み上がるといった問題が深刻化した。これを受けて、国際スワップ・デリバティ

ブズ協会（ISDA）や、主要金融機関の有識者で構成されるカウンターパーティリスク・マネジメント・ポリシーグループII（CRMPG II）は、業界全体としての対応を呼びかけてきた¹。また、2005 年夏以降、米国等の金融監督当局が主要な市場参加者に対してクレジット・デリバティブ取引の事務処理体制の改善を要請し²、その後、対応が本格化した。

BISの支払・決済システム委員会（CPSS）も、監督当局による取組みを補完する目的で、主として約定確認・清算のための仕組み等市場インフラの視点から検討を行い、2007 年 3 月に報告書「OTC デリバティブの清算・決済の仕組みにおける新展開」を公表した³。CPSSは、1998 年にユーロカレンシー・スタンディング委員会（現グローバル金融システム委員会<CGFS>）と共同で、OTC デリバティブ取引の事務処理やリスク管理をテーマとした報告書を公表している⁴。今回の検討は、デリバティブ市場のその後の環境変化を踏まえ、市場実務の現状を把握し、検討課題を探ることを目的としている。検討にあたって、同委員会は、CPSS参加国のディーラー37 先を対象にアンケート調査を実施したほか、ヘッジファンド等その他の市場参加者、業界団体および市場インフラ運営主体からも幅広く意見を聴取した。

本稿では、まず OTC デリバティブ取引の事務フローを概観したうえで、CPSS の報告書の検討内容に即しながら、OTC デリバティブ取引の約定後の事務処理を巡る課題・留意点を紹介する。

OTC デリバティブ取引の事務フロー

（1）基本契約書の締結

個々のデリバティブ取引の実行に先立って、取引の当事者間では、取引に関する基本的な権利・義務関係を包括的に定める基本契約書（Master

Agreement) や付属文書の担保契約書 (Credit Support Annex) が取り交わされる。通常、基本契約書には取引相手のデフォルト発生時に備えて、デフォルト発生時に残存する取引を一括して清算し、ネットィング⁵を行う権利が規定されている。これにより、取引相手の信用リスク (カウンターパーティ・エクスポージャー) をネットベースで管理することが可能となる。基本契約書には、ISDAが作成した雛型が広く用いられている。

(2) 個々の取引の約定確認

約定された個々の取引の内容は社内システムに入力され、取引相手との間に現存する他の取引とあわせて管理される。また、取引相手との間で約定確認書 (confirmation) が取り交わされる。ISDA の基本契約書雛型では、基本契約書と個々の約定確認書を合わせて一つの契約内容とする考え方を採っているため、約定確認書は、当該取引の成立を確実にし、一括清算ネットィングが有効であることを確認する上で重要となる。すなわち、有効なネットィングを認識しカウンターパーティ・エクスポージャーをこれに従って計測するためには迅速な約定確認書の取り交わしが一つの前提となる。

従来、約定確認処理にはファックスを利用することが一般的であったが、最近では、欧米を中心に電子的な約定確認サービスの利用が拡大している (図表 2 参照)。

デリバティブ取引の中には取引内容が複雑で、約定確認に長期を要するものもある。こうした取引については、正式な約定確認に先立ち、取引の主要項目に絞ってフロント部署間で確認することがある (economic affirmation などと呼ばれる)。最近では、主要項目の確認にも電子的なサービスが利用されている (図表 2 参照)。これらのサービ

スの中には、後続の事務処理を行う他の電子的サービスと STP 接続して、取引情報を自動的に引き継ぐものもある。

(3) 担保管理

デリバティブ取引に伴うカウンターパーティ・エクスポージャーを管理するため、担保が利用される。各取引相手に対するエクスポージャーの変動にあわせて、担保不足の場合には追加担保を徴求し、担保が過剰になった場合には担保を返戻する。担保管理は、上述の ISDA の担保契約書に基づいて行うのが一般的となっている。

(4) キャッシュフロー管理

デリバティブ取引に伴って生じる定期的なプレミアムを支払等について、支払期日の数日前に取引相手との間で受渡額の照合が行われ、事前に定められた手順により資金決済が行われる。大方の支払は個々の取引毎にグロスベースで行われているが、複数取引の支払いを差額決済するペイメント・ネットィングが行われる場合もある。

(5) 取引情報の管理

金融機関は、約定確認後の取引情報を社内システムで保管・管理し、エクスポージャー計測やキャッシュフロー算出に利用している。取引の転売等の変更があった際には、新たな情報を正確かつ迅速にシステムに反映することが重要となる。

最近では、取引当事者の双方が利用できる取引データベースを提供する外部ベンダーも登場している。これらのサービスでは、双方の当事者が約定確認済みの取引情報を共通のデータベースに格納し、転売等の変更事項を随時反映させることで、最新の情報を集中的に管理することが可能となっている。

【図表 2】主要民間ベンダーによる電子的な事務処理サービス¹

| サービス名 | Deriv/SERV | SwapsWire | SWIFTNet Accord /Affirmations | AffirmXpress | T-Zero | SwapClear | triReduce |
|--------|------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------------------|------------|-------------------|-----------|
| 運営主体 | DTCC Deriv/SERV ² | SwapsWire | SWIFT | DTCC Deriv/SERV ² | Creditex | LCH.Clearnet | TriOptima |
| サービス内容 | 約定確認 | 約定確認 | 約定確認 | 主要項目確認 | 主要項目確認 | 清算 | 早期解約 |
| CDS | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ |
| 金利関連 | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ |
| 外為関連 | × | × | ○ | × | × | × | × |
| 功行イ関連 | ○ | ○ | × | × | × | × | × |
| 提携サービス | Trade Information Warehouse ³ | SwapClear triReduce 他 | SwapClear | Deriv/SERV | Deriv/SERV | SwapsWire SWIFT 他 | SwapsWire |

(注 1) BIS 報告書[2007]の情報を基に作成。詳細は同報告書の Annex 6 参照。

(注 2) DTCC Deriv/SERV は DTCC (Depository Trust and Clearing Corporation) の完全子会社。

(注 3) 約定確認済みの取引情報を保管するデータベース・サービス。

CPSS 報告書で取り上げられた 6 つの論点

以下では、CPSS の報告書で取り上げられた約定後の事務処理を巡る 6 つの論点をみていく。こうした論点は、大きく 2 つに分けることができる。一つは、正確で迅速なエクスポージャーの把握のために求められる事務処理体制に関するものであり、もう一つは、リスク管理およびエクスポージャー圧縮等のための仕組みに関するものである。

エクスポージャーの正確・迅速な把握

(1) 個々の取引の約定確認の迅速化

欧米市場では、約定確認が長期に亘って未了のままとなる取引の増大が問題視されてきた。最も深刻とされてきたクレジット・デリバティブ取引については、監督当局による取組みを経て、2005 年以降、約定確認未了取引が大幅に削減されている。同取組みに参加した主要市場参加者は、2006 年 9 月までの 1 年間でクレジット・デリバティブの約定確認未了取引を 70%（取引後 30 日以上経過したものについては 85%）削減したと報告している。また、ISDA による調査でも、大手ディーラーが抱える約定確認未了のクレジット・デリバティブ取引は、2004 年末の 23.5 日分から 2006 年末には 5.6 日分に削減されたとの結果が出ている（図表 3）。

一方で、クレジット・デリバティブ以外の商品の中には、日数ベースでみた約定確認未了取引が引き続き高水準なものもある。上記の主要市場参加者は、2006 年 9 月以降、次の注力事項としてエクイティ・デリバティブ取引の事務処理の改善に取り組んでおり、今後、同様の取組みが他の商品にも拡大していくことが期待される。

【図表 3】大手金融機関における約定確認未了の取引

| | 2004 | 2005 | 2006 |
|--------------|-------|------|------|
| 金利スワップ | バニラ | 10.6 | 13.8 |
| | ノンバニラ | 16.4 | 18.7 |
| | | | 13.9 |
| 通貨オプション | 5.3 | 7.9 | 6.1 |
| クレジット・デリバティブ | 23.5 | 15.8 | 5.6 |
| エクイティ関連 | バニラ | 15.3 | 21.1 |
| | ノンバニラ | 20.6 | 33.2 |
| | | | 22.6 |
| コモディティ関連 | 20.2 | 24.4 | 7.5 |

(注) 12 月末。単位は日数（約定未了件数/一日平均取引件数）。

(出所) ISDA 2007 Operations Benchmarking Survey.

取引量が増加する状況においては、一時的な改善ではなく、持続的に迅速な約定確認が可能な体制の確立が必要である。このためには、バックオフィス事務に十分な要員を充てることや、事務処理の自動化が鍵となる。クレジット・デリバティブ取引の場合は、主要市場参加者が中心となって電子的な約定確認サービスの利用を推進した結

果、取引相手であるヘッジファンド等にも利用が広がり、電子的なサービスを用いた約定確認の割合が、2006 年 9 月までの 1 年間で 46%から 80%に増加した。

また、約定確認の自動化を進めるうえでは、取引内容の標準化が重要になる。この点、ISDA により、新たな取引手法の普及を踏まえた基本約定書（Master Confirmation）雛型の作成などが進められている。一方、複雑な取引が新たに登場し、標準化がなされていないもの（ノンバニラ取引）については、上述した economic affirmation の利用も検討されるべきである。

欧米においては、以上のような事務処理体制の整備の進展が進む中、主要市場参加者を中心に、以下のような迅速な約定確認が業界全体の目標として定着しつつある。すなわち、電子的な約定確認サービスの対象となっている標準的な商品（プレイン・バニラ取引）は、取引後 1 営業日以内に約定書を発出し、5 営業日以内に約定確認を完了させること、またノンバニラ取引は、取引後 10 日以内に約定書を発出し、30 日以内に完了させるほか、主要項目の確認を取引後 3 営業日以内に行うことが求められている。こうした目標は既にクレジット・デリバティブ取引については概ね達成されており、エクイティ・デリバティブ取引でも、目標達成に向けて契約の標準化や約定確認の自動化への取組みが進められている。

(2) 転売手続きの順守

クレジット・デリバティブ取引の約定確認未了取引が増大した背景として、原取引相手の承諾を得ないままにポジションの転売（novationまたは assignment）が行われ、転売後の約定確認が未了となっていたことが指摘されてきた⁶。本来、ISDA の基本契約書は、第三者に取引を転売する場合、既存の取引相手から書面で合意を得ることを求めている。しかしながら、2005 年頃にはヘッジファンド等が原取引相手の承諾を得ずに転売を行うことが欧米市場において広範化したため、転売の事実を知らない原取引相手がカウンターパーティ・エクスポージャーを正確に把握できなかったり、資金決済を行うべき相手がわからないといった事態が生じていた。

このような状況は、その後、米国等の金融監督当局の働きかけもあり大幅に改善された。具体的には、2005 年 10 月より、クレジット・デリバティブ等の転売手続きを定めた ISDA 2005 Novation Protocol が導入された。同プロトコルでは、転売取引の当日中に、電子メール等の電子通信手段を用いて原取引先の転売承諾を得ることが義務付けられている。当初、ヘッジファンド等は同プロトコルの導入に消極的であったが、主要市場参加

者が同プロトコルを批准しない先とは取引を行わないとの方針を表明したこともあり、2005年11月末の期限までに2,000以上の先が同プロトコルを採用している。今後は、転売通知・承認プロセスの自動化等が課題とされている。

(3) 危機時に備えてのエクスポージャー管理

カウンターパーティ・エクスポージャーは、取引相手のデフォルト発生時に一括清算ネットティングが可能であることを前提に、ネットベースで管理されている。もっとも、1998年のLong Term Capital Management (LTCM)の経営危機の経験を踏まえ、大手市場参加者のデフォルト発生時の一括清算が市場の混乱を更に悪化させるおそれが指摘されている。LTCM危機の際には、同ファンドが破綻し一括清算されれば、それに伴って一斉にポジション調整がなされる結果、市場の混乱が増幅するとの判断から、主要な取引先がLTCMへの資金提供を行い、同ファンドの一括清算が回避された。

このようなLTCM危機の教訓を踏まえ、市場参加者は、一括清算の影響を軽減する方策を検討することが求められる。例えば、主要市場参加者の中には、主要な取引相手との間で両建て積み上がった取引の早期解約を行い、グロスの取引残高を圧縮している先がある(“tear up”と呼ばれる)⁷。また、前述のとおり、市場参加者の中には主要な取引相手との間で取引の残高照合を行ったり、取引情報を集中管理する外部データベースを利用する先が増えている。これは、取引情報の齟齬を早期に発見することで、カウンターパーティ・エクスポージャーの常日頃からの正確な把握に資するものであるが、同時に、危機時における迅速な対応の前提となるものである。

リスク管理・エクスポージャー圧縮等のための仕組みに関する留意点

(1) 相対ベースでの担保管理

相対ベースでの担保管理は最も一般的に用いられる形態である。ISDAの基本契約書等に付される担保契約は、1998年頃は英・米における利用が中心であったが、近年ではアジアおよび大陸欧州においても利用が拡大している。ISDAによれば、エクスポージャーが担保によってカバーされている割合は、2002年から2006年にかけて3割から6割に増加している⁸。担保物としては、オペレーションの簡便さなどから、証券よりも現金が主流(約8割)となっている。

担保の利用は、カウンターパーティ・エクスポージャーの削減に寄与する一方で、担保契約の有効性等に係るリーガル・リスク、複雑な担保管理手続きに係るオペレーショナル・リスク、担保

の追加差入れに係る流動性リスクなどを伴う⁹。リーガル・リスクについては、各国において担保法制の整備が進んできたことなどにより、全体として削減される傾向にある。オペレーショナル・リスクについても、多くの金融機関で社内担保管理システムが構築され、エクスポージャーの再計算、担保価額の値洗いおよび担保の追加徴求が日次ベースで効率的に行われるようになってきている。担保に関する流動性リスクについては、市場ボラティリティが急上昇したり自身の格付が低下した場合などに追加担保を求められ、担保調達圧力が急激に高まる可能性に留意が必要である。

(2) 清算機関

清算機関は、カウンターパーティ・エクスポージャーを集中的に管理する方法である。清算機関を利用した場合、参加者間の取引は各参加者と清算機関との間の取引に置き換えられる。この結果、マルチラテラル・ネットティングを通じてエクスポージャーを削減し、担保を節約する効果がある。また、エクスポージャーおよび担保の値洗いやキャッシュフローの算出といった処理を清算機関が代行することにより、事務処理面でのメリットもある。主要な清算機関としてはLCH.Clearnetが運営するSwapClearが1999年より業務を開始しており、ディーラー間で行われる金利スワップ取引の約4割に利用されていると言われている。

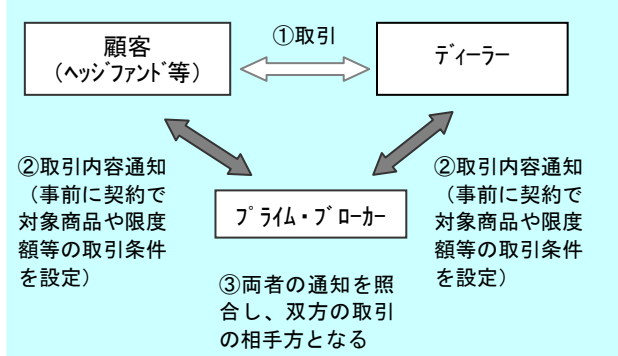
清算機関はその性質上、エクスポージャーが集中するため、厳格なリスク管理策を備えることが求められる。清算機関を利用するにあたっては、参加者の破綻時の損失分担のあり方などについて、十分理解を深めることが必要である¹⁰。また、OTC取引を対象とした清算機関の場合は、取引所取引と比べて信用不安時等に市場流動性が枯渇しやすいとされることから、破綻参加者との取引を迅速に解消し、ポジションを市場でヘッジすることが困難となる可能性がある点に留意が求められる。

(3) プライム・ブローカレッジ

近年、プライム・ブローカレッジ業務がOTCデリバティブ取引にも広がりつつある。プライム・ブローカレッジ業務を行っている金融機関(プライム・ブローカー)は、ヘッジファンド等が他の金融機関と行った取引について、一定の条件の下で、双方の相手方となる(図表4)。信用力の高いプライム・ブローカーを介在させることで、ファンド顧客やその取引相手となるディーラー(executing dealerと呼ばれる)はより幅広い相手と取引を行うことができる。また、エクスポージャーをプライム・ブローカーに集約することで、担保や資金決済額をネットティングにより削減できるほか、これらに係る事務処理面での負担を減

らすことができる。このように、エクスポージャーの集約を通じて、プライム・ブローカーは清算機関と類似の機能を果たしている¹¹。

【図表4】プライム・ブローカーを介した取引



プライム・ブローカーは、顧客のカウンターパーティ・リスクを管理するために、取引の相手方となる条件を明確に定めることが必要となる。また、顧客取引のモニタリングや担保管理をタイムリーに行うことができ、取引増加に耐えうる事務処理体制を整備していることも重要になる。

このほか、プライム・ブローカーの顧客と取引を行うディーラーも、取引に伴う権利・義務関係を正確に理解することが重要である。このためには、プライム・ブローカーとの間で取引条件を事前に明確に定めるだけでなく、プライム・ブローカーが取引の相手方となることを拒否した場合の扱いなどについても、取引相手となる顧客との間で明確に定めておく必要がある。

おわりに

約定確認等の処理は、取引相手との間で行うものであり、多くの市場参加者が協調して対応を行わなければ、十分な効果が得られないという特徴がある。欧米では、主要市場参加者が中心となってヘッジファンド等にも取組みを促し、結果的に幅広い市場参加者を巻き込んで問題解決にあたったことが、短期間で大幅な改善につながった。監督当局が主要市場参加者による取組みを後押ししたことも、業態を超えた協力を促すうえで貢献したと言えよう。

本邦金融機関では、現状、欧米に比べて取引規模が小さいこともあり（上記図表1参照）、約定確認未了取引の積み上がり等の問題は生じていない。もっとも、わが国の市場規模も近年拡大を続けており、本邦金融機関の中には電子的な約定確認サービスを海外拠点において利用している先があるほか、最近では国内拠点での利用を開始または検討している先もみられる。金融機関においては、欧米における動きを潜在的な課題として認識し、各市場インフラがもたらす事務合理化のメリットと、利用に伴うコストのバランスを踏ま

えつつ、取引の拡大ペースに遅れることなく必要な体制整備を進めることが求められる。また、清算機関を利用したりプライム・ブローカーを介した取引を行う場合には、それらに伴うメリットやリスクについて十分な理解を深めることが重要となる。

¹ CRMPG IIは、Long Term Capital Managementの経営危機を受けて1999年に組成されたCRMPGの後身。2005年7月、同グループは報告書*Toward Greater Financial Stability: A Private Sector Perspective*を公表。同報告書の中では、OTC取引の約定確認未了取引の削減やクレジット・デリバティブ取引の転売手続の明確化等が提言された。

² 2005年9月、ニューヨーク連銀は、英国FSA等の他の主要ディーラーの監督当局と協働して、クレジット・デリバティブ市場の主要参加者14先（その後18先に拡大）を招集し、事務処理改善を要請した。

³ Bank for International Settlements, 2007, *New developments in clearing and settlement arrangements for OTC derivatives*. CPSSは、決済システムに関する動向の調査・分析や関連政策事項の検討を行うための中央銀行のフォーラム。

⁴ Bank for International Settlements, 1998, *OTC derivatives: settlement procedures and counterparty risk management*.（日本銀行仮訳「OTCデリバティブ取引の決済およびカウンターパーティのリスク管理」）

⁵ 一括清算（クローズ・アウト）ネットティングを利用すれば、取引相手に破産等の事由が発生した場合に、基本契約書に基づいて締結された当該先との全ての取引について、その時点における市場価値によりネットティングを行い、単一の債権・債務とすることができる。各国において一括清算ネットティングの法的有効性を確実に担保するための法整備が進んでおり、わが国においても1998年12月に「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」が施行されている。

⁶ CPSSによる市場参加者を対象としたアンケート調査では、クレジット・デリバティブ取引の約25%、金利デリバティブ取引の約5%について転売が行われているとの回答を得た。

⁷ TriOptima社のtriReduceというサービスでは、複数の金融機関が持ち寄った取引残高情報に基づいてシステムが早期解約する取引の組合せを提示し、利用者の了承を受けて一括実行する。BISによれば、2006年下期中に約1.7兆米ドル相当のクレジット・デリバティブ取引が同サービスを用いて早期解約された。Bank for International Settlements, 2007, *OTC derivatives market activity in the second half of 2006*.

⁸ International Swaps and Derivatives Association, 2007, *ISDA Margin Survey 2007*.

⁹ 担保管理手続や担保利用に伴うリスクについては、注4のBIS報告書を参照。

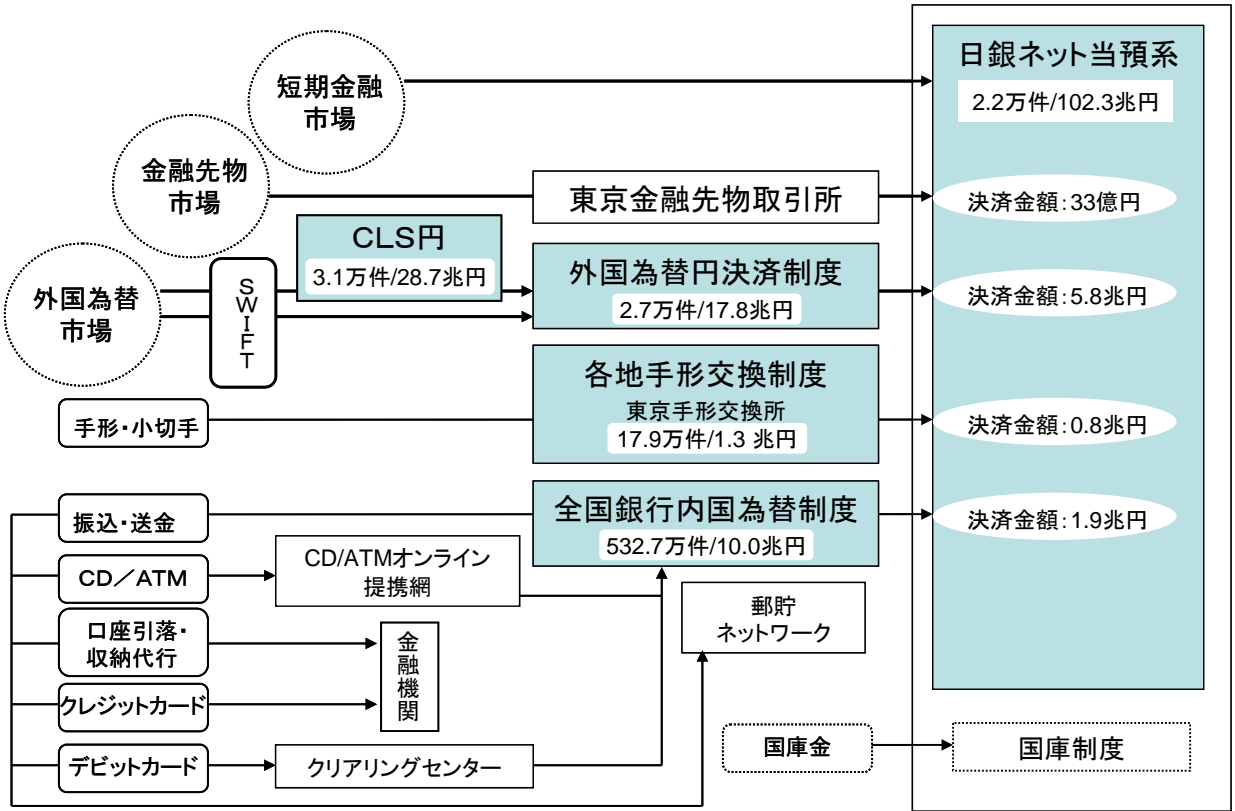
¹⁰ 例えばSwapClearでは、参加者の破綻時に残りの参加者が損失を均等負担する場合がある。

¹¹ このほか、プライム・ブローカーは、有価証券や資金の貸付け、取引情報の報告・分析やマーケティング支援などのサービスも提供することが多い。

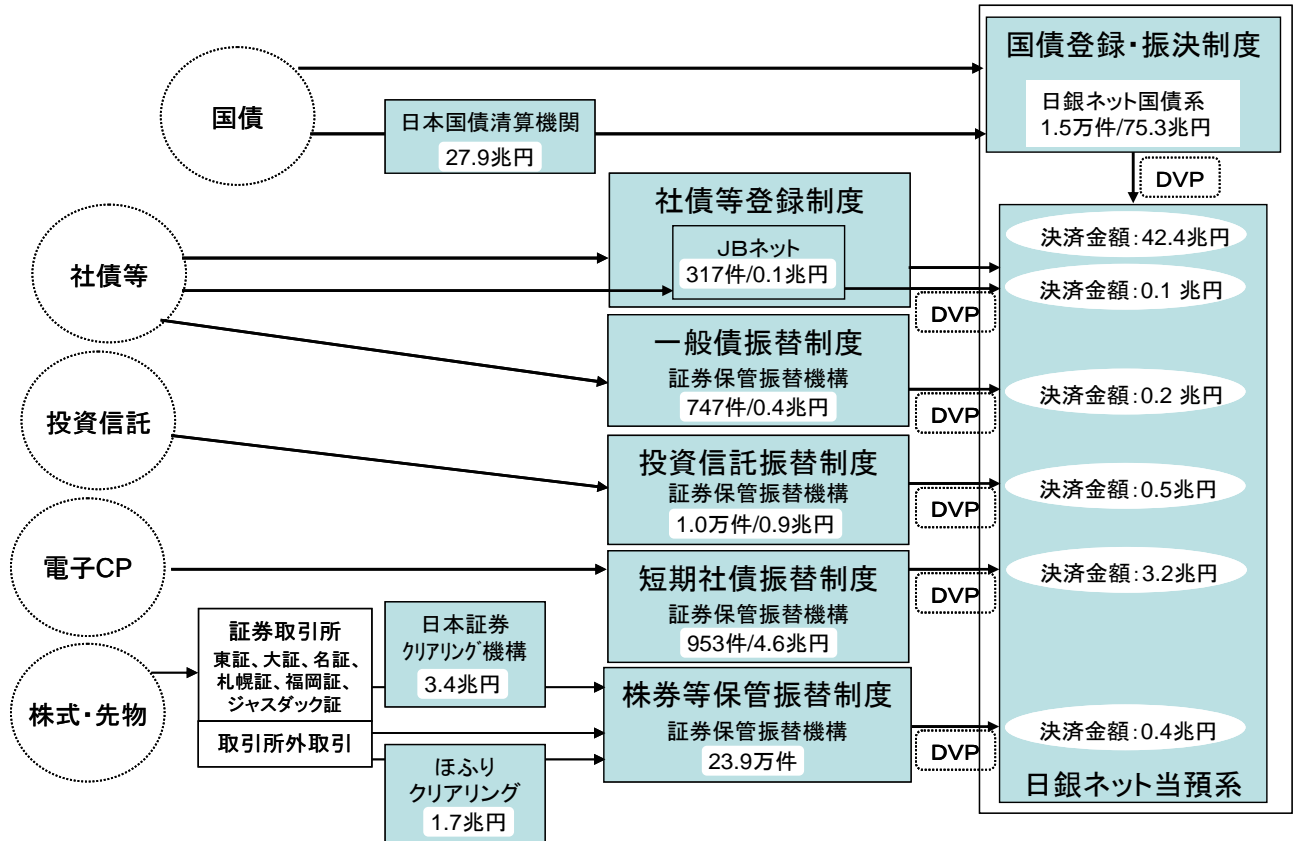
資料編

図表1：わが国決済システムの鳥瞰図

資金決済システム



証券決済システム



(注) 計数は、06年中の1営業日平均。清算機関の計数は債務引受高、JBネットの計数は移転登録を表す。ただし、株券等保管振替制度の計数は06年度中の1営業日平均。投資信託振替制度の計数は07年第1四半期中の1営業日平均。

図表 2 : わが国決済システムに関する主な動き (年表)

| | | |
|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1973年 | 4月 | 東京銀行協会 (以下、「東銀協」)、全国銀行内国為替制度 (以下、「内為制度」) の開始、全国銀行データ通信システム (以下、「全銀システム」) 稼働 |
| 1974年 | 4月 | 内為制度、決済期間短縮 (T+2 決済→T+1 決済) |
| 1978年 | 6月 | 「大規模地震対策特別措置法」成立 |
| 1979年 | 2月 | 第2次全銀システム稼働 |
| 1980年 | 2月 | 日本銀行、国債振替決済制度の開始 |
| | 10月 | 東銀協、外国為替円決済制度 (以下、「外為円決済制度」) の開始 |
| 1981年 | 3月 | SWIFT、日本における接続サービス開始 |
| 1984年 | 2月 | CAFIS (クレジット情報システム) サービス開始 |
| 1986年 | 7月 | 国債決済の決済期間短縮 : 「十日」決済に変更 (月2回決済→月3回決済) |
| 1987年 | 8月 | 国債決済の決済期間短縮 : 「五・十日」決済に変更 (月3回決済→月6回決済) |
| | 11月 | 第3次全銀システム稼働 |
| 1988年 | 10月 | 日本銀行金融ネットワークシステム当預系 (以下、「日銀ネット (当預系)」) 対外オンライン接続開始 |
| 1989年 | 3月 | G30、勧告「世界の証券市場における清算および決済システム」公表 日銀ネット (外為円決済関係事務) 稼働 |
| | 4月 | 東京金融先物取引所設立 |
| 1990年 | 2月 | 東銀協、全国キャッシュサービス (MICS) 稼働 |
| | 5月 | 日本銀行金融ネットワークシステム国債系 (以下、「日銀ネット (国債系)」) 稼働 |
| | 7月 | 内為制度、仕向超過限度額管理の本格実施 |
| | 11月 | G10 中央銀行、「G10 諸国中央銀行によるインターバンク・ネットィング・スキーム検討委員会報告書」(ランファルシー報告書) 公表 |
| | 12月 | 日銀ネット (国債系) の対象取引追加 (シ団債募集引受発行事務) |
| 1991年 | 9月 | 日本銀行、「決済動向」の公表開始 |
| | 10月 | 証券保管振替機構、株券等保管振替制度の開始 |
| 1992年 | 5月 | 日銀ネット (国債系) の対象取引追加 (国債発行関係事務) |
| 1993年 | 3月 | 内為制度、同日決済化 (T+1 決済→T+0 決済) 日銀ネット (当預系) 稼働時間延長 (終了時刻 : 午後3時→午後5時) |
| 1994年 | 4月 | 国債決済の DVP 化開始 |
| | 11月 | 外為市場売買の円資金決済を手形交換から外為円決済制度に一元化 |
| 1995年 | 11月 | 第4次全銀システム稼働 |

| | | |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1996年 | 3月 | BIS・CPSS、「外為取引における決済リスクについて」（オールソップ報告書）公表 |
| | 4月 | 日本銀行、大阪に電算センターのバックアップ設置 |
| | 9月 | 国債決済の決済期間、ローリング決済に変更（「五・十日」決済→T+7決済） |
| 1997年 | 4月 | 国債決済の決済期間短縮（T+7決済→T+3決済） |
| | 11月 | 一般債（登録債）決済の決済期間、ローリング決済に変更（「十日」決済→T+7決済） |
| | 12月 | （株）債券決済ネットワーク、JB-Net稼働 |
| 1998年 | 4月 | 日本銀行・（株）債券決済ネットワーク、一般債（登録債）決済のDVP化 |
| | 6月 | 一般債（登録債）決済の決済期間短縮（T+7決済→T+5決済） |
| | 7月 | BIS・CPSS、「外為決済リスクの削減について ― 経過報告 ―」公表 |
| | 12月 | 外為円決済制度、間接参加制度の導入、リスク管理策に関する制度改正（ネット受取限度額および仕向超過限度額の導入、損失分担ルールの見直し、担保スキームおよび流動性供給スキームの構築等） |
| 1999年 | 1月 | 郵便貯金ネットワーク（CD・ATM）、一部金融機関のCD・ATMネットワークとオンライン接続 |
| | 3月 | 政府、「規制緩和推進3か年計画（改定）」を公表（CPペーパーレス化の実現を標榜） |
| | 10月 | 一般債（登録債）決済の決済期間短縮（T+5決済→T+3決済） |
| 2000年 | 3月 | 日本証券業協会、「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」公表 |
| | 6月 | 金融審議会第一部会、「21世紀に向けた証券決済システム改革について」公表 |
| | 12月 | 登録国債の利子所得に係る源泉徴収免除措置の終了 |
| 2001年 | 1月 | 日本銀行、当座預金決済および国債決済のRTGS化 日本銀行、日中当座貸越制度の導入 日本銀行、日銀ネット（国債系）のオンライン入力締切時刻の延長（終了時刻：午後3時→午後4時30分） 日銀ネット（与信・担保システム）の稼働 日銀ネットにおけるコンピュータ接続の利用可能化 新内為制度の発足（日本銀行から東銀協へのセントラル・カウンターパーティの変更、保証行責任方式の導入、損失分担ルールの見直し、流動性供給スキームの構築） BIS・CPSS、「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」公表 |

- 2001年 3月 国債市場懇談会、「流通市場における流動性向上のための提言」公表
- 4月 非居住者等の保有する振込国債の利子所得に係る非課税措置の導入
日本銀行、国債振替決済制度における外国間接参加者制度の導入
- 5月 東京証券取引所・大阪証券取引所、株式決済のDVP化
- 6月 短期社債等振替法成立（2002年4月施行）
- 9月 証券保管振替機構、決済照合システム稼働（国内株式取引）
- 11月 BIS・CPSS/IOSCO、「証券決済システムのための勧告」公表
東京証券取引所、株式会社形態へ組織変更
- 12月 国債決済のRTGS決済対象取引の追加（外国中央銀行取引の一部）
- 2002年 1月 日本銀行、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について」公表
- 2月 証券保管振替機構、決済照合システムの対象取引追加（CB、非居住者株式取引）
- 5月 内為制度、仕向超過限度額に上限を設定
日銀ネット（当預系）のオンライン入力締切時刻の延長（終了時刻：午後5時→午後7時）
- 6月 証券決済システム改革法成立（2003年1月施行）
証券保管振替機構、株式会社形態へ組織変更
国債決済のRTGS決済対象取引の追加（国債発行・払込）
- 9月 CLS本格開業
日本銀行、「決済の分野における日本銀行の役割」公表
- 11月 BIS・CPSS/IOSCO、「『証券決済システムのための勧告』の評価方法」公表
日本銀行、国債決済のRTGS決済対象の追加（国債現先オペ）
日本証券業協会、「証券決済制度改革の推進に向けて」公表
- 12月 改正預金保険法成立（2003年4月施行）（決済債務および決済用預金の全額保護）
- 2003年 1月 社債等振替法施行
日本銀行、社債等振替法に基づく国債振替決済制度の開始
改正証券取引法施行（有価証券取引清算機関の法的位置付け）
日本証券クリアリング機構（株式等、国債＜取引所取引＞を対象とする証券取引清算機関）の業務開始（DVP決済を実施）
G30、勧告「グローバルな清算および決済：アクションプラン」公表
- 3月 証券保管振替機構、短期社債振替制度の運営開始
日本銀行・証券保管振替機構、電子CP決済のDVP化
- 4月 内為制度、「ランファルシー・プラス」基準達成

| | | | |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 2003年 | 5月 | 証券保管振替機構、決済照合システムの対象取引追加（国債アウトライト取引、先物・オプション取引等） | |
| | 7月 | 日本銀行、「資金決済システムの運営等についての国際基準に関する適合状況」公表 日本銀行、「金融機関における業務継続体制の整備について」および「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」公表 | |
| | 9月 | 日本銀行、「国債振替決済制度および日本銀行金融ネットワークシステム（国債関係事務）についてのディスクロージャー」公表 CLS、決済対象通貨の拡大（7通貨→11通貨） | |
| | 11月 | 第5次全銀システム稼働 日本銀行、国債決済のRTGS決済対象取引の追加（国債売買オペ） | |
| 2004年 | 1月 | 日本銀行、国債決済のRTGS決済対象取引の追加（外国中央銀行取引） NTTデータ、統合ATMスイッチングサービス稼働 | |
| | 3月 | 全国銀行協会（以下、「全銀協」）、「大口決済システムの構築等資金決済システムの再編について」公表 外為円決済制度、「ランファルシー・プラス」基準達成 | |
| | 4月 | 東京金融先物取引所、株式会社形態へ組織変更 | |
| | 5月 | ほふりクリアリングの業務開始（株式の一般振替DVP、決済照合システムとの連動を開始） | |
| | 6月 | 株券ペーパーレス化法成立（2009年6月までの政令で定める日に施行） | |
| | 9月 | 証券保管振替機構、「投資信託振替制度要綱」公表 | |
| | 10月 | 改正商法施行（株券不発行制度の導入） | |
| | 11月 | BIS・CPSS/IOSCO、「清算機関のための勧告」公表 | |
| | 12月 | JASDAQ市場、ジャスダック証券取引所へ移行 CLS、決済対象通貨の拡大（11通貨→15通貨） | |
| | 2005年 | 1月 | 日銀ネットにおけるTCP/IPプロトコルを用いたコンピュータ接続の利用可能化 |
| | | 2月 | 証券保管振替機構、決済照合システムの対象取引追加（国債レポ取引・国債非居住者取引） |
| | | 3月 | 手形CPに係る印紙税軽減措置の終了 |
| 5月 | | 日本国債清算機関の業務開始（決済照合システムとの連動を開始） 統合ATMスイッチングサービスの機能拡張 BIS・CPSS、「中央銀行による決済システムのオーバーサイト」公表 | |

- 2005年 6月 会社法成立
- 7月 日本銀行、国債振替決済制度における外国間接参加者の参加手続見直し
日本銀行、決済機構局を新設
- 8月 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」成立
- 9月 政府・中央防災会議、「首都直下地震対策大綱」公表
- 10月 証券保管振替機構、「株券等の電子化に係る制度要綱（中間とりまとめ）」公表
全銀協、「カード規定試案」の一部改正を公表
- 11月 日本銀行、「日本銀行当座預金決済における次世代 RTGS の展開」公表
- 12月 ジョイント・フォーラム、「市中協議文書：業務継続のための基本原則」公表
日本証券クリアリング機構、ジェイコム株式取引に関して決済条件の改定を実施
(12/13)
- 2006年 1月 証券保管振替機構、一般債振替制度の開始、短期社債振替制度の高度化
日本銀行・証券保管振替機構、一般債（振替債）決済の DVP 化（決済照合システムとの連動を開始）
日本銀行、一般債・短期社債の担保差入・返戻事務の STP 化
東京証券取引所、株式等の取引について売買停止措置を実施（1/18）
証券保管振替機構、「外国株券等の保管及び振替決済制度に関する要綱」公表
BIS・CPSS、「クロスボーダー担保スキーム」、「決済システムの整備に関する一般指針」公表
- 2月 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」施行
日本銀行、「日本銀行当座預金決済における次世代 RTGS の展開（関係者のご意見を踏まえて）」公表（次世代 RTGS 構想の具体化に着手）
- 3月 日本銀行、「決済システムレポート」創刊
証券保管振替機構、「株券等の電子化に係る制度要綱」公表
- 4月 日証協、証券市場 BCP フォーラム設置
証券保管振替機構、外国株券等保管振替決済制度の開始
- 5月 G30、「グローバルな清算および決済：最終モニタリング報告書」公表
会社法施行（社債券不発行制度の導入等）
- 6月 証券保管振替機構、「投資信託振替制度要綱 ― 上場投資信託編 ― 」公表
日本銀行、「次世代 RTGS プロジェクト通信」創刊
「証券取引法等の一部を改正する法律」成立（金融商品取引法への改正等）
- 10月 日証協、「証券市場全体の BCP 構築に向けた取組み（中間報告）」公表

- | | | |
|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 2006年 | 10月 | 証券保管振替機構・決済照合システムの国内・機関投資家取引にかかる新サービス（Omgeo社・Oasys Globalとのシステム接続）開始 |
| | 11月 | 日本銀行、次期日銀ネット端末の利用開始 証券保管振替機構、一括移行方式による登録一般債の振替一般債への移行開始 |
| | 12月 | 証券保管振替機構、「外国株券等保管振替決済制度改正要綱」公表 |
| 2007年 | 1月 | 証券保管振替機構、投資信託振替制度の開始 日本銀行・証券保管振替機構、投資信託決済のDVP化 |
| | 3月 | 日本銀行、「日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて」公表 BIS・CPSS、「OTCデリバティブの清算・決済の仕組みに関する新展開」公表 |
| | 4月 | （株）債券決済ネットワーク、一般債（登録債）の決済業務を終了のうえ解散 日本銀行・（株）債券決済ネットワーク、一般債（登録債）のDVP決済終了 |
| | 5月 | 日本銀行、「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策 ― 関係者のご意見を踏まえて ― 」公表 |

決済システムに関する参考文献

(注) 2006年3月以降に公表されたもの。それ以前のものについては「決済システムレポート2005」の巻末資料を参照。

【日本銀行関係の刊行物】日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) 参照。

日本銀行「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策 ― 関係者のご意見を踏まえて ―」(2007年5月)

——「日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて」(2007年3月)

日本銀行決済機構局「次世代RTGSプロジェクト通信 第3号」(2007年3月)

——「次世代RTGSプロジェクト通信 第2号」(2006年10月)

——「次世代RTGSプロジェクト通信 創刊号」(2006年10月)

日本銀行金融研究所「金融情報技術の国際標準化について」日本銀行レポート・調査論文(2006年10月)

日本銀行決済機構局「日本銀行当座預金決済の新展開 ― 次世代RTGS構想の実現に向けて ―」日本銀行レポート・調査論文(2006年9月)

日本銀行金融研究所「第8回情報セキュリティ・シンポジウム「金融機関の情報セキュリティ対策のあり方」の様相」金融研究第25巻別冊第1号(2006年8月)

小林亜紀子、濱泰穂、今久保圭「外為円決済を巡る最近の動向」日銀レビュー・シリーズ No. 07-J-7(2007年6月)

今久保圭、千田英継「量的緩和政策解除後の日銀当座預金決済」日銀レビュー・シリーズ No. 06-J-16(2006年9月)

中山靖司「インターネットバンキングの安全性を巡る現状と課題」日銀レビュー・シリーズ No. 06-J-14(2006年7月)

岩下直行「金融機関の情報セキュリティ対策のあり方について」金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ No. 2006-J-5(2006年4月)

田村裕子、宇根正志「金融取引におけるICカードを利用した本人認証について」金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ No. 2006-J-4(2006年4月)

Payment and Settlement Systems Department, “Japan’s Next-Generation RTGS”, Bank of Japan, October 2006.

Imakubo, Kei, & McAndrews, James J., “Funding Levels for the New Accounts in the BOJ-NET”, No. 06-E-21, Bank of Japan Working Paper Series, December 2006.

Imakubo, Kei, & Chida, Hidetsugu, “BOJ-NET Funds Transfers after the End of the Quantitative Monetary Easing Policy”, No. 06-E-5, Bank of Japan Review, November 2006.

【国内関係機関の刊行物】

(株) ほふりクリアリング「「清算機関のための勧告」(BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機関専門委員会による報告書) に対する回答」* (2007年3月)

* 証券保管振替機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/dvp/rss.html>) 参照。

【海外関係機関の刊行物】

(BIS・CPSS 関連) BIS ホームページ (<http://www.bis.org/>) 参照。

BIS・CPSS「OTC デリバティブの清算・決済の仕組みにおける新展開 (New Developments in clearing and settlement arrangements for OTC derivatives)」 (2007年3月)

BIS・CPSS、世界銀行「国際送金サービスに関する一般原則 (General Principles for International Remittance Services)」 (2007年1月)

統計編

目 次

| | 頁 |
|-------------------------------|-----|
| I. 日本銀行における決済関連計数 | |
| 1. 日銀当座預金決済 | 76 |
| 1-1 日銀当座預金決済 | |
| 1-2 日銀当座預金決済件数・金額前年比推移 | |
| 2. 日銀当座預金振替等 | 78 |
| 3. 日中当座貸越残高 | 79 |
| 4. 国債振込口座振替・移転登録決済 | 80 |
| II. 民間決済システム関連計数 | |
| 1. 手形交換高（東京） | 82 |
| 2. 全銀システム取扱高 | 83 |
| 3. 外為円決済交換高 | 84 |
| 4. 東京金融先物 | 85 |
| 5. 日本国債清算機関 | 86 |
| 5-1 国債取引の清算 | |
| 5-2 日銀当座預金決済 | |
| 6. 日本証券クリアリング機構 | 88 |
| 6-1 取引所取引DVP決済 | |
| 6-2 日銀当座預金決済 | |
| 7. ほふりクリアリング | 90 |
| 7-1 株式等の一般振替DVP決済 | |
| 7-2 日銀当座預金決済 | |
| 8. 証券保管振替機構 | 92 |
| 8-1 短期社債決済 | |
| 8-2 一般債決済 | |
| 8-3 投資信託決済 | |
| 8-4 株式口座振替 | |
| III. その他 | |
| 1. 通貨流通高 | 99 |
| 1-1 日本銀行券発行高 | |
| 1-2 貨幣流通高 | |
| 2. S W I F T | 101 |
| 3. 金融機関のC D ・ A T M取引状況 | 102 |

本資料は、わが国における「決済」活動を把握するために必要な主要指標を編集・掲載したもの。
統計作成機関名の表示のない指標は日本銀行調べ。

I. 日本銀行における決済関連計数

1. 日銀当座預金決済

1-1 日銀当座預金決済（片道ベース、1営業日平均）

— 件、兆円

| | 件数 | 当預振替等 | 金額 | 当預振替等 | 金額 | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|------|------|--------|-------|-------------|------|
| | | | | | 集中決済 | 手形交換 | 全銀システム | 外為円決済 | 東京金融先物円資金決済 | その他 |
| 01年 | 20,512 | 15,918 | 77.4 | 63.3 | 6.0 | 2.1 | 1.8 | 2.2 | 0.001 | 8.1 |
| 02 | 19,464 | 15,181 | 73.3 | 60.5 | 5.7 | 1.6 | 1.7 | 2.4 | 0.000 | 7.1 |
| 03 | 20,101 | 16,054 | 76.6 | 63.3 | 6.4 | 1.6 | 1.7 | 3.1 | 0.001 | 6.9 |
| 04 | 21,051 | 17,088 | 83.0 | 68.3 | 7.2 | 1.6 | 1.8 | 3.9 | 0.001 | 7.5 |
| 05 | 21,641 | 17,715 | 88.3 | 73.9 | 7.2 | 1.3 | 1.8 | 4.1 | 0.001 | 7.2 |
| 06 | 22,376 | 18,402 | 102.3 | 84.8 | 8.9 | 1.1 | 1.9 | 5.8 | 0.003 | 8.6 |
| 05/ 1月 | 20,721 | 16,776 | 85.4 | 70.3 | 7.9 | 1.6 | 1.7 | 4.6 | 0.000 | 7.3 |
| 2 | 22,276 | 18,261 | 87.8 | 72.3 | 7.4 | 1.3 | 1.6 | 4.4 | 0.000 | 8.1 |
| 3 | 21,543 | 17,443 | 88.9 | 73.4 | 7.9 | 1.7 | 2.1 | 4.2 | 0.000 | 7.7 |
| 4 | 22,485 | 18,360 | 91.1 | 74.9 | 7.4 | 1.4 | 2.0 | 4.1 | 0.000 | 8.8 |
| 5 | 21,234 | 17,244 | 86.1 | 71.9 | 7.5 | 1.4 | 1.8 | 4.2 | 0.000 | 6.7 |
| 6 | 21,474 | 17,612 | 89.3 | 75.0 | 6.9 | 1.2 | 1.9 | 3.8 | 0.000 | 7.4 |
| 7 | 21,217 | 17,350 | 84.3 | 71.6 | 6.4 | 1.1 | 1.7 | 3.7 | 0.001 | 6.2 |
| 8 | 21,341 | 17,629 | 83.2 | 71.0 | 6.1 | 1.1 | 1.6 | 3.4 | 0.001 | 6.1 |
| 9 | 22,200 | 18,370 | 93.2 | 78.5 | 7.3 | 1.3 | 1.9 | 4.2 | 0.002 | 7.4 |
| 10 | 21,771 | 17,906 | 89.9 | 76.1 | 6.7 | 1.1 | 1.8 | 3.8 | 0.002 | 7.1 |
| 11 | 21,769 | 17,880 | 87.2 | 73.8 | 6.8 | 1.1 | 1.7 | 4.1 | 0.002 | 6.7 |
| 12 | 21,691 | 17,756 | 93.6 | 78.4 | 7.7 | 1.2 | 2.1 | 4.5 | 0.002 | 7.6 |
| 06/ 1 | 20,503 | 16,687 | 90.0 | 75.1 | 7.6 | 1.1 | 1.8 | 4.7 | 0.002 | 7.3 |
| 2 | 21,047 | 17,211 | 89.0 | 75.2 | 7.0 | 1.1 | 1.8 | 4.0 | 0.002 | 6.8 |
| 3 | 22,009 | 18,017 | 98.8 | 82.3 | 8.9 | 1.3 | 2.1 | 5.5 | 0.003 | 7.6 |
| 4 | 22,477 | 18,456 | 102.3 | 86.2 | 8.7 | 1.1 | 2.1 | 5.4 | 0.003 | 7.5 |
| 5 | 22,755 | 18,762 | 103.5 | 87.0 | 8.7 | 1.2 | 1.9 | 5.5 | 0.004 | 7.8 |
| 6 | 23,097 | 19,153 | 109.5 | 89.3 | 9.1 | 1.2 | 2.0 | 6.0 | 0.005 | 11.1 |
| 7 | 23,136 | 19,182 | 107.2 | 87.8 | 9.3 | 1.2 | 1.7 | 6.4 | 0.003 | 10.1 |
| 8 | 21,473 | 17,610 | 96.2 | 79.9 | 8.1 | 1.0 | 1.7 | 5.4 | 0.004 | 8.3 |
| 9 | 23,141 | 19,140 | 109.4 | 90.3 | 10.0 | 1.1 | 1.9 | 6.9 | 0.004 | 9.1 |
| 10 | 22,497 | 18,466 | 104.5 | 86.2 | 9.2 | 1.1 | 2.0 | 6.0 | 0.003 | 9.1 |
| 11 | 22,399 | 18,312 | 101.6 | 84.2 | 9.0 | 1.0 | 1.9 | 6.1 | 0.004 | 8.4 |
| 12 | 23,901 | 19,751 | 114.6 | 93.7 | 10.9 | 1.1 | 2.1 | 7.7 | 0.004 | 10.0 |
| 07/ 1 | 26,224 | 22,167 | 116.7 | 97.3 | 10.7 | 1.1 | 1.9 | 7.8 | 0.003 | 8.7 |
| 2 | 27,182 | 22,990 | 121.0 | 99.1 | 11.3 | 1.2 | 1.8 | 8.3 | 0.001 | 10.6 |
| 3 | 27,126 | 22,655 | 124.5 | 101.8 | 12.2 | 1.3 | 2.1 | 8.8 | 0.001 | 10.5 |

注1) 日銀当座預金決済とは、日本銀行取引先である金融機関等間の資金取引等に伴う日本銀行の当座預金における資金移動を指し、本統計ではこれを①取引先間の当座預金振替等（コール取引、国債DVP〈国債資金同時受渡〉および振替社債等DVP〈振替社債等資金同時受渡〉等にかかる資金の決済）と、②民間の集中決済制度（手形交換、全銀システム〈内為替決済〉、外為円決済、東京金融先物円資金決済）にかかる資金の決済および③その他（日本銀行と取引先の間のおペや銀行券の受払等）の3つに分類。

注2) 2001年1月から2003年3月までの間、日銀当座預金決済の計数は、日本銀行による国債買入れに伴う取引先の資金の移動のうち、国債DVP同時担保受払機能を用いた分を除くベース（以下の計表についても同様）。

注3) 2001年1月から2003年3月までの間、日本銀行または国（政府）による国債売却に伴う取引先の資金の移動のうち、国債DVP同時担保受払機能等を用いた分はその他区分から除き、当預振替等の区分に含む（以下の計表についても同様）。

注4) 2002年6月から2003年3月までの間、国債発行・払込に伴う取引先の資金の移動のうち、国債DVP同時担保受払機能を用いた分はその他区分から除き、当預振替等の区分に含む（以下の計表についても同様）。

注5) 日銀当座預金決済の件数・金額は、実際の資金移動に対応する決済指図の件数・金額（振替であれば、入金または引落のいずれか）を「片道ベース」の計数として集計。なお、「片道ベース」の基本的な考え方については、以下の計表においても同様。日本銀行信用機構室「決済動向の見直しについて」（1998年6月10日）参照（日本銀行ホームページに掲載）。

1-2 日銀当座預金決済件数・金額前年比推移（片道ベース、1営業日平均）

— 件、兆円、%

| | 件数 | 前年比 | 金額 | 前年比 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 01年 | 20,512 | +7.9 | 77.4 | -45.8 |
| 02 | 19,464 | -5.1 | 73.3 | -5.2 |
| 03 | 20,101 | +3.3 | 76.6 | +4.5 |
| 04 | 21,051 | +4.7 | 83.0 | +8.4 |
| 05 | 21,641 | +2.8 | 88.3 | +6.4 |
| 06 | 22,376 | +3.4 | 102.3 | +15.8 |
| 05/ 1月 | 20,721 | +8.9 | 85.4 | +11.7 |
| 2 | 22,276 | +10.2 | 87.8 | +12.2 |
| 3 | 21,543 | +5.9 | 88.9 | +7.1 |
| 4 | 22,485 | +6.3 | 91.1 | +8.9 |
| 5 | 21,234 | -1.7 | 86.1 | +0.4 |
| 6 | 21,474 | -3.7 | 89.3 | +4.3 |
| 7 | 21,217 | +2.9 | 84.3 | +4.5 |
| 8 | 21,341 | +3.1 | 83.2 | +4.4 |
| 9 | 22,200 | +0.4 | 93.2 | +5.7 |
| 10 | 21,771 | +1.5 | 89.9 | +8.3 |
| 11 | 21,769 | +3.1 | 87.2 | +6.6 |
| 12 | 21,691 | -0.9 | 93.6 | +4.4 |
| 06/ 1 | 20,503 | -1.0 | 90.0 | +5.3 |
| 2 | 21,047 | -5.5 | 89.0 | +1.4 |
| 3 | 22,009 | +2.2 | 98.8 | +11.1 |
| 4 | 22,477 | -0.0 | 102.3 | +12.3 |
| 5 | 22,755 | +7.2 | 103.5 | +20.2 |
| 6 | 23,097 | +7.6 | 109.5 | +22.6 |
| 7 | 23,136 | +9.0 | 107.2 | +27.2 |
| 8 | 21,473 | +0.6 | 96.2 | +15.7 |
| 9 | 23,141 | +4.2 | 109.4 | +17.3 |
| 10 | 22,497 | +3.3 | 104.5 | +16.2 |
| 11 | 22,399 | +2.9 | 101.6 | +16.5 |
| 12 | 23,901 | +10.2 | 114.6 | +22.4 |
| 07/ 1 | 26,224 | +27.9 | 116.7 | +29.8 |
| 2 | 27,182 | +29.1 | 121.0 | +35.9 |
| 3 | 27,126 | +23.2 | 124.5 | +26.0 |

2. 日銀当座預金振替等（片道ベース、1営業日平均）

— 件、億円、%

| | 件数 | 前年比 | 金額 | 前年比 | 1件当り金額 | 付記電文付振替 | | |
|--------|--------|-------|-----------|-------|--------|---------|--------|--------|
| | | | | | | 件数 | 金額 | 1件当り金額 |
| 01年 | 15,918 | +13.5 | 632,908 | -50.6 | 39.8 | 293 | 34,865 | 119 |
| 02 | 15,181 | -4.6 | 605,265 | -4.4 | 39.9 | 196 | 21,445 | 110 |
| 03 | 16,054 | +5.8 | 632,893 | +4.6 | 39.4 | 171 | 21,406 | 125 |
| 04 | 17,088 | +6.4 | 683,095 | +7.9 | 40.0 | 182 | 21,023 | 115 |
| 05 | 17,715 | +3.7 | 739,480 | +8.3 | 41.7 | 232 | 21,782 | 94 |
| 06 | 18,402 | +3.9 | 848,080 | +14.7 | 46.1 | 349 | 33,468 | 96 |
| 05/ 1月 | 16,776 | +10.9 | 702,798 | +12.1 | 41.9 | 173 | 20,308 | 117 |
| 2 | 18,261 | +12.4 | 722,591 | +11.7 | 39.6 | 191 | 20,897 | 110 |
| 3 | 17,443 | +7.1 | 733,745 | +8.2 | 42.1 | 225 | 24,207 | 108 |
| 4 | 18,360 | +7.8 | 749,373 | +10.0 | 40.8 | 208 | 22,006 | 106 |
| 5 | 17,244 | -1.8 | 719,107 | +3.8 | 41.7 | 198 | 20,813 | 105 |
| 6 | 17,612 | -4.1 | 749,821 | +5.9 | 42.6 | 234 | 21,138 | 90 |
| 7 | 17,350 | +4.0 | 716,449 | +7.2 | 41.3 | 228 | 19,769 | 87 |
| 8 | 17,629 | +4.3 | 710,219 | +7.9 | 40.3 | 232 | 20,017 | 86 |
| 9 | 18,370 | +0.9 | 784,882 | +7.1 | 42.7 | 258 | 24,383 | 94 |
| 10 | 17,906 | +2.0 | 761,485 | +11.0 | 42.5 | 269 | 23,629 | 88 |
| 11 | 17,880 | +4.7 | 737,715 | +9.9 | 41.3 | 284 | 21,124 | 74 |
| 12 | 17,756 | -0.9 | 783,604 | +5.7 | 44.1 | 277 | 22,958 | 83 |
| 06/ 1 | 16,687 | -0.5 | 751,316 | +6.9 | 45.0 | 269 | 22,243 | 83 |
| 2 | 17,211 | -5.7 | 752,280 | +4.1 | 43.7 | 288 | 22,376 | 78 |
| 3 | 18,017 | +3.3 | 822,607 | +12.1 | 45.7 | 301 | 29,311 | 97 |
| 4 | 18,456 | +0.5 | 861,683 | +15.0 | 46.7 | 288 | 29,148 | 101 |
| 5 | 18,762 | +8.8 | 869,910 | +21.0 | 46.4 | 312 | 30,584 | 98 |
| 6 | 19,153 | +8.7 | 892,922 | +19.1 | 46.6 | 345 | 34,418 | 100 |
| 7 | 19,182 | +10.6 | 878,367 | +22.6 | 45.8 | 407 | 36,567 | 90 |
| 8 | 17,610 | -0.1 | 798,558 | +12.4 | 45.3 | 393 | 33,750 | 86 |
| 9 | 19,140 | +4.2 | 903,338 | +15.1 | 47.2 | 392 | 40,248 | 103 |
| 10 | 18,466 | +3.1 | 862,332 | +13.2 | 46.7 | 384 | 38,231 | 100 |
| 11 | 18,312 | +2.4 | 842,345 | +14.2 | 46.0 | 390 | 39,305 | 101 |
| 12 | 19,751 | +11.2 | 936,808 | +19.6 | 47.4 | 412 | 44,367 | 108 |
| 07/ 1 | 22,167 | +32.8 | 973,465 | +29.6 | 43.9 | 410 | 42,626 | 104 |
| 2 | 22,990 | +33.6 | 990,587 | +31.7 | 43.1 | 458 | 45,340 | 99 |
| 3 | 22,655 | +25.7 | 1,017,849 | +23.7 | 44.9 | 454 | 53,608 | 118 |

注) 付記電文付振替は、日銀ネット利用先（仕向行）が振替依頼を行う際に、顧客に関する情報を入金情報として振替金受取人（被仕向行）に伝達することを可能とした当座預金振替。

3. 日中当座貸越残高

— 兆円

| | 日中ピーク残高の 月中平均値 |
|--------|-------------------|
| 01年 | 13.7 |
| 02 | 13.2 |
| 03 | 14.7 |
| 04 | 18.9 |
| 05 | 18.2 |
| 06 | 19.5 |
| 05/ 1月 | 20.1 |
| 2 | 19.9 |
| 3 | 18.5 |
| 4 | 19.8 |
| 5 | 19.4 |
| 6 | 19.7 |
| 7 | 18.2 |
| 8 | 16.2 |
| 9 | 16.6 |
| 10 | 17.5 |
| 11 | 16.7 |
| 12 | 16.2 |
| 06/ 1 | 15.6 |
| 2 | 14.6 |
| 3 | 16.2 |
| 4 | 18.2 |
| 5 | 20.9 |
| 6 | 21.8 |
| 7 | 20.9 |
| 8 | 20.2 |
| 9 | 22.3 |
| 10 | 21.5 |
| 11 | 20.5 |
| 12 | 21.0 |
| 07/ 1 | 22.4 |
| 2 | 22.0 |
| 3 | 22.4 |

注1) 日中ピーク残高の月中平均値は、当該月中各営業日の日中10分毎に算出した当座貸越残高のうち最高額（日中ピーク残高）の月中平均値を指す。

注2) 国債DVP同時担保受払機能を用いた当座貸越を含むベース。

4. 国債振決口座振替・移転登録決済（片道ベース、1営業日平均）

(件数)

—— 件、() 内は前年比%

| | 振 決 口 座 振 替 | | | 移 転 登 録 | |
|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | 振 替 件 数 | う ち DVP | う ち 同 時 担 保 受 払 | 請 求 件 数 | う ち DVP |
| 01 年 | 11,538 (+38.0) | 8,372 (+46.4) | 8,233 (...) | 93.99 (-83.7) | 0.83 (-99.6) |
| 02 | 11,587 (+0.4) | 8,451 (+0.9) | 8,353 (+1.5) | 44.55 (-52.6) | 0.69 (-16.7) |
| 03 | 11,995 (+3.5) | 8,747 (+3.5) | 8,582 (+2.7) | 6.58 (-85.2) | 0.03 (-95.2) |
| 04 | 12,703 (+5.9) | 9,214 (+5.3) | 8,967 (+4.5) | 1.05 (-84.1) | 0.01 (-75.1) |
| 05 | 13,608 (+7.1) | 9,679 (+5.0) | 9,417 (+5.0) | 0.32 (-69.3) | 0.01 (+0.4) |
| 06 | 14,872 (+9.3) | 10,326 (+6.7) | 9,992 (+6.1) | 0.16 (-50.0) | 0.00 (-50.6) |
| 05/ 1 月 | 12,429 (+13.0) | 8,942 (+14.0) | 8,697 (+13.9) | 0.90 (-34.6) | 0.00 (...) |
| 2 | 13,598 (+16.0) | 9,864 (+15.7) | 9,592 (+15.2) | 0.90 (+0.0) | 0.00 (...) |
| 3 | 13,663 (+10.9) | 9,653 (+10.7) | 9,386 (+10.5) | 0.50 (-45.2) | 0.05 (...) |
| 4 | 14,424 (+13.8) | 10,485 (+13.0) | 10,234 (+13.4) | 0.35 (-75.5) | 0.00 (...) |
| 5 | 13,083 (+0.7) | 9,305 (-2.5) | 9,074 (-2.5) | 0.11 (-84.2) | 0.00 (...) |
| 6 | 13,611 (-2.2) | 9,702 (-5.0) | 9,458 (-4.8) | 0.05 (-97.6) | 0.05 (...) |
| 7 | 13,161 (+6.9) | 9,314 (+4.9) | 9,057 (+4.9) | 0.20 (-89.8) | 0.00 (...) |
| 8 | 13,209 (+8.1) | 9,492 (+6.1) | 9,245 (+6.3) | 0.04 (-92.0) | 0.00 (-100.0) |
| 9 | 14,477 (+4.6) | 10,291 (+2.8) | 9,986 (+2.5) | 0.35 (-63.2) | 0.00 (...) |
| 10 | 14,130 (+7.0) | 9,970 (+4.1) | 9,646 (+3.8) | 0.40 (-57.9) | 0.00 (...) |
| 11 | 13,723 (+9.8) | 9,583 (+5.9) | 9,334 (+6.0) | 0.10 (-83.3) | 0.00 (...) |
| 12 | 13,752 (+1.2) | 9,543 (-3.5) | 9,282 (-3.7) | 0.10 (-75.0) | 0.00 (...) |
| 06/ 1 | 13,918 (+12.0) | 9,057 (+1.3) | 8,797 (+1.1) | 0.05 (-94.1) | 0.00 (...) |
| 2 | 13,479 (-0.9) | 9,259 (-6.1) | 8,995 (-6.2) | 0.40 (-55.3) | 0.05 (...) |
| 3 | 14,919 (+9.2) | 10,291 (+6.6) | 9,998 (+6.5) | 0.14 (-72.7) | 0.00 (-100.0) |
| 4 | 15,455 (+7.1) | 10,851 (+3.5) | 10,521 (+2.8) | 0.00 (-100.0) | 0.00 (...) |
| 5 | 15,523 (+18.6) | 11,031 (+18.5) | 10,680 (+17.7) | 0.05 (-52.5) | 0.00 (...) |
| 6 | 15,843 (+16.4) | 11,253 (+16.0) | 10,903 (+15.3) | 0.09 (2.0倍) | 0.00 (-100.0) |
| 7 | 15,440 (+17.3) | 10,911 (+17.2) | 10,532 (+16.3) | 0.05 (-75.0) | 0.00 (...) |
| 8 | 13,639 (+3.3) | 9,454 (-0.4) | 9,139 (-1.2) | 0.39 (9.0倍) | 0.00 (...) |
| 9 | 15,492 (+7.0) | 10,661 (+3.6) | 10,211 (+2.2) | 0.15 (-57.1) | 0.00 (...) |
| 10 | 14,721 (+4.2) | 10,147 (+1.8) | 9,769 (+1.3) | 0.05 (-88.1) | 0.00 (...) |
| 11 | 14,245 (+3.8) | 9,890 (+3.2) | 9,594 (+2.8) | 0.05 (-50.0) | 0.00 (...) |
| 12 | 15,785 (+14.8) | 11,055 (+15.8) | 10,712 (+15.4) | 0.48 (5.0倍) | 0.00 (...) |
| 07/ 1 | 16,407 (+17.9) | 11,605 (+28.1) | 11,180 (+27.1) | 0.11 (2.0倍) | 0.00 (...) |
| 2 | 16,843 (+25.0) | 11,891 (+28.4) | 11,468 (+27.5) | 0.05 (-86.8) | 0.00 (-100.0) |
| 3 | 17,460 (+17.0) | 12,025 (+16.8) | 11,605 (+16.1) | 0.10 (-30.2) | 0.00 (...) |

注) 振決口座振替とは、日本銀行にある国債振替決済制度の振替口座簿（2003年1月26日までは参加者帳簿）における口座振替を指し、移転登録とは、国債登録簿における登録記者の変更のことを指す。同時担保受払とは、日本銀行が提供する国債DVP同時担保受払機能を用いた口座振替を指す。以下の計表においても同様。

(金額)

— 億円、()内は前年比%

| | 振 決 口 座 振 替 | | | 移 転 登 録 | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|
| | 振 替 金 額 | うちDVP | うち同時担保受払 | 請 求 金 額 | うちDVP |
| 01 年 | 423,128 (+0.9) | 254,250 (-1.4) | 250,195 (...) | 603.10 (-96.6) | 9.04 (-99.9) |
| 02 | 449,123 (+6.1) | 255,901 (+0.6) | 253,115 (+1.2) | 148.32 (-75.4) | 0.16 (-98.2) |
| 03 | 478,097 (+6.5) | 284,735 (+11.3) | 279,294 (+10.3) | 19.54 (-86.8) | 0.02 (-88.6) |
| 04 | 573,562 (+20.0) | 319,414 (+12.2) | 305,705 (+9.5) | 3.25 (-83.4) | 0.00 (-95.6) |
| 05 | 661,123 (+15.3) | 350,518 (+9.7) | 342,153 (+11.9) | 1.28 (-60.7) | 0.01 (10.0倍) |
| 06 | 752,811 (+13.9) | 423,501 (+20.8) | 413,054 (+20.7) | 0.71 (-44.5) | 0.00 (-50.6) |
| 05/ 1 月 | 593,425 (+25.2) | 325,666 (+22.0) | 311,474 (+20.6) | 2.63 (-51.1) | 0.00 (...) |
| 2 | 629,631 (+22.3) | 341,980 (+18.1) | 334,289 (+19.5) | 2.55 (2.1倍) | 0.00 (...) |
| 3 | 621,127 (+17.1) | 334,965 (+15.2) | 326,721 (+17.3) | 2.76 (+40.9) | 0.05 (...) |
| 4 | 662,791 (+20.4) | 370,260 (+21.4) | 363,271 (+24.8) | 3.29 (-37.7) | 0.00 (...) |
| 5 | 643,610 (+9.7) | 345,175 (+3.6) | 337,798 (+6.1) | 0.16 (-93.1) | 0.00 (...) |
| 6 | 674,928 (+8.6) | 361,692 (+2.8) | 354,673 (+5.6) | 0.05 (-98.4) | 0.05 (...) |
| 7 | 647,150 (+11.7) | 340,604 (+7.3) | 332,954 (+10.0) | 0.47 (-95.6) | 0.00 (...) |
| 8 | 646,719 (+15.0) | 340,628 (+7.7) | 333,568 (+10.3) | 0.01 (-98.6) | 0.00 (-100.0) |
| 9 | 714,777 (+11.6) | 379,286 (+4.7) | 369,989 (+6.6) | 0.47 (-65.1) | 0.00 (...) |
| 10 | 693,860 (+19.1) | 367,773 (+12.9) | 357,881 (+15.3) | 2.88 (+33.3) | 0.00 (...) |
| 11 | 679,658 (+16.5) | 342,778 (+8.0) | 335,611 (+10.7) | 0.06 (-85.0) | 0.00 (...) |
| 12 | 721,711 (+11.1) | 355,159 (+0.4) | 346,803 (+2.3) | 0.27 (-93.5) | 0.00 (...) |
| 06/ 1 | 705,696 (+18.9) | 343,652 (+5.5) | 335,730 (+7.8) | 0.05 (-98.0) | 0.00 (...) |
| 2 | 705,967 (+12.1) | 339,755 (-0.7) | 332,555 (-0.5) | 1.09 (-57.4) | 0.05 (...) |
| 3 | 753,252 (+21.3) | 386,963 (+15.5) | 378,208 (+15.8) | 0.13 (-95.3) | 0.00 (-100.0) |
| 4 | 779,185 (+17.6) | 428,621 (+15.8) | 419,090 (+15.4) | 0.00 (-100.0) | 0.00 (...) |
| 5 | 792,531 (+23.1) | 452,374 (+31.1) | 441,143 (+30.6) | 0.05 (-69.4) | 0.00 (...) |
| 6 | 774,820 (+14.8) | 459,716 (+27.1) | 447,746 (+26.2) | 0.99 (21.7倍) | 0.00 (-100.0) |
| 7 | 774,020 (+19.6) | 457,331 (+34.3) | 445,006 (+33.7) | 0.12 (-75.7) | 0.00 (...) |
| 8 | 688,667 (+6.5) | 407,713 (+19.7) | 397,550 (+19.2) | 0.27 (20.7倍) | 0.00 (...) |
| 9 | 765,153 (+7.0) | 455,113 (+20.0) | 441,344 (+19.3) | 4.44 (9.4倍) | 0.00 (...) |
| 10 | 744,016 (+7.2) | 437,313 (+18.9) | 424,994 (+18.8) | 0.02 (-99.2) | 0.00 (...) |
| 11 | 740,925 (+9.0) | 429,091 (+25.2) | 419,803 (+25.1) | 0.00 (-95.5) | 0.00 (...) |
| 12 | 811,999 (+12.5) | 479,305 (+35.0) | 468,578 (+35.1) | 1.40 (5.2倍) | 0.00 (...) |
| 07/ 1 | 872,863 (+23.7) | 521,384 (+51.7) | 507,836 (+51.3) | 0.67 (12.7倍) | 0.00 (...) |
| 2 | 878,343 (+24.4) | 524,244 (+54.3) | 510,376 (+53.5) | 0.10 (-91.3) | 0.00 (-100.0) |
| 3 | 854,642 (+13.5) | 513,162 (+32.6) | 499,640 (+32.1) | 0.28 (2.2倍) | 0.00 (...) |

II. 民間決済システム関連計数

1. 手形交換高（東京手形交換所のみ、片道ベース）

日銀当座預金における
決済状況

— 千枚、億円、%

| | 交換枚数 (1営業日 平均) | 前年比 | 交換金額 (1営業日 平均) | | 1枚当り 金額 (千円) | ピーク日 交換枚数 | ピーク日 交換金額 | 決済金額 (1営業日 平均) | 個別行ネット 決済額ピーク | |
|--------|----------------------|-------|----------------------|-------|--------------------|--------------|--------------|----------------------|------------------|-----------|
| | | | 前年比 | 前年比 | | | | | 最大 受超額 | 最大 払超額 |
| 01年 | 290 | -7.5 | 25,919 | -17.8 | 8,910 | 1,103 | 102,563 | 16,213 | 9,355 | 13,576 |
| 02 | 256 | -12.0 | 20,334 | -21.5 | 7,940 | 1,000 | 81,480 | 12,552 | 11,181 | 10,067 |
| 03 | 234 | -8.3 | 18,132 | -10.8 | 7,725 | 1,053 | 80,709 | 12,263 | 8,196 | 9,128 |
| 04 | 216 | -7.9 | 17,360 | -4.3 | 8,034 | 816 | 70,752 | 11,948 | 9,565 | 13,752 |
| 05 | 199 | -7.7 | 14,847 | -14.5 | 7,444 | 672 | 70,230 | 9,387 | 10,876 | 10,115 |
| 06 | 179 | -10.2 | 13,160 | -11.4 | 7,347 | 604 | 45,602 | 8,287 | 4,788 | 5,261 |
| 05/ 1月 | 220 | +0.7 | 16,954 | -5.8 | 7,676 | 646 | 53,236 | 12,076 | 9,197 | 8,449 |
| 2 | 202 | -10.9 | 15,859 | -9.1 | 7,851 | 645 | 57,245 | 9,830 | 5,288 | 4,483 |
| 3 | 197 | -14.5 | 18,207 | -6.7 | 9,215 | 606 | 70,230 | 12,347 | 8,028 | 5,725 |
| 4 | 175 | -17.2 | 15,146 | -15.2 | 8,611 | 288 | 39,319 | 10,526 | 10,876 | 10,115 |
| 5 | 239 | +1.0 | 16,189 | -14.5 | 6,760 | 672 | 44,760 | 10,063 | 3,765 | 4,143 |
| 6 | 187 | -7.7 | 15,219 | -11.7 | 8,113 | 597 | 46,111 | 8,738 | 4,170 | 5,101 |
| 7 | 201 | -5.0 | 12,820 | -16.5 | 6,363 | 321 | 26,066 | 7,865 | 3,176 | 3,971 |
| 8 | 195 | -10.1 | 12,718 | -21.2 | 6,493 | 635 | 37,353 | 7,944 | 3,765 | 3,024 |
| 9 | 195 | -7.5 | 15,039 | -15.3 | 7,682 | 576 | 48,516 | 9,265 | 4,475 | 4,825 |
| 10 | 191 | +5.8 | 13,153 | -19.6 | 6,884 | 563 | 38,524 | 8,006 | 3,351 | 3,438 |
| 11 | 194 | -16.3 | 12,724 | -25.5 | 6,555 | 587 | 37,010 | 7,827 | 3,290 | 2,850 |
| 12 | 196 | -6.8 | 14,331 | -14.2 | 7,279 | 283 | 26,916 | 8,384 | 5,050 | 3,699 |
| 06/ 1 | 201 | -8.6 | 13,611 | -19.7 | 6,743 | 580 | 39,769 | 7,939 | 4,096 | 5,261 |
| 2 | 178 | -11.6 | 12,930 | -18.5 | 7,240 | 597 | 38,071 | 8,657 | 4,788 | 4,076 |
| 3 | 177 | -10.1 | 14,302 | -21.4 | 8,053 | 541 | 45,602 | 9,665 | 4,334 | 3,966 |
| 4 | 159 | -9.2 | 12,283 | -18.9 | 7,691 | 253 | 20,764 | 8,237 | 4,487 | 4,395 |
| 5 | 207 | -13.3 | 13,788 | -14.8 | 6,644 | 604 | 40,320 | 8,861 | 3,934 | 4,058 |
| 6 | 170 | -9.3 | 13,966 | -8.2 | 8,210 | 529 | 40,889 | 8,106 | 4,050 | 3,713 |
| 7 | 208 | +3.7 | 13,730 | +7.1 | 6,573 | 554 | 34,691 | 8,598 | 3,860 | 4,770 |
| 8 | 158 | -19.2 | 11,281 | -11.3 | 7,131 | 542 | 35,270 | 7,554 | 3,473 | 2,389 |
| 9 | 155 | -20.7 | 12,754 | -15.2 | 8,213 | 260 | 27,971 | 8,023 | 2,805 | 3,537 |
| 10 | 188 | -1.6 | 13,298 | +1.1 | 7,072 | 561 | 32,692 | 8,140 | 3,532 | 3,430 |
| 11 | 174 | -10.0 | 12,307 | -3.3 | 7,048 | 532 | 34,418 | 7,490 | 2,857 | 2,546 |
| 12 | 174 | -11.5 | 13,750 | -4.1 | 7,891 | 267 | 27,938 | 8,157 | 3,942 | 4,238 |
| 07/ 1 | 194 | -3.6 | 12,570 | -7.7 | 6,461 | 619 | 32,633 | 7,686 | 3,202 | 2,574 |
| 2 | 173 | -3.1 | 12,653 | -2.1 | 7,313 | 554 | 34,753 | 8,681 | 3,591 | 4,787 |
| 3 | 148 | -16.5 | 13,711 | -4.1 | 9,248 | 246 | 33,462 | 9,708 | 4,088 | 4,603 |

注1) 東京銀行協会調べ。1枚当り金額は日本銀行が算出。

注2) 「日銀当座預金における決済状況」の計数は日本銀行調べ。また、個別行ネット決済額ピークとは、月中（あるいは年中）各営業日の個別行の受超額または払超額の最大値（以下の計表についても同様）。

2. 全銀システム取扱高 (片道ベース)

→ 日銀当座預金における
決済状況
—— 千件、億円、%

| | 取扱件数 (1営業日 平均) | 前年比 | 取扱金額 (1営業日 平均) | 前年比 | 1件当り 金額 (千円) | ピーク日 取扱件数 | ピーク日 取扱金額 | 決済金額 (1営業日 平均) | 個別行ネット 決済額ピーク | |
|--------|----------------------|------|----------------------|-------|--------------------|--------------|--------------|----------------------|------------------|-----------|
| | | | | | | | | | 最大 受超額 | 最大 払超額 |
| 01年 | 4,959 | +5.3 | 99,365 | +10.0 | 2,004 | 17,371 | 502,352 | 17,904 | 4,845 | 7,746 |
| 02 | 5,059 | +2.0 | 90,722 | -8.7 | 1,793 | 18,736 | 493,340 | 17,243 | 11,823 | 12,668 |
| 03 | 5,146 | +1.7 | 89,475 | -1.4 | 1,739 | 20,473 | 499,083 | 17,029 | 6,748 | 8,336 |
| 04 | 5,231 | +1.7 | 91,573 | +2.3 | 1,751 | 20,215 | 514,224 | 17,615 | 7,773 | 11,686 |
| 05 | 5,367 | +2.6 | 95,498 | +4.3 | 1,780 | 20,932 | 535,323 | 18,176 | 6,825 | 12,320 |
| 06 | 5,327 | -0.7 | 99,697 | +4.4 | 1,871 | 21,449 | 537,225 | 19,194 | 8,929 | 11,465 |
| 05/ 1月 | 5,283 | +4.4 | 92,969 | +5.6 | 1,760 | 18,399 | 387,756 | 16,724 | 3,731 | 5,558 |
| 2 | 5,477 | +2.7 | 89,583 | +1.4 | 1,636 | 20,932 | 403,814 | 16,418 | 3,984 | 4,999 |
| 3 | 5,059 | +3.3 | 109,726 | +3.9 | 2,169 | 18,469 | 535,323 | 20,819 | 6,308 | 12,320 |
| 4 | 5,304 | +0.8 | 95,464 | -1.2 | 1,800 | 18,628 | 393,083 | 19,569 | 6,825 | 6,684 |
| 5 | 5,612 | +2.5 | 98,137 | -0.7 | 1,749 | 17,657 | 409,810 | 18,171 | 5,634 | 6,047 |
| 6 | 5,365 | +2.7 | 87,773 | +1.5 | 1,636 | 20,821 | 413,180 | 19,003 | 5,972 | 8,874 |
| 7 | 5,264 | +5.2 | 87,914 | +8.0 | 1,670 | 16,539 | 330,627 | 16,705 | 6,518 | 4,577 |
| 8 | 4,850 | -0.8 | 85,221 | +2.5 | 1,757 | 17,477 | 395,393 | 15,929 | 6,073 | 6,983 |
| 9 | 5,217 | +2.7 | 103,041 | +5.4 | 1,975 | 18,682 | 466,347 | 19,001 | 5,328 | 6,942 |
| 10 | 5,511 | +5.7 | 95,011 | +11.6 | 1,724 | 18,893 | 393,527 | 18,053 | 5,333 | 7,010 |
| 11 | 5,343 | -0.2 | 94,041 | +3.4 | 1,760 | 18,959 | 409,249 | 16,503 | 3,878 | 7,075 |
| 12 | 6,194 | +2.3 | 107,122 | +11.4 | 1,729 | 13,406 | 228,270 | 20,915 | 3,960 | 7,913 |
| 06/ 1 | 5,318 | +0.7 | 102,184 | +9.9 | 1,921 | 17,922 | 398,754 | 17,566 | 4,886 | 9,147 |
| 2 | 5,300 | -3.2 | 93,992 | +4.9 | 1,773 | 19,487 | 415,481 | 18,272 | 3,653 | 7,271 |
| 3 | 5,073 | +0.3 | 112,489 | +2.5 | 2,218 | 18,840 | 537,225 | 21,197 | 5,359 | 9,442 |
| 4 | 5,304 | +0.0 | 103,086 | +8.0 | 1,944 | 18,563 | 400,244 | 21,372 | 7,150 | 7,703 |
| 5 | 5,375 | -4.2 | 102,998 | +5.0 | 1,916 | 17,674 | 408,560 | 19,024 | 5,949 | 6,634 |
| 6 | 5,447 | +1.5 | 94,089 | +7.2 | 1,727 | 21,449 | 415,776 | 19,645 | 5,774 | 8,441 |
| 7 | 5,424 | +3.0 | 96,923 | +10.2 | 1,787 | 18,912 | 405,273 | 17,084 | 5,041 | 11,465 |
| 8 | 4,696 | -3.2 | 85,210 | -0.0 | 1,815 | 17,807 | 398,064 | 16,910 | 3,511 | 8,844 |
| 9 | 5,029 | -3.6 | 102,025 | -1.0 | 2,029 | 17,008 | 417,525 | 19,190 | 5,725 | 8,383 |
| 10 | 5,509 | -0.0 | 99,564 | +4.8 | 1,807 | 18,426 | 405,575 | 20,008 | 8,929 | 7,565 |
| 11 | 5,371 | +0.5 | 97,828 | +4.0 | 1,822 | 19,406 | 416,712 | 18,670 | 5,694 | 10,732 |
| 12 | 6,139 | -0.9 | 107,185 | +0.1 | 1,746 | 16,638 | 284,133 | 21,260 | 4,630 | 9,756 |
| 07/ 1 | 5,479 | +3.0 | 105,456 | +3.2 | 1,925 | 18,397 | 416,861 | 18,759 | 5,077 | 7,871 |
| 2 | 5,756 | +8.6 | 103,288 | +9.9 | 1,794 | 19,819 | 433,928 | 18,171 | 4,349 | 9,660 |
| 3 | 5,247 | +3.4 | 120,327 | +7.0 | 2,293 | 18,132 | 514,382 | 21,443 | 4,721 | 10,255 |

注1) 全国銀行協会調べ。

注2) 取扱件数・金額、1件当り金額は発信日基準、ピーク日取扱件数・金額は決済日基準。

3. 外為円決済交換高 (片道ベース)

日銀当座預金における
決済状況

— 件、億円、%

| | 交換件数 (1営業日 平均) | 前年比 | 交換金額 (1営業日 平均) | 前年比 | 1件当り 金額 | ピーク日 交換金額 | 決済金額 (1営業日 平均) | 個別行ネット 決済額ピーク | |
|--------|----------------------|-------|----------------------|-------|------------|--------------|----------------------|------------------|-----------|
| | | | | | | | | 最大 受超額 | 最大 払超額 |
| 01年 | 38,878 | +3.7 | 279,555 | +11.0 | 7.2 | 498,576 | 21,598 | 16,506 | 6,066 |
| 02 | 37,552 | -3.4 | 249,025 | -10.9 | 6.6 | 390,616 | 23,716 | 9,433 | 5,131 |
| 03 | 32,719 | -12.9 | 196,690 | -21.0 | 6.0 | 339,274 | 31,014 | 6,724 | 4,426 |
| 04 | 30,134 | -7.9 | 174,909 | -11.1 | 5.8 | 301,011 | 38,611 | 8,845 | 3,229 |
| 05 | 28,022 | -7.0 | 164,211 | -6.1 | 5.9 | 252,308 | 40,577 | 7,713 | 3,094 |
| 06 | 27,314 | -2.5 | 178,284 | +8.6 | 6.5 | 311,867 | 58,158 | 5,505 | 2,618 |
| 05/ 1月 | 29,198 | -6.1 | 174,771 | -8.5 | 6.0 | 243,863 | 46,291 | 7,713 | 3,004 |
| 2 | 27,662 | -15.6 | 162,432 | -10.9 | 5.9 | 247,995 | 44,461 | 7,182 | 3,055 |
| 3 | 28,439 | -17.1 | 165,365 | -13.1 | 5.8 | 232,324 | 41,723 | 7,513 | 3,062 |
| 4 | 27,115 | -19.5 | 166,125 | -9.5 | 6.1 | 247,963 | 40,813 | 6,360 | 3,094 |
| 5 | 28,785 | -14.6 | 166,014 | -7.9 | 5.8 | 239,333 | 42,295 | 4,587 | 3,048 |
| 6 | 27,057 | -6.3 | 160,668 | -9.1 | 5.9 | 239,479 | 37,612 | 3,930 | 3,043 |
| 7 | 27,554 | -3.8 | 154,954 | -9.1 | 5.6 | 214,992 | 36,944 | 5,347 | 3,069 |
| 8 | 25,401 | -1.4 | 145,466 | -6.9 | 5.7 | 170,374 | 33,578 | 4,458 | 3,041 |
| 9 | 29,899 | +3.5 | 169,215 | +1.9 | 5.7 | 225,931 | 41,562 | 5,331 | 2,962 |
| 10 | 28,175 | +1.3 | 169,642 | -0.4 | 6.0 | 221,807 | 37,907 | 3,844 | 3,002 |
| 11 | 27,955 | -1.0 | 160,087 | -1.8 | 5.7 | 237,298 | 40,777 | 5,369 | 3,029 |
| 12 | 29,480 | +4.3 | 178,656 | +5.2 | 6.1 | 252,308 | 44,561 | 4,003 | 3,045 |
| 06/ 1 | 27,315 | -6.4 | 157,542 | -9.9 | 5.8 | 211,624 | 47,053 | 4,769 | 2,448 |
| 2 | 26,042 | -5.9 | 150,819 | -7.1 | 5.8 | 209,272 | 40,022 | 4,023 | 2,508 |
| 3 | 28,786 | +1.2 | 181,169 | +9.6 | 6.3 | 251,353 | 54,938 | 3,796 | 2,560 |
| 4 | 26,205 | -3.4 | 169,022 | +1.7 | 6.4 | 230,533 | 54,361 | 4,626 | 2,606 |
| 5 | 28,797 | +0.0 | 177,371 | +6.8 | 6.2 | 232,732 | 55,299 | 4,270 | 2,589 |
| 6 | 27,021 | -0.1 | 183,618 | +14.3 | 6.8 | 274,783 | 60,020 | 2,908 | 2,596 |
| 7 | 26,873 | -2.5 | 182,380 | +17.7 | 6.8 | 228,616 | 63,915 | 4,510 | 2,593 |
| 8 | 24,621 | -3.1 | 164,394 | +13.0 | 6.7 | 208,948 | 53,618 | 5,505 | 2,594 |
| 9 | 28,953 | -3.2 | 196,742 | +16.3 | 6.8 | 297,136 | 69,441 | 3,973 | 2,617 |
| 10 | 26,478 | -6.0 | 178,632 | +5.3 | 6.7 | 223,036 | 60,481 | 3,875 | 2,506 |
| 11 | 28,736 | +2.8 | 189,505 | +18.4 | 6.6 | 240,701 | 61,102 | 5,067 | 2,596 |
| 12 | 28,222 | -4.3 | 206,988 | +15.9 | 7.3 | 311,867 | 76,859 | 3,756 | 2,618 |
| 07/ 1 | 29,978 | +9.7 | 214,807 | +36.3 | 7.2 | 269,893 | 77,510 | 3,643 | 2,643 |
| 2 | 29,324 | +12.6 | 219,925 | +45.8 | 7.5 | 287,483 | 83,132 | 3,729 | 2,624 |
| 3 | 35,399 | +23.0 | 256,978 | +41.8 | 7.3 | 317,530 | 87,694 | 4,110 | 2,630 |

注1) 東京銀行協会調べ。

注2) 上記計数には、即時グロス決済分を含む。

4. 東京金融先物（片道ベース）

| | 取引数量 | | 建玉数量 | | ピーク日 取引数量 | 決済金額 (1営業日 平均) | 個別行ネット 決済額ピーク | |
|--------|--------------|-------|-----------|-------|--------------|----------------------|------------------|-----------|
| | (1営業日 平均) | 前年比 | (月末時) | 前年比 | | | 最大 受超額 | 最大 払超額 |
| 01年 | 30,995 | -55.0 | 648,151 | -16.2 | 159,199 | 571 | 1,794 | 1,117 |
| 02 | 18,174 | -41.4 | 516,248 | -20.4 | 101,506 | 214 | 459 | 235 |
| 03 | 16,962 | -6.7 | 637,813 | +23.5 | 129,679 | 911 | 3,273 | 2,225 |
| 04 | 29,511 | +74.0 | 1,077,642 | +69.0 | 193,509 | 712 | 1,036 | 1,104 |
| 05 | 44,806 | +51.8 | 1,418,937 | +31.7 | 189,571 | 1,020 | 2,310 | 2,405 |
| 06 | 126,996 | 2.8倍 | 2,326,719 | +64.0 | 509,937 | 3,309 | 12,578 | 6,689 |
| 05/ 1月 | 26,670 | +21.1 | 1,080,503 | +46.6 | 87,188 | 245 | 202 | 159 |
| 2 | 29,213 | +38.1 | 1,120,811 | +39.5 | 85,208 | 456 | 363 | 291 |
| 3 | 30,633 | +20.7 | 918,220 | +24.3 | 59,372 | 444 | 426 | 401 |
| 4 | 35,404 | +53.5 | 1,017,041 | +16.8 | 110,785 | 480 | 273 | 254 |
| 5 | 26,059 | +15.2 | 1,139,282 | +17.5 | 81,737 | 403 | 288 | 253 |
| 6 | 32,715 | -48.8 | 971,951 | -9.3 | 57,195 | 371 | 308 | 178 |
| 7 | 35,947 | +3.6 | 1,123,822 | -10.7 | 68,822 | 502 | 248 | 340 |
| 8 | 66,260 | +88.1 | 1,360,832 | +0.9 | 189,571 | 1,334 | 1,131 | 1,524 |
| 9 | 73,791 | 2.5倍 | 1,378,804 | +22.7 | 129,941 | 2,168 | 1,768 | 2,405 |
| 10 | 63,760 | 2.3倍 | 1,509,448 | +30.6 | 107,958 | 2,071 | 2,310 | 1,850 |
| 11 | 63,457 | 3.0倍 | 1,578,036 | +28.0 | 130,116 | 2,129 | 2,235 | 2,360 |
| 12 | 50,280 | 2.1倍 | 1,418,937 | +31.7 | 83,663 | 1,586 | 1,199 | 1,521 |
| 06/ 1 | 59,485 | 2.2倍 | 1,625,030 | +50.4 | 147,783 | 1,535 | 1,050 | 1,873 |
| 2 | 98,970 | 3.4倍 | 1,872,047 | +67.0 | 218,537 | 2,194 | 2,280 | 4,014 |
| 3 | 121,107 | 4.0倍 | 1,836,352 | 2.0倍 | 209,768 | 2,502 | 2,036 | 2,604 |
| 4 | 86,868 | 2.5倍 | 2,066,093 | 2.0倍 | 140,241 | 2,735 | 1,992 | 1,411 |
| 5 | 157,715 | 6.1倍 | 2,244,052 | +97.0 | 308,050 | 4,301 | 3,597 | 5,043 |
| 6 | 167,205 | 5.1倍 | 1,943,576 | 2.0倍 | 509,937 | 4,510 | 7,849 | 4,140 |
| 7 | 129,033 | 3.6倍 | 2,069,794 | +84.2 | 256,170 | 3,004 | 5,190 | 2,899 |
| 8 | 128,071 | +93.3 | 2,448,905 | +80.0 | 426,032 | 3,974 | 12,578 | 6,225 |
| 9 | 130,178 | +76.4 | 2,166,948 | +57.2 | 202,276 | 4,146 | 6,112 | 3,561 |
| 10 | 147,331 | 2.3倍 | 2,585,402 | +71.3 | 213,763 | 2,787 | 2,302 | 3,106 |
| 11 | 149,082 | 2.3倍 | 2,933,260 | +85.9 | 269,899 | 3,841 | 3,776 | 6,689 |
| 12 | 140,264 | 2.8倍 | 2,326,719 | +64.0 | 290,867 | 3,946 | 3,079 | 4,673 |
| 07/ 1 | 195,052 | 3.3倍 | 2,667,219 | +64.1 | 377,864 | 2,720 | 3,429 | 2,312 |
| 2 | 202,950 | 2.1倍 | 3,032,324 | +62.0 | 469,478 | 1,177 | 1,149 | 799 |
| 3 | 142,899 | +18.0 | 2,219,386 | +20.9 | 270,116 | 1,045 | 1,322 | 1,130 |

注1) 東京金融先物取引所調べ。

注2) 東京金融先物の取引数量、建玉数量は、ユーロ円3ヵ月金利先物の計数。

注3) 契約単位は1億円を1単位とする。

5. 日本国債清算機関

5-1 国債取引の清算（片道ベース、1営業日平均）

— 百万円

| | 清算対象取引高 (債務引受高) | | 清算後決済高 (証券決済・資金決済) | |
|--------|--------------------|------------|-----------------------|-----------|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| | 額面 | | 額面 | |
| 01年 | | | | |
| 02 | | | | |
| 03 | | | | |
| 04 | | | | |
| 05 | 17,627,411 | 17,814,233 | 4,519,911 | 4,574,446 |
| 06 | 28,008,921 | 27,906,017 | 6,667,792 | 6,650,451 |
| 05/ 1月 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | 10,004,348 | 10,218,434 | 3,238,495 | 3,306,100 |
| 6 | 13,745,380 | 14,064,668 | 3,928,871 | 4,017,563 |
| 7 | 15,387,255 | 15,702,645 | 4,061,978 | 4,142,099 |
| 8 | 18,127,379 | 18,317,223 | 4,602,673 | 4,655,686 |
| 9 | 20,152,176 | 20,401,614 | 5,200,408 | 5,269,241 |
| 10 | 21,340,195 | 21,422,772 | 5,110,147 | 5,136,432 |
| 11 | 21,140,138 | 21,195,644 | 4,817,634 | 4,842,108 |
| 12 | 20,528,278 | 20,591,909 | 5,089,170 | 5,115,931 |
| 06/ 1 | 19,704,717 | 19,808,948 | 4,701,044 | 4,735,828 |
| 2 | 21,148,536 | 21,160,076 | 4,736,198 | 4,742,618 |
| 3 | 25,518,510 | 25,401,515 | 6,025,716 | 6,000,423 |
| 4 | 29,145,734 | 28,794,934 | 6,812,082 | 6,735,421 |
| 5 | 35,128,397 | 34,756,802 | 7,926,726 | 7,861,703 |
| 6 | 33,943,615 | 33,685,617 | 8,151,730 | 8,095,694 |
| 7 | 31,170,527 | 30,827,038 | 7,554,607 | 7,479,018 |
| 8 | 24,533,375 | 24,398,975 | 6,186,039 | 6,168,896 |
| 9 | 25,582,907 | 25,674,977 | 6,790,422 | 6,815,985 |
| 10 | 26,327,048 | 26,323,621 | 6,495,991 | 6,494,998 |
| 11 | 29,801,136 | 29,857,189 | 6,712,625 | 6,727,521 |
| 12 | 33,665,513 | 33,762,498 | 7,763,849 | 7,794,838 |
| 07/ 1 | 35,131,052 | 35,128,610 | 8,312,795 | 8,318,306 |
| 2 | 36,285,802 | 36,280,953 | 8,700,155 | 8,714,601 |
| 3 | 34,092,723 | 34,217,681 | 9,209,671 | 9,242,027 |

注1) 日本国債清算機関調べ。証券決済（数量）は、日本国債清算機関による証券の引渡し（片道ベース）、資金決済（金額）は、日本国債清算機関による金銭の支払い（片道ベース）。

注2) 清算対象取引高は、日本国債清算機関が債務引受けを行った清算対象取引に係る国債証券の数量（国債証券の引渡債務）及び金額（金銭の支払債務。但し、現金担保付債券貸借取引及び現先取引の取引期間中の利払期日における利金相当額支払債務等を除く。）について、決済日を基準として月間平均値を計算したもの。清算後決済高は、当該清算対象取引の決済に係る数量及び金額（日本国債清算機関により銘柄毎にネットtingが行われた後の証券決済債務及び金銭決済債務）について、決済日を基準として月間平均値を計算したもの。

5-2 日銀当座預金決済（1営業日平均）
 —— 百万円

| | | 日銀当座預金決済金額 |
|-----|----|------------|
| 01 | 年 | |
| 02 | | |
| 03 | | |
| 04 | | |
| 05 | | 9,158,995 |
| 06 | | 13,317,763 |
| 05/ | 1月 | |
| | 2 | |
| | 3 | |
| | 4 | |
| | 5 | 6,614,978 |
| | 6 | 8,040,274 |
| | 7 | 8,289,579 |
| | 8 | 9,322,063 |
| | 9 | 10,549,666 |
| | 10 | 10,282,920 |
| | 11 | 9,701,528 |
| | 12 | 10,249,439 |
| 06/ | 1 | 9,486,499 |
| | 2 | 9,500,686 |
| | 3 | 12,017,908 |
| | 4 | 13,489,478 |
| | 5 | 15,744,862 |
| | 6 | 16,212,863 |
| | 7 | 14,971,447 |
| | 8 | 12,357,402 |
| | 9 | 13,647,086 |
| | 10 | 13,002,775 |
| | 11 | 13,468,841 |
| | 12 | 15,607,534 |
| 07/ | 1 | 16,649,079 |
| | 2 | 17,441,590 |
| | 3 | 18,496,318 |

注1) 日本国債清算機関調べ。日本国債清算機関による金銭の受取り（片道ベース）及び支払い（同）の合計。

注2) 上記計数には、清算後決済高の国債DVP決済に係る資金決済のほか、FOS決済（日本国債清算機関により銘柄毎にネットィングが行われた後の証券決済債務の時価評価額と金銭決済債務との差額、現金担保付債券貸借取引及び現先取引の取引期間中の利払期日における利金相当額支払債務の額、清算対象取引に係るマージンコール相当額等の資金決済）を含む。

6. 日本証券クリアリング機構

6-1 取引所取引DVP決済（片道ベース、1営業日平均）

| | 清算対象取引高 (債務引受高) | | | | 清算後決済高 (証券決済・資金決済) | | | |
|-----|--------------------|-----------------|--------------|--------------|-----------------------|-----------------|---------------|---------|
| | 数 量 | | 金 額 | | 数 量 | | 金 額 | |
| | 株 券 (千株) | CB額面総額 (百万円) | 株 券 (百万円) | C B (百万円) | 株 券 (千株) | CB額面総額 (百万円) | 合計金額 (百万円) | |
| 01年 | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | |
| 03 | 1,985,094 | 5,479 | 1,629,120 | 5,738 | 583,637 | 3,210 | 96,640 | |
| 04 | 1,992,105 | 3,563 | 1,792,105 | 3,832 | 673,786 | 2,163 | 126,062 | |
| 05 | 2,923,706 | 2,753 | 2,543,901 | 3,058 | 844,134 | 1,719 | 159,242 | |
| 06 | 2,519,286 | 2,161 | 3,350,009 | 2,443 | 763,372 | 1,467 | 207,873 | |
| 05/ | 1月 | 2,169,269 | 2,290 | 1,730,782 | 2,450 | 687,428 | 1,633 | 102,835 |
| | 2 | 2,518,842 | 4,718 | 2,003,002 | 5,104 | 799,346 | 1,967 | 111,295 |
| | 3 | 2,736,816 | 4,478 | 2,175,298 | 4,788 | 861,239 | 2,575 | 176,290 |
| | 4 | 2,203,413 | 2,085 | 1,983,361 | 2,284 | 730,367 | 1,472 | 143,097 |
| | 5 | 1,948,521 | 1,810 | 1,776,197 | 1,998 | 654,889 | 1,163 | 105,911 |
| | 6 | 2,364,936 | 1,412 | 1,846,502 | 1,547 | 743,093 | 1,082 | 130,490 |
| | 7 | 2,544,614 | 1,548 | 1,921,952 | 1,731 | 736,368 | 884 | 105,890 |
| | 8 | 2,947,221 | 2,417 | 2,524,887 | 2,629 | 843,874 | 1,248 | 142,990 |
| | 9 | 3,700,731 | 4,235 | 2,843,940 | 4,755 | 960,165 | 3,081 | 216,754 |
| | 10 | 4,141,835 | 2,586 | 3,502,839 | 2,952 | 1,012,963 | 1,705 | 217,958 |
| | 11 | 3,931,147 | 2,629 | 3,799,723 | 3,078 | 1,041,038 | 1,729 | 192,828 |
| | 12 | 3,797,743 | 2,864 | 4,332,276 | 3,419 | 1,038,039 | 2,103 | 255,481 |
| 06/ | 1 | 3,221,875 | 1,362 | 4,194,225 | 1,709 | 925,155 | 920 | 231,712 |
| | 2 | 3,142,024 | 2,564 | 4,149,872 | 2,999 | 905,104 | 1,588 | 236,959 |
| | 3 | 2,454,126 | 2,545 | 3,262,110 | 2,914 | 746,345 | 1,949 | 222,637 |
| | 4 | 2,696,326 | 1,456 | 3,818,188 | 1,788 | 798,057 | 1,013 | 251,115 |
| | 5 | 2,512,021 | 858 | 3,614,920 | 1,077 | 761,992 | 606 | 220,914 |
| | 6 | 2,536,064 | 772 | 3,164,749 | 900 | 761,688 | 455 | 219,315 |
| | 7 | 2,269,453 | 3,447 | 2,927,580 | 3,688 | 702,147 | 2,265 | 167,626 |
| | 8 | 2,279,281 | 2,513 | 2,821,755 | 2,805 | 716,755 | 1,739 | 189,044 |
| | 9 | 2,152,814 | 1,620 | 2,804,449 | 1,868 | 666,727 | 1,038 | 189,552 |
| | 10 | 2,335,284 | 2,904 | 3,262,319 | 3,106 | 729,649 | 1,818 | 189,862 |
| | 11 | 2,311,487 | 2,398 | 3,169,970 | 2,773 | 722,452 | 1,397 | 168,014 |
| | 12 | 2,411,242 | 3,397 | 3,172,019 | 3,615 | 743,998 | 2,724 | 209,916 |
| 07/ | 1 | 2,681,187 | 1,806 | 3,365,461 | 2,029 | 781,297 | 1,281 | 184,281 |
| | 2 | 3,175,390 | 2,946 | 4,190,256 | 3,245 | 922,749 | 2,073 | 212,313 |
| | 3 | 3,156,286 | 1,358 | 4,080,855 | 1,536 | 876,911 | 914 | 270,022 |

注1) 日本証券クリアリング機構（以下、クリアリング機構）調べ。証券決済（数量）は、クリアリング機構による証券の受取り（片道ベース）、資金決済（金額）は、クリアリング機構による金銭の受取り（片道ベース）。なお、2004年12月までの計数についてはJASDAQ（日本証券業協会が証券取引法第67条第2項に基づいて開設した店頭売買有価証券市場。2004年12月13日に廃止）取引分を、2004年12月以降の計数についてはジャスダック証券取引所取引分を、それぞれ含む。

注2) 清算対象取引高は、クリアリング機構が清算対象取引に対し行った債務の引受けに係る約定（以下、清算約定）に係る株券等の数量及び金額（債務引受後のクリアリング機構における訂正のうち、取引日翌々日以降の訂正分を含まない）。

注3) 清算後決済高は、清算約定の決済に係る数量及び金額（クリアリング機構によりネットティングされた後のもの）。

注4) 株券には、優先出資証券、投資証券及び投資信託受益証券を含む。

注5) CBとは、転換社債券及び転換社債型新株予約権付社債券を指す。

6-2 日銀当座預金決済（片道ベース、1営業日平均）

— 百万円

| | | 日銀当座預金決済金額 |
|-----|----|------------|
| 01年 | | |
| 02 | | |
| 03 | | 43,335 |
| 04 | | 59,913 |
| 05 | | 66,987 |
| 06 | | 90,194 |
| 05/ | 1月 | 44,921 |
| | 2 | 42,882 |
| | 3 | 70,225 |
| | 4 | 51,994 |
| | 5 | 41,203 |
| | 6 | 68,615 |
| | 7 | 38,964 |
| | 8 | 56,463 |
| | 9 | 76,870 |
| | 10 | 101,838 |
| | 11 | 81,445 |
| | 12 | 123,115 |
| 06/ | 1 | 95,436 |
| | 2 | 102,214 |
| | 3 | 79,475 |
| | 4 | 109,697 |
| | 5 | 108,850 |
| | 6 | 114,564 |
| | 7 | 72,697 |
| | 8 | 81,218 |
| | 9 | 92,809 |
| | 10 | 70,206 |
| | 11 | 75,149 |
| | 12 | 81,680 |
| 07/ | 1 | 66,355 |
| | 2 | 80,682 |
| | 3 | 125,860 |

注1) クリアリング機構調べ。債務引受を行った清算対象取引の決済に係るクリアリング機構による金銭の受取り。

注2) 上記計数には、取引所取引DVP決済に係る資金決済のほか、国債先物取引等に係る差金決済等も含む。但し、国債先物取引の現渡決済に対応するDVP資金決済は除く。

7. ほふりクリアリング

7-1 株式等の一般振替DVP決済（片道ベース、1営業日平均）

| | 清算対象取引高 (債務引受高) | | | | 清算後資金決済高 |
|---------|--------------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| | 数 量 | | 金 額 | | 金 額 (百万円) |
| | 株 券 (千株) | CB額面総額 (百万円) | 株 券 (百万円) | C B (百万円) | |
| 01 年 | | | | | |
| 02 | | | | | |
| 03 | | | | | |
| 04 | 730,293 | 11,147 | 866,729 | 12,160 | 110,634 |
| 05 | 922,346 | 12,083 | 1,207,904 | 13,743 | 150,452 |
| 06 | 956,720 | 8,644 | 1,660,192 | 10,636 | 187,823 |
| 05/ 1 月 | 691,427 | 10,972 | 827,093 | 11,643 | 114,449 |
| 2 | 867,732 | 15,608 | 1,008,475 | 17,083 | 128,518 |
| 3 | 874,412 | 20,056 | 1,066,962 | 21,799 | 142,418 |
| 4 | 827,711 | 7,098 | 963,697 | 8,057 | 123,866 |
| 5 | 783,984 | 10,449 | 904,073 | 12,125 | 103,650 |
| 6 | 814,280 | 9,961 | 929,501 | 11,571 | 104,413 |
| 7 | 766,044 | 6,969 | 952,302 | 8,027 | 122,236 |
| 8 | 897,324 | 9,535 | 1,213,500 | 10,637 | 162,021 |
| 9 | 996,146 | 16,698 | 1,339,725 | 18,881 | 172,908 |
| 10 | 1,161,401 | 15,590 | 1,645,372 | 18,594 | 191,031 |
| 11 | 1,219,816 | 11,510 | 1,784,542 | 13,573 | 212,383 |
| 12 | 1,154,423 | 10,466 | 1,825,610 | 12,827 | 222,366 |
| 06/ 1 | 1,066,880 | 8,013 | 1,867,590 | 10,547 | 211,422 |
| 2 | 1,103,535 | 9,713 | 1,960,323 | 12,096 | 222,913 |
| 3 | 948,272 | 10,417 | 1,675,533 | 12,944 | 202,487 |
| 4 | 976,364 | 6,908 | 1,845,101 | 10,010 | 240,865 |
| 5 | 1,026,425 | 4,427 | 1,837,184 | 5,905 | 205,035 |
| 6 | 964,807 | 10,934 | 1,574,740 | 12,364 | 185,521 |
| 7 | 912,248 | 9,498 | 1,452,337 | 10,732 | 170,249 |
| 8 | 832,497 | 7,059 | 1,347,460 | 8,701 | 140,092 |
| 9 | 803,261 | 9,049 | 1,392,022 | 11,067 | 161,469 |
| 10 | 960,755 | 10,113 | 1,755,478 | 11,768 | 160,906 |
| 11 | 1,005,178 | 7,240 | 1,720,174 | 8,862 | 173,602 |
| 12 | 906,882 | 10,013 | 1,558,953 | 12,378 | 187,763 |
| 07/ 1 | 945,485 | 8,110 | 1,644,311 | 9,946 | 160,785 |
| 2 | 1,182,388 | 10,617 | 2,138,562 | 12,385 | 208,520 |
| 3 | 1,080,185 | 12,414 | 1,893,975 | 15,095 | 227,395 |

注1) ほふりクリアリング調べ。

注2) 清算対象取引高は、ほふりクリアリングが債務引受けを行った清算対象取引に係る株券等の数量及び金額。清算後資金決済高は、ほふりクリアリングによりネットティングされた後に、資金決済支払額が同受取額を超過した参加者のネット支払額の合計（片道ベース、決済促進送金を除く）。

注3) 株券には、優先出資証券、投資証券及び投資信託受益証券を含む。

注4) CBとは、転換社債券及び転換社債型新株予約権付社債券を指す。

7-2 日銀当座預金決済（片道ベース、1営業日平均）

— 百万円

| | | 日銀当座預金決済金額 |
|-----|----|------------|
| 01年 | | |
| 02 | | |
| 03 | | |
| 04 | | 163,279 |
| 05 | | 221,253 |
| 06 | | 354,171 |
| 05/ | 1月 | 160,590 |
| | 2 | 180,907 |
| | 3 | 190,541 |
| | 4 | 172,566 |
| | 5 | 152,000 |
| | 6 | 154,728 |
| | 7 | 170,389 |
| | 8 | 207,694 |
| | 9 | 242,856 |
| | 10 | 322,556 |
| | 11 | 336,583 |
| | 12 | 359,937 |
| 06/ | 1 | 378,319 |
| | 2 | 402,655 |
| | 3 | 380,205 |
| | 4 | 395,162 |
| | 5 | 358,767 |
| | 6 | 345,932 |
| | 7 | 317,977 |
| | 8 | 286,025 |
| | 9 | 335,489 |
| | 10 | 378,550 |
| | 11 | 345,497 |
| | 12 | 334,872 |
| 07/ | 1 | 290,488 |
| | 2 | 378,013 |
| | 3 | 392,937 |

注1) ほふりクリアリング調べ。

注2) 上記計数は、債務引受けを行った清算対象取引の決済に係るほふりクリアリングによる金銭の受取り（決済促進送金を含む）。

8. 証券保管振替機構

8-1 短期社債決済（片道ベース、1営業日平均）

| (件数) | | —— 件 | | | | | | |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|------|---------------|--|
| | 引受 | 振替 | | 償還 | | 買入消却 | 日銀当預 DVP決済 | |
| | | うちDVP | うちDVP | うちDVP | うちDVP | | | |
| 01年 | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | |
| 03 | 3 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | |
| 04 | 10 | 5 | 7 | 3 | 9 | 7 | 0 | |
| 05 | 110 | 45 | 383 | 247 | 93 | 70 | 0 | |
| 06 | 149 | 71 | 633 | 381 | 171 | 127 | 0 | |
| 05/ 1月 | 25 | 9 | 25 | 15 | 17 | 15 | 0 | |
| 2 | 27 | 10 | 68 | 50 | 20 | 16 | 0 | |
| 3 | 41 | 14 | 71 | 58 | 18 | 15 | 0 | |
| 4 | 110 | 40 | 176 | 105 | 32 | 22 | 0 | |
| 5 | 138 | 55 | 299 | 211 | 72 | 48 | 0 | |
| 6 | 138 | 55 | 414 | 278 | 82 | 62 | 0 | |
| 7 | 128 | 58 | 520 | 323 | 118 | 88 | 0 | |
| 8 | 122 | 50 | 545 | 363 | 135 | 103 | 0 | |
| 9 | 170 | 59 | 590 | 359 | 170 | 131 | 0 | |
| 10 | 132 | 55 | 589 | 362 | 149 | 106 | 0 | |
| 11 | 133 | 60 | 639 | 415 | 152 | 116 | 0 | |
| 12 | 154 | 67 | 609 | 391 | 148 | 113 | 0 | |
| 06/ 1 | 147 | 61 | 526 | 293 | 191 | 138 | 0 | |
| 2 | 145 | 67 | 563 | 370 | 160 | 122 | 0 | |
| 3 | 149 | 55 | 579 | 364 | 176 | 135 | 0 | |
| 4 | 134 | 62 | 574 | 364 | 153 | 110 | 0 | |
| 5 | 146 | 73 | 558 | 345 | 179 | 130 | 0 | |
| 6 | 140 | 67 | 561 | 345 | 159 | 118 | 0 | |
| 7 | 153 | 80 | 621 | 365 | 178 | 132 | 0 | |
| 8 | 136 | 72 | 695 | 420 | 150 | 113 | 0 | |
| 9 | 167 | 73 | 687 | 408 | 173 | 128 | 0 | |
| 10 | 150 | 75 | 721 | 427 | 186 | 131 | 0 | |
| 11 | 155 | 80 | 741 | 430 | 180 | 130 | 0 | |
| 12 | 171 | 87 | 755 | 429 | 173 | 133 | 0 | |
| 07/ 1 | 169 | 84 | 747 | 436 | 204 | 144 | 0 | |
| 2 | 166 | 86 | 784 | 446 | 189 | 134 | 0 | |
| 3 | 185 | 82 | 740 | 410 | 198 | 143 | 0 | |

注) 証券保管振替機構調べ。

(金額)

— 百万円

| | 引受 | | 振替 | | 償還 | | 買入消却 | 日銀当預 DVP決済 |
|--------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|------|---------------|
| | | うちDVP | | うちDVP | | うちDVP | | |
| 01年 | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | |
| 03 | 12,512 | 9,946 | 6,918 | 2,207 | 6,884 | 5,881 | 0 | 18,035 |
| 04 | 54,718 | 37,136 | 34,281 | 15,167 | 45,819 | 39,286 | 16 | 91,590 |
| 05 | 459,020 | 233,917 | 1,917,009 | 1,445,537 | 380,697 | 313,963 | 12 | 1,993,417 |
| 06 | 639,521 | 371,753 | 3,339,847 | 2,306,849 | 649,084 | 536,874 | 106 | 3,215,476 |
| 05/ 1月 | 125,185 | 81,547 | 155,998 | 109,156 | 108,572 | 92,599 | 0 | 283,302 |
| 2 | 144,368 | 92,879 | 314,544 | 257,665 | 133,451 | 106,788 | 158 | 457,333 |
| 3 | 184,198 | 114,445 | 300,430 | 263,680 | 134,194 | 106,503 | 0 | 484,628 |
| 4 | 427,740 | 201,960 | 798,868 | 637,534 | 177,814 | 144,141 | 0 | 983,635 |
| 5 | 529,427 | 261,911 | 1,562,020 | 1,352,846 | 325,069 | 250,936 | 0 | 1,865,693 |
| 6 | 562,624 | 268,032 | 2,071,551 | 1,641,116 | 355,651 | 290,534 | 0 | 2,199,682 |
| 7 | 530,443 | 285,058 | 2,707,029 | 1,978,191 | 484,274 | 394,361 | 0 | 2,657,609 |
| 8 | 544,226 | 269,597 | 2,687,031 | 2,013,126 | 504,373 | 420,770 | 0 | 2,703,494 |
| 9 | 657,360 | 300,185 | 2,911,459 | 2,118,729 | 651,482 | 554,759 | 0 | 2,973,673 |
| 10 | 542,199 | 276,879 | 3,082,638 | 2,282,773 | 554,319 | 449,585 | 0 | 3,009,236 |
| 11 | 587,037 | 317,953 | 3,193,290 | 2,351,046 | 532,327 | 453,020 | 0 | 3,122,018 |
| 12 | 639,833 | 322,067 | 3,009,403 | 2,186,193 | 576,881 | 477,851 | 0 | 2,986,111 |
| 06/ 1 | 623,599 | 303,633 | 2,883,986 | 1,837,877 | 648,135 | 507,511 | 26 | 2,649,020 |
| 2 | 651,457 | 338,141 | 2,773,951 | 2,034,890 | 670,744 | 561,289 | 200 | 2,934,320 |
| 3 | 602,105 | 303,686 | 2,787,916 | 1,977,256 | 735,694 | 617,381 | 455 | 2,898,323 |
| 4 | 634,184 | 356,090 | 2,973,192 | 2,139,226 | 606,246 | 479,956 | 0 | 2,975,272 |
| 5 | 602,111 | 358,360 | 2,943,041 | 2,055,757 | 624,385 | 512,766 | 0 | 2,926,884 |
| 6 | 594,471 | 350,167 | 3,026,551 | 2,043,416 | 609,899 | 513,004 | 0 | 2,906,588 |
| 7 | 688,595 | 429,210 | 3,261,198 | 2,200,716 | 674,458 | 573,817 | 0 | 3,203,743 |
| 8 | 611,541 | 384,398 | 3,599,218 | 2,509,526 | 574,234 | 482,830 | 0 | 3,376,754 |
| 9 | 668,125 | 389,902 | 3,746,055 | 2,562,111 | 668,963 | 545,226 | 0 | 3,497,238 |
| 10 | 646,332 | 394,784 | 3,832,000 | 2,628,442 | 658,683 | 537,350 | 481 | 3,560,575 |
| 11 | 675,999 | 430,176 | 4,012,487 | 2,752,795 | 665,274 | 557,171 | 90 | 3,740,142 |
| 12 | 684,779 | 422,468 | 4,195,974 | 2,899,889 | 657,816 | 554,271 | 0 | 3,876,628 |
| 07/ 1 | 689,368 | 427,520 | 4,141,543 | 2,915,134 | 693,842 | 570,380 | 0 | 3,913,034 |
| 2 | 685,406 | 412,522 | 4,245,641 | 2,977,952 | 685,798 | 546,061 | 0 | 3,936,535 |
| 3 | 697,418 | 401,175 | 4,071,455 | 2,806,693 | 743,688 | 594,759 | 0 | 3,802,627 |

注) 証券保管振替機構調べ。

8-2 一般債決済（片道ベース、1営業日平均）

| (件数) | | —— 件 | | | | | | |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|------|---------------|-----|
| | 引受 | 振替 | | 償還 | | 買入消却 | 日銀当預 DVP決済 | |
| | | うちDVP | うちDVP | うちDVP | うちDVP | | | |
| 01年 | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | |
| 03 | | | | | | | | |
| 04 | | | | | | | | |
| 05 | | | | | | | | |
| 06 | 153 | 38 | 593 | 181 | 0 | 0 | 0 | 219 |
| 06/ 1月 | 53 | 29 | 106 | 49 | 0 | 0 | 0 | 78 |
| 2 | 111 | 20 | 242 | 133 | 0 | 0 | 0 | 153 |
| 3 | 312 | 38 | 336 | 147 | 0 | 0 | 0 | 185 |
| 4 | 78 | 23 | 493 | 125 | 0 | 0 | 0 | 148 |
| 5 | 131 | 50 | 424 | 149 | 0 | 0 | 0 | 199 |
| 6 | 160 | 41 | 538 | 191 | 0 | 0 | 0 | 231 |
| 7 | 145 | 38 | 681 | 174 | 0 | 0 | 0 | 212 |
| 8 | 114 | 26 | 669 | 184 | 0 | 0 | 0 | 210 |
| 9 | 270 | 49 | 816 | 232 | 0 | 0 | 1 | 281 |
| 10 | 98 | 37 | 632 | 194 | 1 | 0 | 1 | 231 |
| 11 | 136 | 45 | 869 | 265 | 0 | 0 | 1 | 310 |
| 12 | 197 | 61 | 1,203 | 297 | 1 | 0 | 1 | 358 |
| 07/ 1 | 110 | 31 | 1,018 | 243 | 8 | 8 | 2 | 283 |
| 2 | 151 | 41 | 1,336 | 383 | 16 | 15 | 2 | 439 |
| 3 | 299 | 70 | 1,664 | 471 | 21 | 20 | 5 | 561 |

注1) 証券保管振替機構調べ。

注2) 上記件数は、円貨で発行された債券（デュアルカレンシー債等を含む）に限る。

注3) ファクターの減少に伴う定時償還（一部繰上償還を含む）が行われた銘柄については、当該銘柄が満期償還を迎えた際に「償還」の項目に計上。

(金額)

— 百万円

| | 引受 | | 振替 | | 償還 | | 買入消却 | 日銀当預 DVP決済 |
|--------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|-------|---------------|
| | | うちDVP | | うちDVP | | うちDVP | | |
| 01年 | | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | | |
| 03 | | | | | | | | |
| 04 | | | | | | | | |
| 05 | | | | | | | | |
| 06 | 127,860 | 87,115 | 292,823 | 115,365 | 167 | 150 | 369 | 202,630 |
| 06/ 1月 | 48,224 | 38,247 | 55,126 | 31,007 | 0 | 0 | 0 | 69,255 |
| 2 | 103,086 | 72,278 | 144,936 | 85,589 | 0 | 0 | 0 | 157,867 |
| 3 | 162,423 | 90,722 | 234,845 | 98,798 | 0 | 0 | 0 | 189,520 |
| 4 | 112,391 | 74,110 | 270,531 | 91,759 | 0 | 0 | 615 | 165,869 |
| 5 | 138,940 | 80,008 | 243,717 | 108,850 | 3 | 0 | 108 | 188,858 |
| 6 | 129,164 | 95,676 | 365,621 | 121,021 | 0 | 0 | 54 | 216,697 |
| 7 | 123,029 | 91,810 | 400,821 | 115,298 | 0 | 0 | 1,073 | 207,107 |
| 8 | 104,922 | 75,661 | 285,528 | 109,514 | 0 | 0 | 13 | 185,175 |
| 9 | 170,173 | 107,701 | 346,085 | 150,349 | 56 | 0 | 296 | 258,049 |
| 10 | 115,315 | 84,336 | 282,636 | 124,473 | 1,704 | 1,695 | 1,889 | 210,504 |
| 11 | 151,787 | 111,206 | 383,196 | 150,568 | 20 | 0 | 60 | 261,774 |
| 12 | 157,914 | 113,189 | 445,773 | 178,632 | 174 | 52 | 294 | 291,873 |
| 07/ 1 | 107,912 | 77,530 | 386,590 | 146,239 | 7,094 | 7,042 | 3,450 | 230,811 |
| 2 | 159,056 | 115,971 | 663,143 | 226,114 | 6,085 | 5,265 | 327 | 347,350 |
| 3 | 201,134 | 115,527 | 809,962 | 249,723 | 11,041 | 3,972 | 1,705 | 369,223 |

注1) 証券保管振替機構調べ。

注2) 上記金額は、円貨で発行された債券（デュアルカレンシー債等を含む）に限る。

注3) ファクターの減少に伴う定時償還（一部繰上償還を含む）が行われた銘柄については、当該銘柄が満期償還を迎えた際に「償還」の項目に計上。

注4) 定時償還（同上）銘柄については、実質金額（振替口座簿に記録された金額にファクターを乗じて得た金額）ではなく、各社債の金額が計上。

8-3 投資信託決済（片道ベース、1営業日平均）

| | | (件 数) | | | | —— 件 | |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|------|---------------|
| | | 設 定 | うちDVP | 解 約 | うちDVP | 償 還 | 日銀当預 DVP決済 |
| 01年 | | | | | | | |
| 02 | | | | | | | |
| 03 | | | | | | | |
| 04 | | | | | | | |
| 05 | | | | | | | |
| 06 | | | | | | | |
| 07/ | 1月 | 4,521 | 765 | 5,192 | 1,350 | 4 | 2,115 |
| | 2 | 4,604 | 808 | 5,535 | 1,483 | 6 | 2,291 |
| | 3 | 5,134 | 879 | 5,058 | 1,396 | 6 | 2,275 |

注) 証券保管振替機構調べ。

(金額)

— 百万円

| | 設定 | 解約 | | 償還 | 日銀当預 DVP決済 |
|--------|---------|---------|---------|--------|---------------|
| | | うちDVP | うちDVP | | |
| 01年 | | | | | |
| 02 | | | | | |
| 03 | | | | | |
| 04 | | | | | |
| 05 | | | | | |
| 06 | | | | | |
| 07/ 1月 | 450,338 | 246,170 | 351,388 | 5,325 | 451,565 |
| 2 | 493,759 | 275,943 | 390,499 | 7,679 | 501,357 |
| 3 | 455,781 | 231,739 | 404,870 | 12,281 | 474,152 |

注1) 証券保管振替機構調べ。

注2) 金額は、受益権1口あたりの元本に口数を乗じた計数。

8-4 株式口座振替（片道ベース、1営業日平均）

— 件、百万株

| | 件 数 | | 株 数 | |
|---------|---------|---------|-------|-------|
| | 取引所取引 | 一 般 | 取引所取引 | 一 般 |
| 01 年度 | 79,942 | 54,680 | 979 | 1,376 |
| 02 | 81,763 | 60,792 | 918 | 1,443 |
| 03 | 76,520 | 73,368 | 1,258 | 1,785 |
| 04 | 91,481 | 102,775 | 1,382 | 2,098 |
| 05 | 108,536 | 138,061 | 1,712 | 2,571 |
| 06 | 100,361 | 138,153 | 1,520 | 2,594 |
| 05/ 1 月 | 98,729 | 103,495 | 1,369 | 1,758 |
| 2 | 103,693 | 115,370 | 1,590 | 2,143 |
| 3 | 107,864 | 124,146 | 1,715 | 2,510 |
| 4 | 102,142 | 118,650 | 1,451 | 2,387 |
| 5 | 96,387 | 111,564 | 1,300 | 1,882 |
| 6 | 98,114 | 116,911 | 1,480 | 2,052 |
| 7 | 103,435 | 116,781 | 1,464 | 1,884 |
| 8 | 105,635 | 124,751 | 1,676 | 2,290 |
| 9 | 106,768 | 129,995 | 1,912 | 2,919 |
| 10 | 111,468 | 157,240 | 2,017 | 3,229 |
| 11 | 116,750 | 155,503 | 2,072 | 2,971 |
| 12 | 123,769 | 164,401 | 2,065 | 2,955 |
| 06/ 1 | 123,602 | 166,773 | 1,839 | 2,738 |
| 2 | 115,988 | 161,821 | 1,803 | 2,814 |
| 3 | 100,079 | 135,502 | 1,484 | 2,758 |
| 4 | 109,550 | 146,986 | 1,588 | 2,840 |
| 5 | 101,359 | 149,072 | 1,514 | 2,389 |
| 6 | 98,162 | 141,864 | 1,513 | 2,437 |
| 7 | 94,335 | 133,434 | 1,395 | 2,268 |
| 8 | 94,792 | 121,614 | 1,430 | 2,188 |
| 9 | 91,260 | 117,130 | 1,329 | 2,531 |
| 10 | 99,055 | 136,930 | 1,453 | 2,772 |
| 11 | 98,361 | 144,596 | 1,437 | 2,591 |
| 12 | 103,972 | 131,907 | 1,482 | 2,348 |
| 07/ 1 | 103,241 | 135,060 | 1,556 | 2,337 |
| 2 | 109,153 | 153,047 | 1,831 | 3,039 |
| 3 | 102,512 | 148,737 | 1,741 | 3,434 |

注1) 証券保管振替機構の公表資料に基づき日本銀行において作成。

注2) 「件数・取引所取引」及び「株数・取引所取引」は、渡方現物清算参加者から日本証券クリアリング機構への振替及び日本証券クリアリング機構から受方現物清算参加者への振替に係る件数・株数の合計。

注3) 「件数・一般」及び「株数・一般」は、渡方参加者から受方参加者への振替に係る件数・株数（DVP振替においては、渡方DVP参加者からほふりクリアリングへの振替に係る件数・株数）。

Ⅲ. その他

1. 通貨流通高

1-1 日本銀行券発行高

— 億円、() 内は前年比%

| | | 日本銀行券 発行高 | 一万円 | 五千円 | 二千円 | 千円 |
|------|-----|------------------|---------|--------|--------|--------|
| 01 年 | | 690,042 (+8.8) | 625,062 | 24,348 | 3,436 | 35,500 |
| 02 | | 754,718 (+9.4) | 683,832 | 25,135 | 7,697 | 36,370 |
| 03 | | 769,096 (+1.9) | 695,500 | 25,403 | 9,730 | 36,793 |
| 04 | | 779,564 (+1.4) | 702,025 | 27,735 | 10,096 | 38,052 |
| 05 | | 792,705 (+1.7) | 720,611 | 28,153 | 5,072 | 37,235 |
| 06 | | 798,367 (+0.7) | 727,900 | 27,750 | 3,305 | 37,793 |
| 05/ | 1 月 | 732,144 (+2.4) | 659,492 | 25,824 | 9,514 | 35,660 |
| | 2 | 730,816 (+2.4) | 660,687 | 24,853 | 8,931 | 34,693 |
| | 3 | 746,719 (+4.6) | 677,015 | 24,835 | 8,383 | 34,837 |
| | 4 | 760,065 (+3.8) | 689,134 | 25,483 | 8,002 | 35,800 |
| | 5 | 734,516 (+3.3) | 665,935 | 24,811 | 7,644 | 34,481 |
| | 6 | 740,167 (+3.5) | 672,203 | 24,789 | 7,222 | 34,310 |
| | 7 | 740,976 (+3.4) | 673,303 | 24,995 | 6,695 | 34,341 |
| | 8 | 735,764 (+2.7) | 668,397 | 25,116 | 6,378 | 34,233 |
| | 9 | 734,711 (+2.8) | 667,694 | 25,205 | 6,083 | 34,090 |
| | 10 | 737,916 (+2.8) | 671,290 | 25,165 | 5,762 | 34,063 |
| | 11 | 739,132 (+1.8) | 672,416 | 25,502 | 5,420 | 34,158 |
| | 12 | 792,705 (+1.7) | 720,611 | 28,153 | 5,072 | 37,235 |
| 06/ | 1 | 747,488 (+2.1) | 679,841 | 26,143 | 4,857 | 35,013 |
| | 2 | 746,616 (+2.2) | 680,758 | 25,376 | 4,572 | 34,279 |
| | 3 | 749,781 (+0.4) | 684,362 | 25,226 | 4,337 | 34,225 |
| | 4 | 760,911 (+0.1) | 694,405 | 25,687 | 4,070 | 35,121 |
| | 5 | 739,543 (+0.7) | 675,189 | 24,832 | 3,760 | 34,135 |
| | 6 | 745,626 (+0.7) | 681,476 | 24,722 | 3,593 | 34,210 |
| | 7 | 746,246 (+0.7) | 682,102 | 24,732 | 3,536 | 34,252 |
| | 8 | 744,769 (+1.2) | 680,399 | 24,855 | 3,488 | 34,403 |
| | 9 | 741,388 (+0.9) | 677,256 | 24,715 | 3,418 | 34,376 |
| | 10 | 744,469 (+0.9) | 680,222 | 24,766 | 3,343 | 34,518 |
| | 11 | 745,566 (+0.9) | 680,807 | 25,161 | 3,296 | 34,683 |
| | 12 | 798,367 (+0.7) | 727,900 | 27,750 | 3,305 | 37,793 |
| 07/ | 1 | 752,440 (+0.7) | 686,004 | 25,928 | 3,239 | 35,652 |
| | 2 | 756,627 (+1.3) | 691,419 | 25,352 | 3,171 | 35,070 |
| | 3 | 758,941 (+1.2) | 693,482 | 25,520 | 3,119 | 35,206 |

注) 年・月末流通高。単位未満、切捨。

1-2 貨幣流通高

— 億円、() 内は前年比%

| | 貨幣 流通高 | 貨幣流通高 | | | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|--------|--------|-------|-------|-----|-----|
| | | 五百円 以下計 | 五百円 | 百円 | 五十円 | 十円 | 五円 | 一円 |
| 01 年 | 42,937 (+1.7) | 31,817 (+2.7) | 16,268 | 10,131 | 2,300 | 2,077 | 629 | 410 |
| 02 | 43,664 (+1.7) | 32,661 (+2.7) | 17,047 | 10,187 | 2,310 | 2,077 | 627 | 410 |
| 03 | 44,225 (+1.3) | 33,343 (+2.1) | 17,624 | 10,295 | 2,305 | 2,082 | 624 | 409 |
| 04 | 44,919 (+1.6) | 34,149 (+2.4) | 18,368 | 10,372 | 2,296 | 2,083 | 619 | 408 |
| 05 | 45,022 (+0.2) | 34,373 (+0.7) | 18,564 | 10,439 | 2,270 | 2,078 | 611 | 408 |
| 06 | 45,285 (+0.6) | 34,746 (+1.1) | 18,879 | 10,518 | 2,258 | 2,075 | 605 | 408 |
| 05/ 1 月 | 44,785 (+1.8) | 34,024 (+2.8) | 18,365 | 10,267 | 2,290 | 2,076 | 617 | 407 |
| 2 | 44,616 (+2.0) | 33,867 (+3.0) | 18,344 | 10,156 | 2,276 | 2,065 | 616 | 406 |
| 3 | 44,496 (+2.0) | 33,762 (+3.0) | 18,311 | 10,102 | 2,266 | 2,060 | 614 | 406 |
| 4 | 44,600 (+1.7) | 33,877 (+2.6) | 18,335 | 10,186 | 2,270 | 2,064 | 614 | 406 |
| 5 | 44,463 (+1.4) | 33,749 (+2.2) | 18,262 | 10,140 | 2,266 | 2,061 | 613 | 406 |
| 6 | 44,232 (+1.0) | 33,528 (+1.7) | 18,125 | 10,082 | 2,249 | 2,053 | 612 | 406 |
| 7 | 44,248 (+0.7) | 33,553 (+1.2) | 18,134 | 10,101 | 2,245 | 2,053 | 611 | 406 |
| 8 | 44,282 (+0.6) | 33,597 (+1.1) | 18,132 | 10,145 | 2,245 | 2,055 | 611 | 406 |
| 9 | 44,311 (+0.5) | 33,636 (+1.0) | 18,159 | 10,162 | 2,242 | 2,055 | 610 | 406 |
| 10 | 44,362 (+0.3) | 33,696 (+0.8) | 18,207 | 10,169 | 2,244 | 2,057 | 610 | 406 |
| 11 | 44,617 (+0.4) | 33,959 (+0.9) | 18,358 | 10,267 | 2,250 | 2,065 | 610 | 407 |
| 12 | 45,022 (+0.2) | 34,373 (+0.7) | 18,564 | 10,439 | 2,270 | 2,078 | 611 | 408 |
| 06/ 1 | 44,882 (+0.2) | 34,239 (+0.6) | 18,512 | 10,364 | 2,268 | 2,075 | 610 | 408 |
| 2 | 44,594 (-0.0) | 33,962 (+0.3) | 18,373 | 10,253 | 2,254 | 2,064 | 609 | 407 |
| 3 | 44,502 (+0.0) | 33,880 (+0.3) | 18,347 | 10,210 | 2,247 | 2,059 | 608 | 407 |
| 4 | 44,752 (+0.3) | 34,141 (+0.8) | 18,481 | 10,323 | 2,254 | 2,067 | 607 | 407 |
| 5 | 44,690 (+0.5) | 34,088 (+1.0) | 18,458 | 10,299 | 2,251 | 2,064 | 607 | 406 |
| 6 | 44,533 (+0.7) | 33,940 (+1.2) | 18,396 | 10,229 | 2,242 | 2,059 | 605 | 406 |
| 7 | 44,604 (+0.8) | 34,019 (+1.4) | 18,470 | 10,235 | 2,243 | 2,058 | 605 | 406 |
| 8 | 44,646 (+0.8) | 34,070 (+1.4) | 18,511 | 10,247 | 2,241 | 2,058 | 604 | 406 |
| 9 | 44,652 (+0.8) | 34,084 (+1.3) | 18,520 | 10,257 | 2,240 | 2,056 | 604 | 406 |
| 10 | 44,718 (+0.8) | 34,161 (+1.4) | 18,581 | 10,272 | 2,239 | 2,057 | 604 | 407 |
| 11 | 44,928 (+0.7) | 34,380 (+1.2) | 18,697 | 10,362 | 2,244 | 2,064 | 604 | 407 |
| 12 | 45,285 (+0.6) | 34,746 (+1.1) | 18,879 | 10,518 | 2,258 | 2,075 | 605 | 408 |
| 07/ 1 | 45,183 (+0.7) | 34,651 (+1.2) | 18,851 | 10,461 | 2,256 | 2,069 | 604 | 407 |
| 2 | 44,964 (+0.8) | 34,441 (+1.4) | 18,770 | 10,353 | 2,246 | 2,060 | 603 | 406 |
| 3 | 44,875 (+0.8) | 34,363 (+1.4) | 18,745 | 10,314 | 2,239 | 2,054 | 602 | 406 |

注1) 貨幣流通高は記念貨を含む。また、日本銀行保有分を除き、市中金融機関保有分を含む。

注2) 年・月末流通高。単位未満、切捨。

2. SWIFT

— 件、%

| | 総送信件数 <前年比> | | | | | | 世界に占める 日本のシェア | <参考> 日本の参加 金融機関数 |
|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------------|------------------------|
| | | | 顧客送金 | 銀行間付替 | 証券 | その他 | | |
| 01 年 | 44,435,517 | < +10.5 > | 6,552,921 | 6,369,117 | 14,501,058 | 17,012,421 | 2.8 | 258 |
| 02 | 50,065,261 | < +12.7 > | 6,739,910 | 6,164,403 | 20,043,652 | 17,117,296 | 2.9 | 258 |
| 03 | 57,115,759 | < +14.1 > | 7,157,821 | 6,545,967 | 25,080,906 | 18,331,065 | 2.9 | 256 |
| 04 | 70,546,885 | < +23.5 > | 8,187,476 | 6,970,672 | 35,569,488 | 19,819,249 | 2.9 | 258 |
| 05 | 76,207,180 | < +8.0 > | 8,113,667 | 7,186,171 | 39,402,973 | 21,504,369 | 3.2 | 258 |
| 06 | 84,263,354 | < +10.6 > | 8,532,433 | 7,825,996 | 44,293,097 | 23,611,828 | 3.1 | 261 |
| 05/ 1 月 | 6,151,506 | < +35.0 > | 635,594 | 586,649 | 3,172,150 | 1,757,113 | 3.3 | 257 |
| 2 | 5,878,310 | < +17.1 > | 591,824 | 536,752 | 3,152,693 | 1,597,041 | 3.1 | 257 |
| 3 | 7,168,783 | < +10.8 > | 734,163 | 628,878 | 3,939,218 | 1,866,524 | 3.3 | 255 |
| 4 | 5,618,250 | < -7.2 > | 670,296 | 554,474 | 2,736,548 | 1,656,932 | 2.7 | 255 |
| 5 | 5,442,978 | < -6.0 > | 643,248 | 548,038 | 2,636,193 | 1,615,499 | 2.7 | 258 |
| 6 | 6,307,879 | < -1.5 > | 705,826 | 616,197 | 3,091,704 | 1,894,152 | 2.9 | 260 |
| 7 | 5,698,228 | < -2.4 > | 663,125 | 559,613 | 2,717,243 | 1,758,247 | 2.7 | 260 |
| 8 | 6,935,879 | < +17.6 > | 706,574 | 630,715 | 3,690,866 | 1,907,724 | 3.3 | 260 |
| 9 | 6,428,888 | < +10.1 > | 653,449 | 617,290 | 3,357,018 | 1,801,131 | 2.9 | 261 |
| 10 | 6,732,435 | < +6.0 > | 657,147 | 605,776 | 3,680,051 | 1,789,461 | 3.1 | 258 |
| 11 | 6,657,781 | < +6.5 > | 681,104 | 616,473 | 3,550,580 | 1,809,624 | 3.0 | 258 |
| 12 | 7,186,263 | < +18.3 > | 771,317 | 685,316 | 3,678,709 | 2,050,921 | 3.2 | 258 |
| 06/ 1 | 6,459,443 | < +5.0 > | 621,986 | 572,520 | 3,527,368 | 1,737,569 | 3.0 | 257 |
| 2 | 6,721,803 | < +14.3 > | 638,854 | 576,179 | 3,723,575 | 1,783,195 | 3.1 | 257 |
| 3 | 7,303,329 | < +1.9 > | 778,751 | 690,630 | 3,799,284 | 2,034,664 | 2.9 | 255 |
| 4 | 6,429,029 | < +14.4 > | 690,953 | 604,086 | 3,317,145 | 1,816,845 | 3.0 | 255 |
| 5 | 6,731,963 | < +23.7 > | 685,067 | 648,878 | 3,434,723 | 1,963,295 | 2.6 | 254 |
| 6 | 7,576,451 | < +20.1 > | 750,838 | 675,285 | 4,044,335 | 2,105,993 | 3.0 | 254 |
| 7 | 6,292,534 | < +10.4 > | 649,441 | 607,379 | 3,223,512 | 1,812,202 | 2.8 | 254 |
| 8 | 7,045,502 | < +1.6 > | 765,725 | 684,918 | 3,525,570 | 2,069,289 | 3.0 | 254 |
| 9 | 7,169,653 | < +11.5 > | 696,429 | 697,207 | 3,827,678 | 1,948,339 | 3.0 | 256 |
| 10 | 7,431,889 | < +10.4 > | 755,647 | 685,686 | 3,999,027 | 1,991,529 | 3.0 | 256 |
| 11 | 7,633,133 | < +14.6 > | 754,006 | 663,299 | 4,045,518 | 2,170,310 | 3.0 | 256 |
| 12 | 7,468,625 | < +3.9 > | 744,736 | 719,929 | 3,825,362 | 2,178,598 | 3.1 | 261 |
| 07/ 1 | 7,217,489 | < +11.7 > | 656,202 | 797,210 | 3,687,140 | 2,076,937 | 2.8 | 258 |
| 2 | 7,698,644 | < +14.5 > | 682,185 | 757,772 | 4,194,701 | 2,063,986 | 3.1 | 258 |
| 3 | 9,382,872 | < +28.5 > | 894,925 | 1,033,356 | 4,830,220 | 2,624,371 | 3.2 | 259 |

注1) 全国銀行協会調べ。

注2) 総送信件数は在日銀行等（外銀在日支店を含む）の総送信件数。

3. 金融機関のCD・ATM取引状況（1営業日平均）

—— 千件、億円

| | 支払件数 | 支払金額 |
|--------|-------|-------|
| 01年 | 1,645 | 946 |
| 02 | 1,521 | 878 |
| 03 | 1,406 | 817 |
| 04 | 1,342 | 788 |
| 05 | 1,349 | 783 |
| 06 | 1,309 | 722 |
| 05/ 1月 | 1,230 | 727 |
| 2 | 1,275 | 747 |
| 3 | 1,228 | 732 |
| 4 | 1,345 | 802 |
| 5 | 1,364 | 775 |
| 6 | 1,298 | 750 |
| 7 | 1,491 | 865 |
| 8 | 1,284 | 717 |
| 9 | 1,376 | 749 |
| 10 | 1,422 | 774 |
| 11 | 1,381 | 745 |
| 12 | 1,508 | 1,011 |
| 06/ 1 | 1,240 | 708 |
| 2 | 1,259 | 698 |
| 3 | 1,267 | 701 |
| 4 | 1,354 | 757 |
| 5 | 1,297 | 709 |
| 6 | 1,291 | 713 |
| 7 | 1,443 | 804 |
| 8 | 1,209 | 650 |
| 9 | 1,308 | 677 |
| 10 | 1,302 | 679 |
| 11 | 1,295 | 666 |
| 12 | 1,448 | 913 |
| 07/ 1 | 1,216 | 648 |
| 2 | 1,296 | 681 |
| 3 | 1,290 | 675 |

注1) 全国銀行協会の公表資料に基づき日本銀行において作成。

注2) CD・ATMによる業態内・業態間（全国キャッシュサービス：MICS）取引の総計。
金融機関間における取引の計数であり、金融機関内における取引の計数を含まない。

